

災害対策基本法の改正による指定難病及び小児慢性特定疾病の
患者に対する避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所の
影響についてのアンケート調査
(第1報)

アンケート期間：2022年2月～3月



2022年5月

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
(JPA)

災害対策基本法の改正による指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する
避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所の影響についてのアンケート調査
(第1報)

目次

【調査報告本文】	3
1. 自治体への難病患者の災害対応アンケートについて	4
2. 調査方法	5
3. 設問の概要	5
4. 調査結果の概要【単純集計】	6
5. 調査結果の概要【クロス集計】(市町村の人口別)	8
【調査結果】	11
第1章 単純集計	12
第2章 クロス集計(市町村の人口別)	31
【参考資料】	71
参考① 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果	72
参考② 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について	79
参考③ 難病患者等に関する避難支援等体制の整備について(周知)	85

【調査報告本文】

1. 自治体への難病患者の災害対応アンケートについて
2. 調査方法
3. 設問の概要
4. 調査結果の概要【単純集計】
5. 調査結果の概要【クロス集計】（市町村の人口別）

**災害対策基本法の改正による指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する
避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所の影響についてのアンケート調査
(第1報)**

1. 自治体への難病患者の災害対応アンケートについて

JPA 日本難病・疾病団体協議会
理事 小関 理

今回のアンケートは、令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことを受け、各自治体が難病患者や障がい者の災害対応について、どのような取り組みを進めているのか現状を明らかにすることを目的に患者の視点から実施したものです。

特に、「私たち難病患者は災害時の対応に際し行政からどのように位置づけられているのか」について実態を明らかにし、対応が不十分な点については、行政にいつその施策の強化を求めていくことも視野に入れ取り組みました。

11年前の東日本大震災では、被災した難病患者、障がい者の義務として、災害対応について多くの情報を発信してきました。

内部障がい者は、ピリピリした避難所の中で、見た目は健常者と変わらないのにそれぞれの病状を抱え、健常者と同じことができないことから疎外され、あげく出て行かざるを得ないケースが多発しました。また、福祉避難所の情報はあるのに患者を何処に案内して良いかわからない職員、難病患者の対応マニュアルがないからと保健師に来てもらえない現実、厚労省の通達がうまく伝わっていないため、患者からそれを示さないと仮設住宅の改良・改造もできない、公的機関からのきめ細かな医薬品の情報はなく自分たちで発信せざるを得ない、など多くの患者は悲惨な状況に追い込まれたのでした。

東日本大震災以後、「災害対策基本法」の改正や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の策定により、障害者の災害対応は相当前進しました。

宮城県仙台市の「津波避難タワー」は車いすで登れるようになったし、備蓄品としてある程度の医薬品も備えてあります。「マイタイムライン」等の住民自身の自発的行動を促すソフト開発も行われています。被災3県（岩手、福島、宮城）沿岸部はじめ全国の自治体で、難病患者や障がい者への災害対策が進んでいます。

しかし、2016年の熊本地震の際、福祉避難所は機能せず、かろうじて熊本学園大学の講堂が福祉避難所の機能を果たしたのでした。2019年の台風19号、川越市では福祉避難所が開設されず障害者は施設を転々となりました。宮城県丸森町では酸素ボンベ使用者がヘリコプターで避難することができませんでした。災害時要支援者名簿開示のタイミングが難しいとの発言もありました。

今回の災害アンケート結果が難病患者・障がい者自身の防災への具体的対応、そして、すべての自治体が「災害対策基本法」や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、各省庁の通達の実施や具体的施策の実行につながり、今後の難病患者や障害者の災害対応の一助になることを祈念します。

最後に、公務ご多忙の折、この回答をお寄せいただいた全国553自治体のご協力に深く感謝申し上げます。

2. 調査方法

◎調査対象：市町村 1,741 自治体

…消防庁での「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況に関する調査」と同じ調査対象とした。

◎調査期間：2022 年 2 月～3 月

◎調査方法：上記市町村 1,741 自治体の防災担当宛にアンケート用紙を郵送し、エクセルデータの返送もしくは WEB アンケートに回答いただいた。

◎回収率

回答依頼先（各市町村）：1741 件

回答件数：553 件（エクセルでの回答 223、WEB アンケートでの回答 331（重複 1））

回収率：31.8%

3. 設問の概要

◎基本情報

- 1-① ご所属の自治体をご記入ください。
- 1-② ご所属の部署・部課をご記入ください。
- 1-③ 自治体の人口を教えてください。

◎指定難病及び小児慢性特定疾病患者に関する項目

- 2-① 受給者名簿は都道府県から受け取っていますか？
- 2-② 避難行動要支援者名簿に入っていますか？
- 2-③ 名簿情報は平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？
- 2-④ 避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数が分かれば教えてください。
- 2-⑤ 前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数が分かれば教えてください。

◎災害対策基本法の改正に関する項目

- 2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？
- 2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。
- 3-① 個別避難計画作成の優先度について避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？
- 3-② 「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？
- 4-④ 災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？
- 4-⑤ 福祉避難所への直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？

◎避難および避難所等に関する項目

- 2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？
- 4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？
- 4-② 福祉避難所は公表していますか？
- 4-③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？

4. 調査結果の概要【単純集計】

◎指定難病及び小児慢性特定疾病患者に関する項目

2-① 受給者名簿は都道府県から受け取っていますか？

・「受給者名簿を受け取っていない」と回答した自治体が63.3%と非常に多い。

2-② 避難行動要支援者名簿に入っていますか？

・指定難病患者が何らかの理由で一部でも避難行動要支援者名簿に入っている自治体は70%程度と推定できる。

(指定難病患者すべてが入っている15.1%、同意した方のみ入っている26.6%)

2-③ 名簿情報は平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？

・現状では、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、名簿提供に同意した方のみ避難支援等関係者へ提供している場合が多い(78.7%)。

2-④ 避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数が分かれば教えてください。

・無回答の自治体が299と非常に多く(54.1%)、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者を把握できている自治体が少ないと推定できる。

・0名の割合が18.9%、0~10名の割合が43.3%、0~50名の割合が66.5%

指定難病患者が避難行動要支援者名簿に入っている自治体は70%程度と推定できるが、把握できている避難行動要支援者の実数は非常に少ないと思われる。

2-⑤ 前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数が分かれば教えてください。

・0名の割合が30.5%、0~10名の割合が54.5%、0~50名の割合が77.3%

平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方は当然さらに少ない。

◎災害対策基本法の改正に関する項目

◎個別避難計画の作成は、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むことが求められている。「災害対策基本法の改正に関する項目」については、改正法が昨年5月に施行されたばかりであることから、現状維持や検討中という回答が非常に多い。

これらの項目については、今後の進捗の動向を見ていく必要があると考える。

2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？

・「避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない」 52.0%

「現在、検討中なので何とも言えない」 40.9% が非常に多い。

2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。

・「条例の制定は考えていない」 47.2%

「現在、検討中なので何とも言えない」 43.1% が非常に多い。

3-① 個別避難計画作成の優先度について避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？

・「指定難病等の患者である」は10.7%のみ

「現在、検討中なので何とも言えない」が65.6%と多い。

- 3-② 「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？
 ・「現在、検討中なので何とも言えない」 74.3% が非常に多い。
- 4-④ 災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、
 難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？
 ・「今後検討するかもしれないが、今は考えていない。」 73.3% が非常に多い。
- 4-⑤ 福祉避難所への直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？
 ・「現在、検討中なので何とも言えない」 72.4% が非常に多い。

◎避難および避難所等に関する項目

- 2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？
 ・「避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことはない」 57.4% が多かった。
 要援護者を想定した訓練や、高齢者を対象にした訓練を実施している自治体もあったが、
 要支援者が訓練に参加しているかは、把握ができていない自治体が多かった。
- 4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？
 ・「避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていない」自治体は
 83.5%と非常に多い。
 ・運用マニュアルに「指定難病」「小児慢性特定疾病」としての記載はないが、避難行動の「要
 配慮者」「要支援者」「要援護者」の中で難病患者に対応していくことにしている自治体が
 29自治体ある。地域の難病患者を「要配慮者」としてどのように把握しているのか、災害
 発生時に避難行動の対応ができるのか疑問が残る結果と言える。
- 4-② 福祉避難所は公表していますか？
 ・平常時からホームページやハザードマップで福祉避難所を公表している自治体が多いが、
 「福祉避難所は開設するが平常時からの公表はしていない」 24.1%
 「発災のときから公表している」 13.8% などの自治体があった。
 ・平常時からの公表はしていない自治体では、「協定による福祉避難所であり、公表につい
 て同意を得ていない」との回答が目立った。
- 4-③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？
 ・特別養護老人ホーム等の老人施設、障害者関連の福祉センターをはじめ、多岐にわたる
 施設が福祉避難所に指定されていることが分かった。
 ・ただし、多くの施設は本来業務があり、災害時に福祉避難所として稼働できるのかどうか
 は疑問である。
 ・福祉避難所が未指定の自治体が存在する。
 ・医療機関を挙げた自治体があることは評価できる。
 ・被災時の対応人員をどう確保できるかが一番重要な課題ではないか。

5. 調査結果の概要【クロス集計】（市町村の人口別）

A 1万人未満、B 1万人以上～5万人未満、C 5万人以上～20万人未満、

D 20万人以上～100万人未満、E 保健所政令市 の5区分でクロス集計を行った。

※保健所政令市では、指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は自ら把握できると考えられるため別枠として区分した。

◎指定難病及び小児慢性特定疾病患者に関する項目

2-① 受給者名簿は都道府県から受け取っていますか？

- ・「受給者名簿を受け取っている」割合が、全体 36.7%に対して区分Dでは 20.8%と低い。
…保健所政令市では自ら受給者証を把握しやすいが、人口の多い区分Dは都道府県に受給者名簿をお願いする必要がある、受給者も多いことが予測されるので対策が進みにくいのではないかと。

※区分Dは回答数が 24 自治体と少ないため「偏り」がみられるかもしれないので、結論を断定せず、今後の進捗をみていく必要がある（以下の設問も同様）。

2-② 避難行動要支援者名簿に入っていますか？

- ・全体と比較して区分Aと区分Dで、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者が避難行動要支援者名簿の対象になっていない割合が高い。
…人口の少ない区分Aと人口の多い区分Dで、対策が進みにくい可能性があるため、進捗を注意深くみていく必要がある。

2-③ 名簿情報は平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？

- ・やはり区分Aと区分D（特に区分D）で、指定難病等の患者が避難行動要支援者名簿の対象となっていない自治体が多いことが分かる。
…対象となっていない自治体の割合：全体 32.2%、区分A 40.3%、区分D 54.2%
- ・人口規模が多くなるにしたがって「名簿提供に同意した方のみ名簿情報を提供している」自治体の割合が増え、「同意の有無に関係なく平常時には名簿情報を提供していない」自治体の割合が減る。
…同意した方のみ名簿情報を提供している自治体の割合：
全体 78.7%、区分A 55.4%、区分C 85.3%、区分E 94.1%
…同意の有無に関係なく、平常時には名簿情報を提供していない
全体 12.5%、区分A 26.5%、区分C 5.3%、区分D 0.0%

2-④ 避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数が分かれば教えてください。

- ・区分Dで不明が多く（33.3%（全体は 5.5%））、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数も少ない（10名以下が 55.6%（全体は 43.3%））。

…この結果が正しければ、区分Dの対策が進みにくい可能性が高いと思われる。

※特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は令和2年度末現在で 1,033,770 人（およそ人口の 0.82%に相当）

区分Dは 20 万人以上～100 万人未満のため、受給者証所持者数は 1600 人～8200 人程度おられると予想され、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数は非常に少ないと考えてよい。

2-⑤ 前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数が分かれば教えてください。

- ・2-④の設問と同様に、区分Dの平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数は少ない（全体としても非常に少ない）。

◎災害対策基本法の改正に関する項目

◎単純集計と同様、個別避難計画の作成は、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むことが求められているので、「災害対策基本法の改正に関する項目」については、改正法が昨年5月に施行されたばかりであることから、人口区分によって多少の違いはあるものの現状維持や検討中という回答が非常に多い（3-①、4-⑤以外はコメント省略）。よって、これらの項目については、区分別に今後の進捗の動向を見ていく必要があると考える。

2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？

2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。

3-① 個別避難計画作成の優先度について避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？

- ・「指定難病等の患者である」と回答した割合：

全体 10.7%、区分A 10.1%、区分B 12.7%、区分C 9.4%、区分D 8.3%、区分E 7.1%
と人口が増えるにつれて、やや「指定難病等の患者」の優先度が低くなる傾向にある。

3-② 「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？

4-④ 災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？

4-⑤ 福祉避難所への直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？

- ・「指定難病等である」と回答した割合：

全体 13.4%、区分A 14.5%、区分B 16.5%、区分C 9.6%、区分D 8.3%、区分E 7.7%
と人口が増えるにつれて、やや「指定難病等の患者」の優先度が低くなる傾向にある。

◎避難および避難所等に関する項目

2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？

- ・人口規模が多くなるにしたがって、避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがある割合が増える傾向にある。

…「避難訓練をしたことがある割合」：

全体 36.7%、区分A 29.2%、区分B 35.0%、区分C 37.8%、区分D 62.5%、区分E 52.4%

4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？

- ・区分Eが、避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っている割合が比較的多い（19.0%（全体 6.7%））が、いずれにしてもマニュアルに入っている割合は少ない。

4－② 福祉避難所は公表していますか？

- ・人口規模が多くなるにつれて、「その他」が多くなり、平常時から福祉避難所を公表している割合が多くなる傾向にある。逆に人口規模の少ない自治体では、「福祉避難所開設の予定はない」「平常時には公表していない」割合が多くなる傾向にある。

… a + b + c の割合：

全体 39.6%、区分A 61.6%、区分B 41.8%、区分C 24.4%、区分D 12.5%、区分E 16.7%

※ 「a 福祉避難所開設の予定はない」

「b 福祉避難所は開設するが平常時からの公表はしていない」

「c 発災のときから公表している」

4－③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？

- ・人口規模が多くなるにつれて、福祉避難所の施設の種類の多くなる傾向にある。

以上

【調査結果】

第1章 単純集計

第2章 クロス集計（市町村の人口別）

災害対策基本法の改正による指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する
避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所の影響についてのアンケート調査
(第1報)

【調査結果】

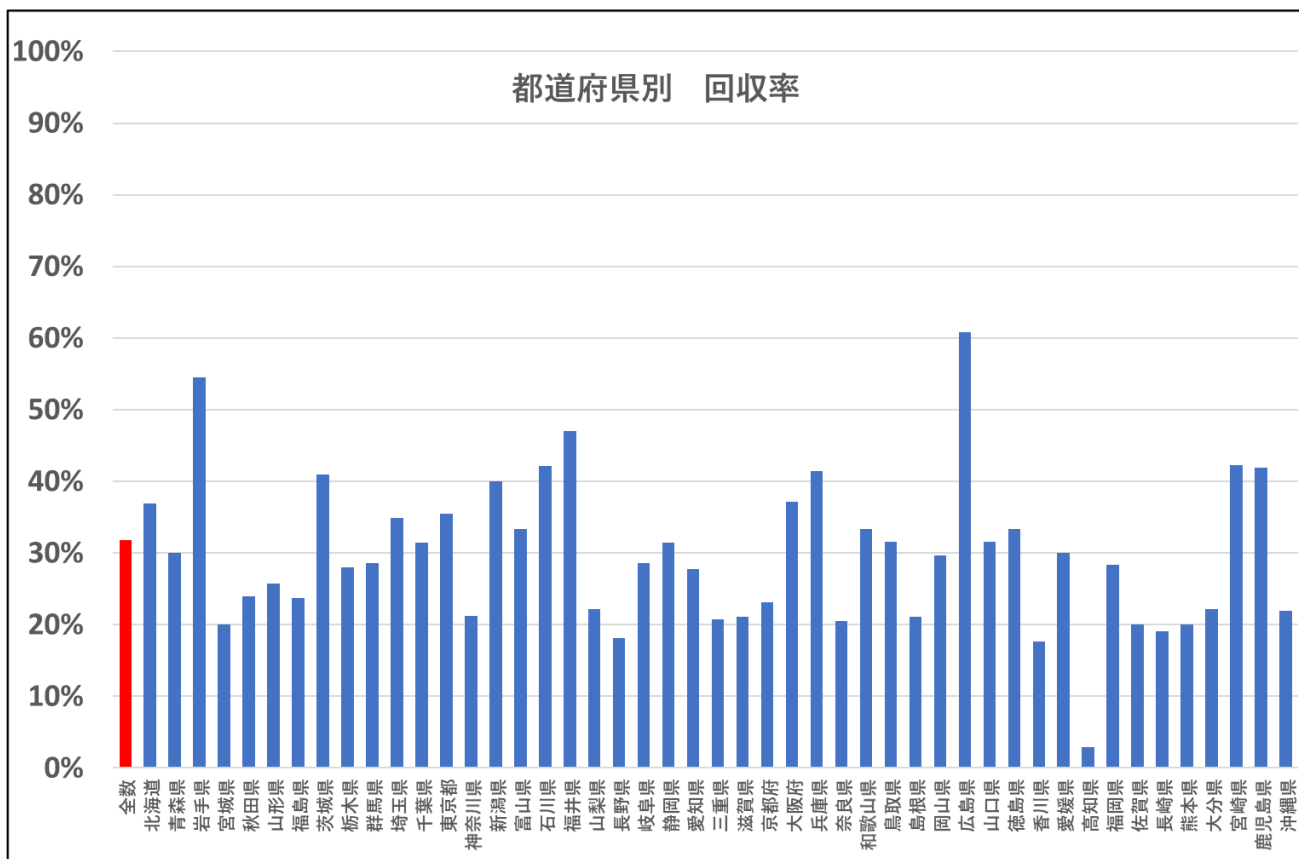
第1章 単純集計

1-① ご所属の自治体をご記入ください。

1-② ご所属の部署・部課をご記入ください。

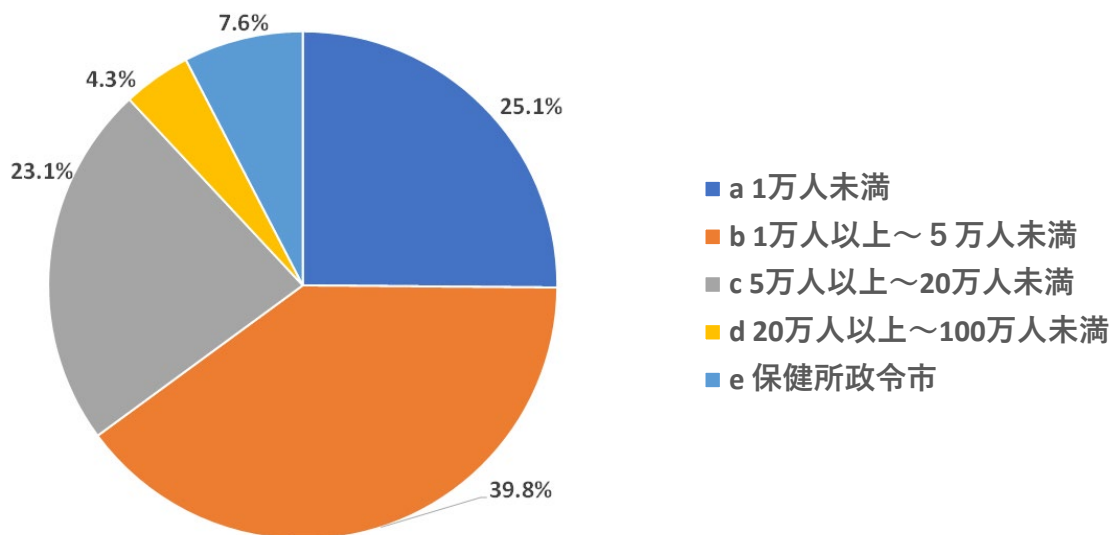
	全体	回答団体	回収率		全体	回答団体	回収率
北海道	179	66	36.9%	滋賀県	19	4	21.1%
青森県	40	12	30.0%	京都府	26	6	23.1%
岩手県	33	18	54.5%	大阪府	43	16	37.2%
宮城県	35	7	20.0%	兵庫県	41	17	41.5%
秋田県	25	6	24.0%	奈良県	39	8	20.5%
山形県	35	9	25.7%	和歌山県	30	10	33.3%
福島県	59	14	23.7%	鳥取県	19	6	31.6%
茨城県	44	18	40.9%	島根県	19	4	21.1%
栃木県	25	7	28.0%	岡山県	27	8	29.6%
群馬県	35	10	28.6%	広島県	23	14	60.9%
埼玉県	63	22	34.9%	山口県	19	6	31.6%
千葉県	54	17	31.5%	徳島県	24	8	33.3%
東京都	62	22	35.5%	香川県	17	3	17.6%
神奈川県	33	7	21.2%	愛媛県	20	6	30.0%
新潟県	30	12	40.0%	高知県	34	1	2.9%
富山県	15	5	33.3%	福岡県	60	17	28.3%
石川県	19	8	42.1%	佐賀県	20	4	20.0%
福井県	17	8	47.1%	長崎県	21	4	19.0%
山梨県	27	6	22.2%	熊本県	45	9	20.0%
長野県	77	14	18.2%	大分県	18	4	22.2%
岐阜県	42	12	28.6%	宮崎県	26	11	42.3%
静岡県	35	11	31.4%	鹿児島県	43	18	41.9%
愛知県	54	15	27.8%	沖縄県	41	9	22.0%
三重県	29	6	20.7%	所在地 不明		28	

回答依頼先（各市町村）：1741件 回答件数：553件 回収率：31.8%



1-③ 自治体の人口を教えてください。

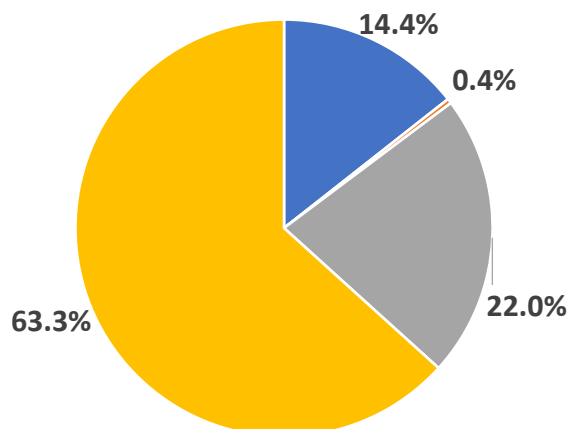
	回答数	比率
a 1万人未満	139	25.1%
b 1万人以上～5万人未満	220	39.8%
c 5万人以上～20万人未満	128	23.1%
d 20万人以上～100万人未満	24	4.3%
e 保健所政令市	42	7.6%
合計 (回答数)	553	100.0%



2-① 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は、都道府県から受け取っていますか？

	回答数	比率
a 指定難病の受給者名簿のみ受け取っている	78	14.4%
b 小児慢性特定疾病の受給者名簿のみ受け取っている	2	0.4%
c 両方の受給者名簿を受け取っている	119	22.0%
d 両方の受給者名簿を受け取っていない	343	63.3%
合計（回答数）	542	100.0%
無回答	11	

2-① 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は、都道府県から受け取っていますか？

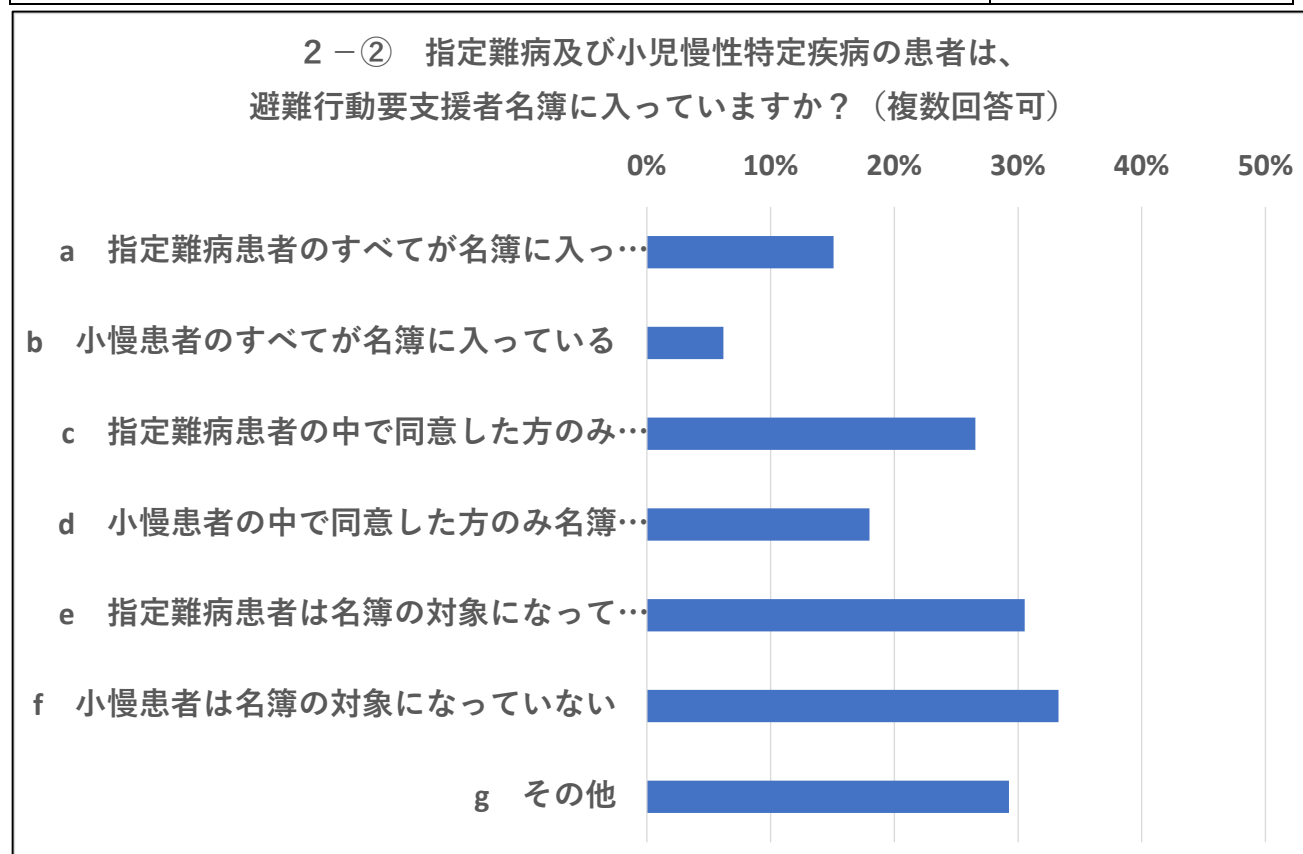


- a 指定難病の受給者名簿のみ受け取っている
- b 小児慢性特定疾病の受給者名簿のみ受け取っている
- c 両方の受給者名簿を受け取っている
- d 両方の受給者名簿を受け取っていない

◎ 「両方の受給者名簿を受け取っていない」と回答した自治体が63.3%と非常に多い。
 （保健所政令市では、自ら受給者名簿を把握できると考えられる）

2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、避難行動要支援者名簿に入っていますか？
 (複数回答可)

	回答数	比率
a 指定難病患者のすべてが名簿に入っている	83	15.1%
b 小慢患者のすべてが名簿に入っている	34	6.2%
c 指定難病患者の中で同意した方のみ名簿に入っている	146	26.6%
d 小慢患者の中で同意した方のみ名簿に入っている	99	18.0%
e 指定難病患者は名簿の対象になっていない	168	30.6%
f 小慢患者は名簿の対象になっていない	183	33.3%
g その他	161	29.3%
合計	874	159.2%
無回答	4	
回答数	549	



◎ a + bで 21.3%、c + dで 44.6%、e + fで 63.9%

〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	A 指定難病患者受給者証及び特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等への対応ができていると思われる回答	18
2	B 指定難病患者受給者証及び、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の情報がないと考えられる回答 (文字として書いてはあるが?等も含む)	130
3	A・B 判定不能	17
4	手上げ方式	46
5	人工呼吸器装着者等名簿に記載されているもの	11
6	民生委員・自治会役員等地域の人が判断する	9
7	意味不明	4

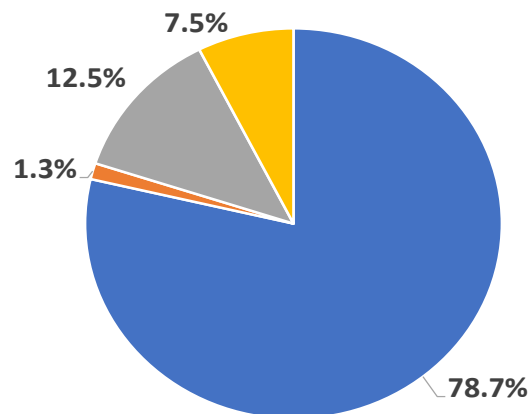
- ◎受給者証等の記載がない、把握していない自治体が多いと考えられる。確認等の必要性がある。
 手上げ方式が1/3 ぐらいある。明記していないがもっと多いと思われる。
 災害時要支援者名簿開示について議論が必要。
 人工呼吸器等の情報も受給者証情報も保健所なはず、なのに受給者証の情報が伝わっていない。

2-③ 指定難病等の患者が避難行動要支援者名簿の対象となっている市町村にお聞きします。

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、平常時において避難支援等関係者（名簿情報を提供する先）に提供されていますか？

	回答数	比率
a 名簿提供に同意した方のみ、避難支援等関係者へ名簿情報を提供している	295	78.7%
b 条例等により、名簿提供に同意が得られなくても、避難支援等関係者へ名簿情報を提供している	5	1.3%
c 同意の有無に関係なく、平常時には避難支援等関係者へ名簿情報を提供していない	47	12.5%
d その他	28	7.5%
合計（回答数）	375	100.0%
無回答	178	

2-③ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？



- a 名簿提供に同意した方のみ、名簿情報を提供している
- b 条例等により、名簿提供に同意が得られなくても名簿情報を提供している
- c 同意の有無に関係なく、平常時には名簿情報を提供していない
- d その他

〔その他の回答について〕

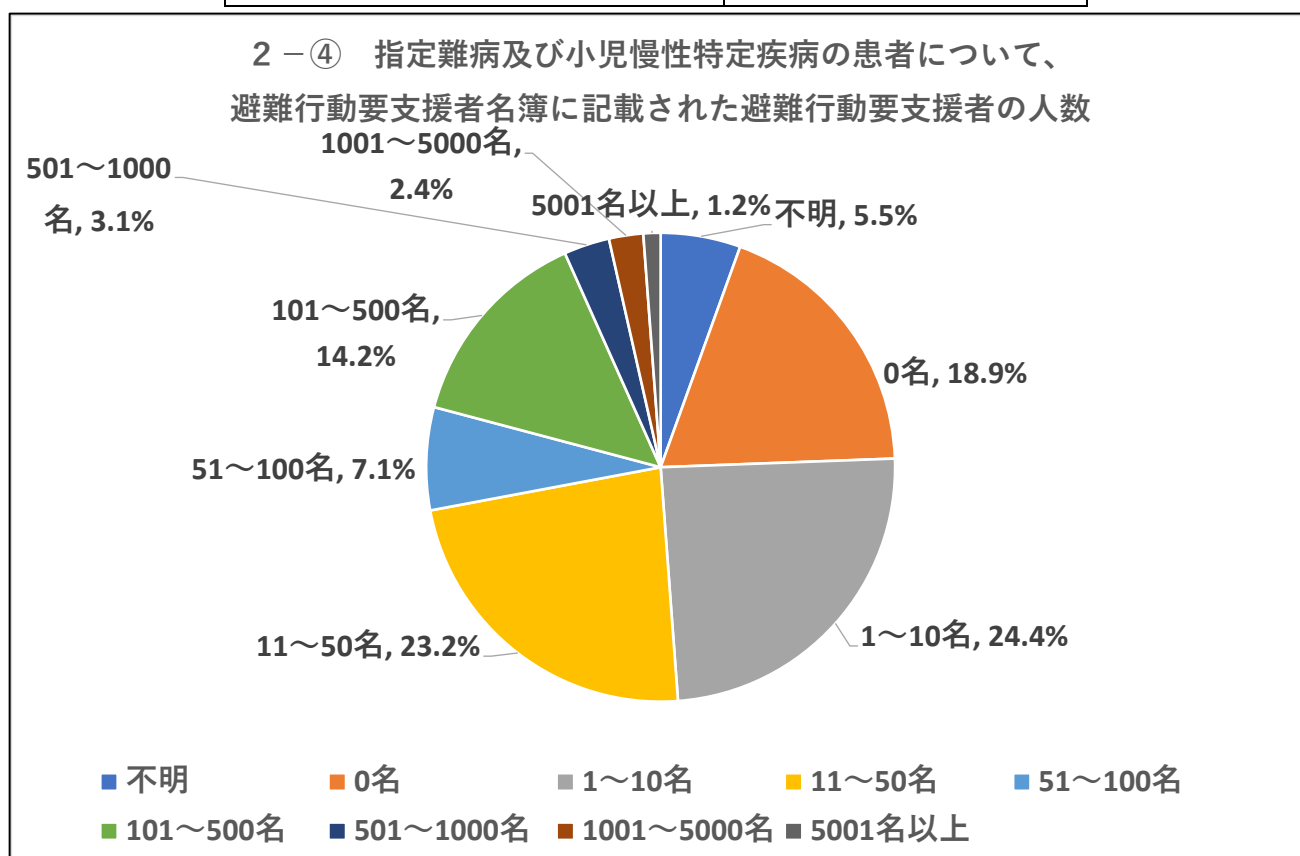
NO	項目	件数
1	名簿を提供（同意した方のみ、拒否した方を除き提供、同意なし）	15
2	名簿対象者になっていない	10
3	検討中・策定中	2
4	その他	1

◎回答率は 67.8%（指定難病等の患者が要支援者名簿の対象となっている市町村の割合の推定）

◎80%の自治体が、名簿提供を実施している。名簿情報を提供していない自治体は、その他の「名簿対象者になっていない」を含めて 15.2%となっている。今後の対応が待たれる。

2-④ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数が分かれば教えてください。

	回答数	比率
不明	14	5.5%
0名	48	18.9%
1～10名	62	24.4%
11～50名	59	23.2%
51～100名	18	7.1%
101～500名	36	14.2%
501～1000名	8	3.1%
1001～5000名	6	2.4%
5001名以上	3	1.2%
合計（回答数）	254	100.0%
無回答	299	



◎無回答の自治体が299と非常に多く（54.1%）、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者を把握できている自治体が少ないと推測できる。

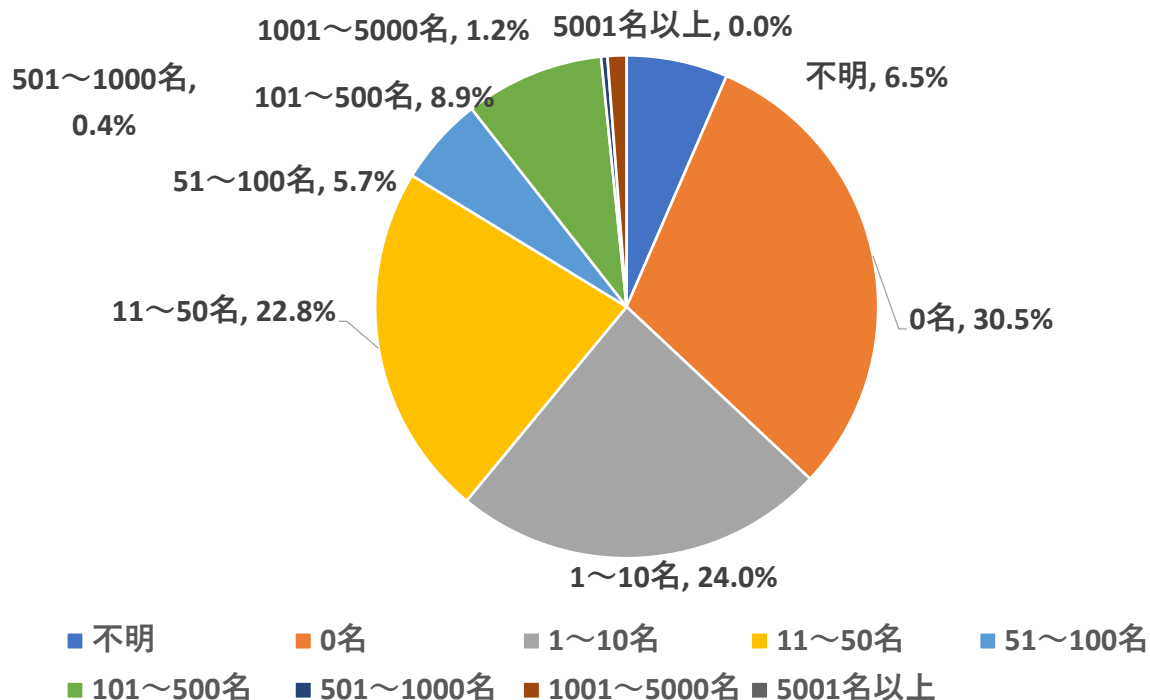
◎0名の割合が18.9%、0～10名の割合が43.3%、0～50名の割合が66.5%

指定難病患者が避難行動要支援者名簿に入っている自治体は70%程度と推定できるが（2-②）、把握できている避難行動要支援者の実数は非常に少ないと思われる。

2-⑤ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数が分かれば教えてください。

	回答数	比率
不明	16	6.5%
0名	75	30.5%
1～10名	59	24.0%
11～50名	56	22.8%
51～100名	14	5.7%
101～500名	22	8.9%
501～1000名	1	0.4%
1001～5000名	3	1.2%
5001名以上	0	0.0%
合計（回答数）	246	100.0%
無回答	307	

2-⑤ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数



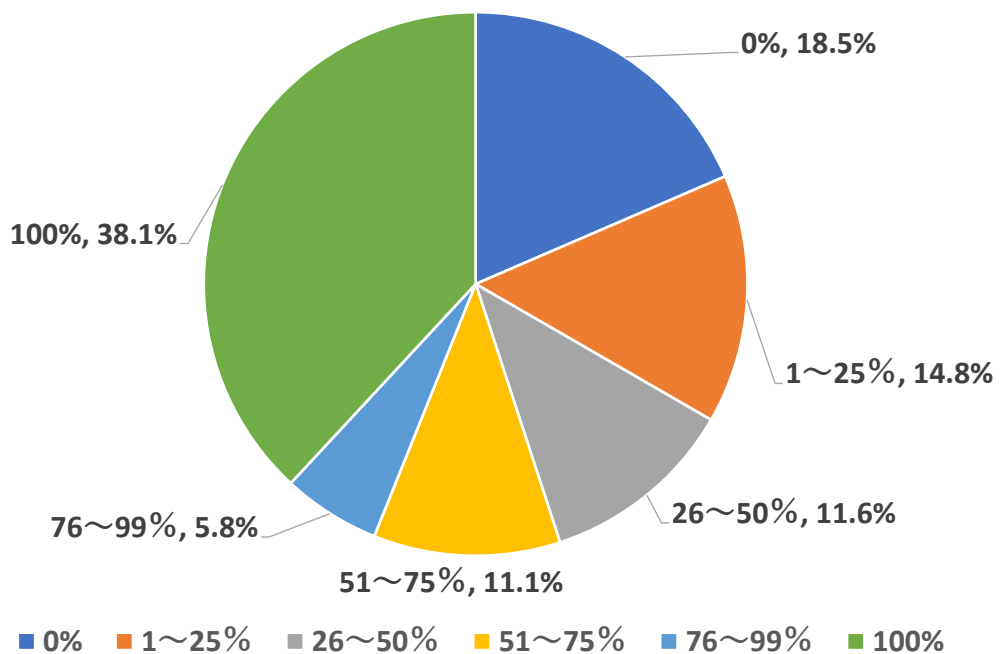
◎0名の割合が30.5%、0～10名の割合が54.5%、0～50名の割合が77.3%

〔2-⑤/2-④〕

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の割合

2-⑤/2-④	回答数	比率
0%	35	18.5%
1~25%	28	14.8%
26~50%	22	11.6%
51~75%	21	11.1%
76~99%	11	5.8%
100%	72	38.1%
合計（回答数）	189	100.0%
無回答	364	

指定難病等の患者について、名簿に記載された避難行動要支援者の中で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の割合



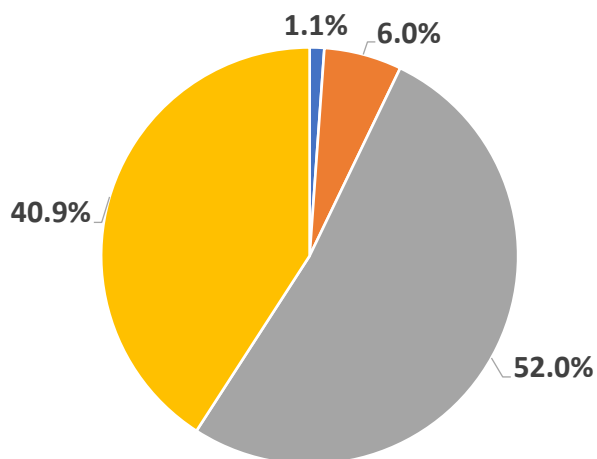
◎ 2-⑤/2-④=100%とは、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方しか避難行動要支援者名簿に記載されていないことになり、例えば、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することを同意している方のみ避難行動要支援者名簿に記載する自治体が考えられる。

◎ 一方、2-⑤/2-④=0%とは、避難行動要支援者名簿に記載しても、平常時には避難支援等関係者に名簿情報を提供しない自治体が考えられる。

2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？

	回答数	比率
a 名簿への掲載の対象を縮小する可能性がある（既に縮小した）	6	1.1%
b 名簿への掲載の対象を拡大する可能性がある（既に拡大した）	32	6.0%
c 避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない	276	52.0%
d 現在、検討中なので何とも言えない	217	40.9%
合計（回答数）	531	100.0%
無回答	22	

2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？



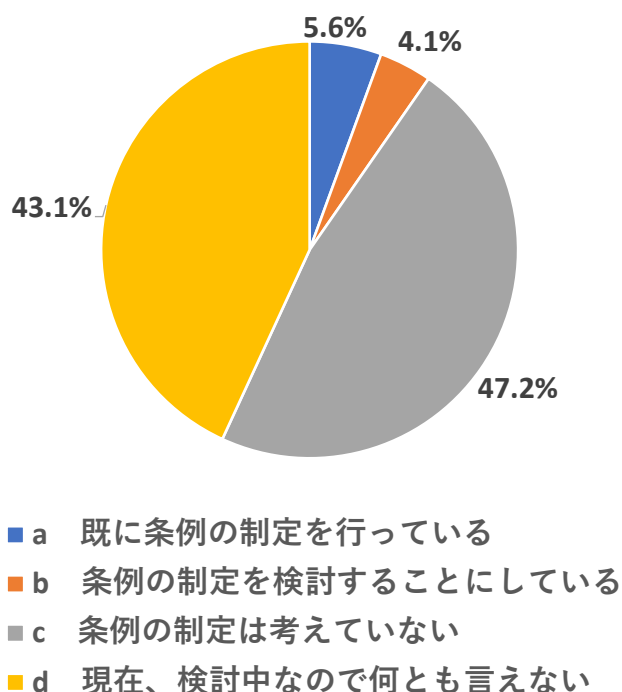
- a 名簿への掲載の対象を縮小する可能性がある（既に縮小した）
- b 名簿への掲載の対象を拡大する可能性がある（既に拡大した）
- c 避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない
- d 現在、検討中なので何とも言えない

◎ 「避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない」 52.0%
「現在、検討中なので何とも言えない」 40.9% が非常に多い。

2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。

	回答数	比率
a 既に条例の制定を行っている	30	5.6%
b 条例の制定を検討することになっている	22	4.1%
c 条例の制定は考えていない	254	47.2%
d 現在、検討中なので何とも言えない	232	43.1%
合計（回答数）	538	100.0%
無回答	15	

2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例」への対応について



◎ 「条例の制定は考えていない」 47.2%

「現在、検討中なので何とも言えない」 43.1% が非常に多い。

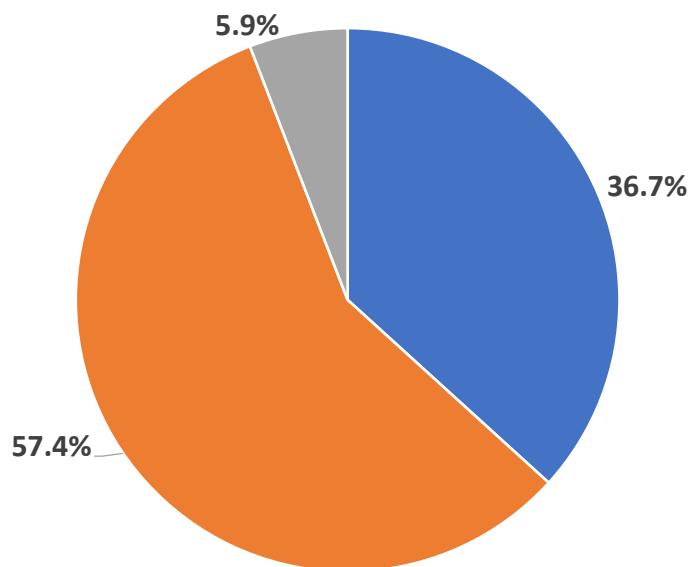
2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？

(指定難病及び小児慢性特定疾病の患者以外の避難行動要支援者のみでも結構です)

	回答数	比率
a 避難訓練をしたことがある	201	36.7%
b 避難訓練をしたことはない	314	57.4%
c その他	32	5.9%
合計	547	100.0%
無回答	6	

2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？

(指定難病等の患者以外の避難行動要支援者のみでも結構です)



■ a 避難訓練をしたことがある ■ b 避難訓練をしたことはない ■ c その他

〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	自主防災組織を中心に地域で訓練	22
2	社会福祉協議会、小学校区、民生委員の協力で訓練	4
3	今後実施予定	2

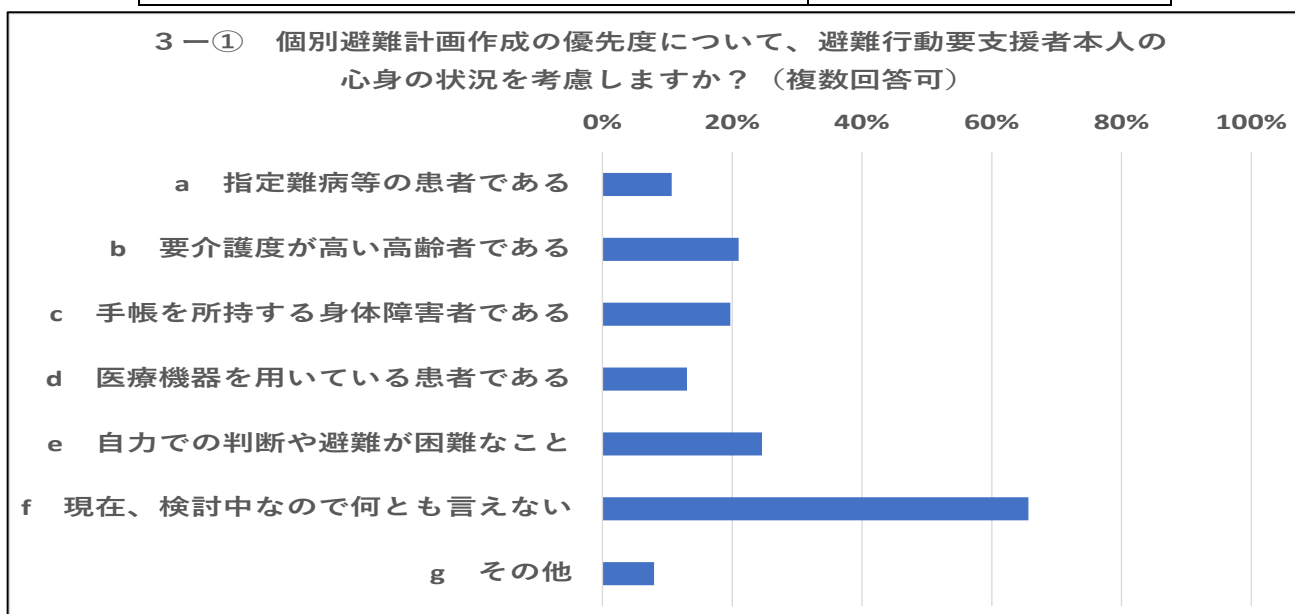
◎原子力防災訓練に関しては、市町村が主になって訓練が行われていた。要援護者を想定した訓練や、高齢者を対象にした訓練を実施している自治体もあった。

検討中が数件あったが、ほとんどは地域で開催しており、要支援者が訓練に参加しているかは、把握ができていない自治体が多かった。

◎「避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことはない」 57.4% が多かった。

3-① 災害対策基本法の改正により「個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲」が、地域防災計画において定める必須事項になりました。個別避難計画作成の優先度について、避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）

	回答数	比率
a 指定難病等の患者である	59	10.7%
b 要介護度が高い高齢者である	116	21.0%
c 手帳を所持する身体障害者である	109	19.7%
d 医療機器を用いている患者である	72	13.0%
e 自力での判断や避難が困難なこと	136	24.6%
f 現在、検討中なので何とも言えない	363	65.6%
g その他	44	8.0%
合計	899	162.6%
無回答	0	
回答数	553	



〔その他の回答について〕

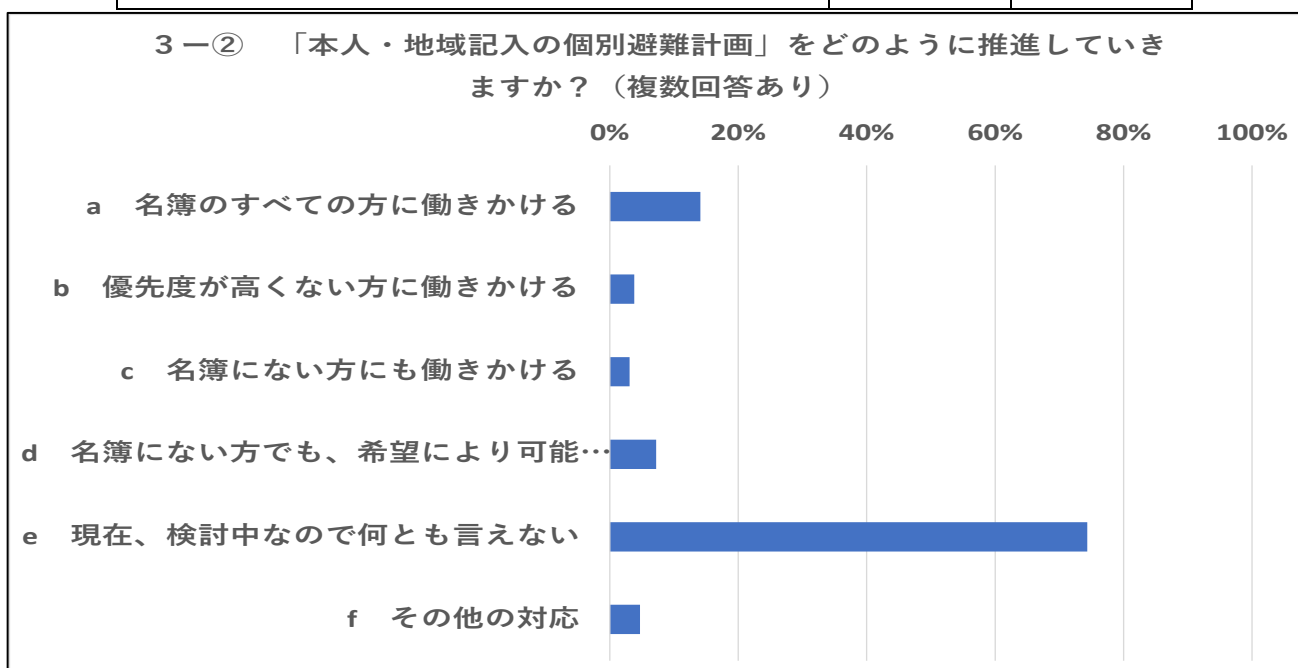
NO	項目	件数
1	優先的に考慮していない	10
2	ハザードマップで危険地域にいる人を優先している	8
3	危険地域にいて非難が困難な方を優先している	6
4	療育手帳、精神福祉手帳を持っている人も含む	7

◎回答Cの「身体障害者手帳（1級、2級）を所持している・・・」を1級、2級の手帳以外の者は含まれないと理解し、療育手帳、精神福祉手帳、を持っている人を優先すると答えていた自治体があった。

◎「指定難病等の患者である」は10.7%のみ、「現在、検討中なので何とも言えない」が65.6%と多い。

3-② 災害対策基本法の改正により、個別避難計画作成の優先度が低い方は「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを進めていくことになっています。「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？（複数回答あり）

	回答数	比率
a 名簿のすべての方に働きかける	78	14.1%
b 優先度が低い方に働きかける	21	3.8%
c 名簿にない方にも働きかける	17	3.1%
d 名簿にない方でも、希望により可能とする	40	7.2%
e 現在、検討中なので何とも言えない	411	74.3%
f その他の対応	26	4.7%
合計	593	107.2%
無回答	0	
回答数	553	



【その他の回答について】

NO	項目	件数
1	すべての対象者の策定をする	10
2	今は考えていない、未定、検討中	4
3	自治体、社協、医療機関などと連携し検討中	4
4	希望があれば作成する	4

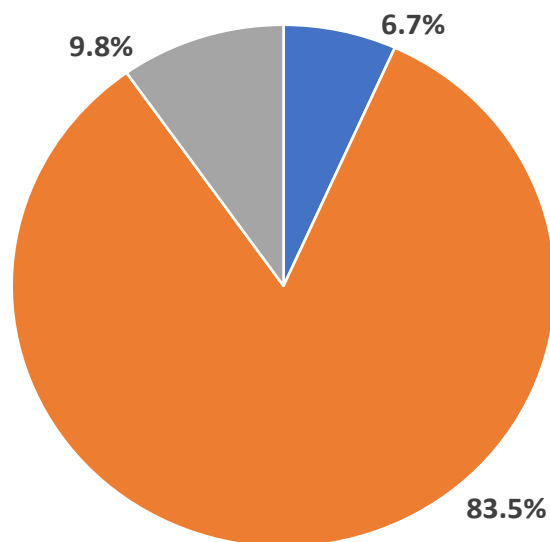
◎現在、名簿提供に同意した人を対象に、実施していないが、今後検討していくという自治体が多かった。マイタイムライン講習として実施、全員避難計画を策定済みが1件ずつあった。

◎「現在、検討中なので何とも言えない」 74.3% が非常に多い。

4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？

	回答数	比率
a 入っている	37	6.7%
b 入っていない	460	83.5%
c その他	54	9.8%
合計（回答数）	551	100.0%
無回答	2	

4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？



■ a 入っている ■ b 入っていない ■ c その他

〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	指定難病としてではなく「要配慮者」の中に難病表記有り。	29
2	運用マニュアルは未作成である。	19
3	指定難病が入っている。小児慢特は入っていない。	6

◎運用マニュアルに「指定難病」「小児慢性特定疾病」としての記載はないが、避難行動の「要配慮者」「要支援者」「要援護者」の中で難病患者に対応していくことにしている自治体が29団体ある。地域の難病患者を「要配慮者」としてどのように把握しているのか、災害発生時に避難行動の対応ができるのか疑問が残る結果と言える。

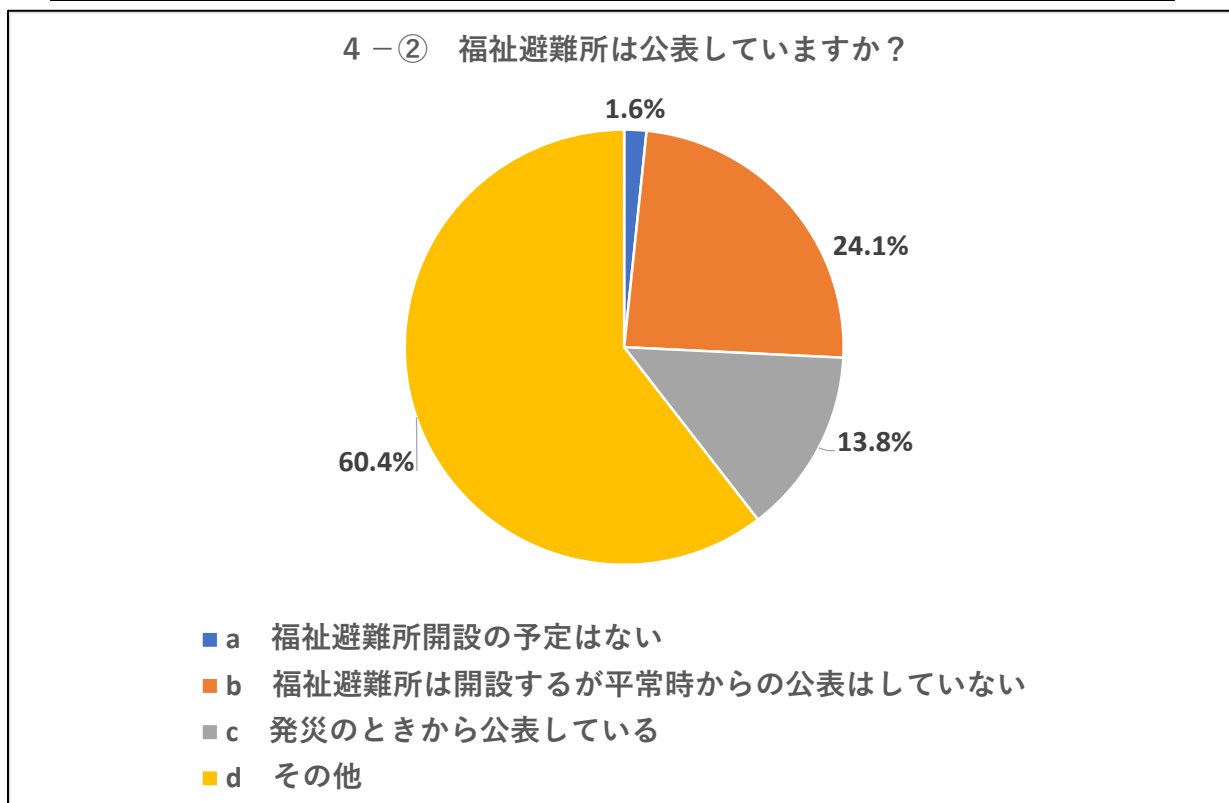
◎そもそも運用マニュアルをつくっていない自治体が19ある。

また、作っていても「指定難病」「小児慢性特定疾病」が入っていない自治体が圧倒的に多く、より具体的な位置づけが求められる。

…「避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていない」は83.5%と多い。

4-② 福祉避難所は公表していますか？

	回答数	比率
a 福祉避難所開設の予定はない	9	1.6%
b 福祉避難所は開設するが平常時からの公表はしていない	133	24.1%
c 発災のときから公表している	76	13.8%
d その他	333	60.4%
合計（回答数）	551	100.0%
無回答	2	



〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	平常時から公表している。	235
2	平常時からの公表はしていない。	64
3	公表する予定、検討中	38

◎設問に「公表している」の項目がなかったため、「その他」が多くなった。

ホームページやハザードマップで福祉避難所を公表している自治体が多い。

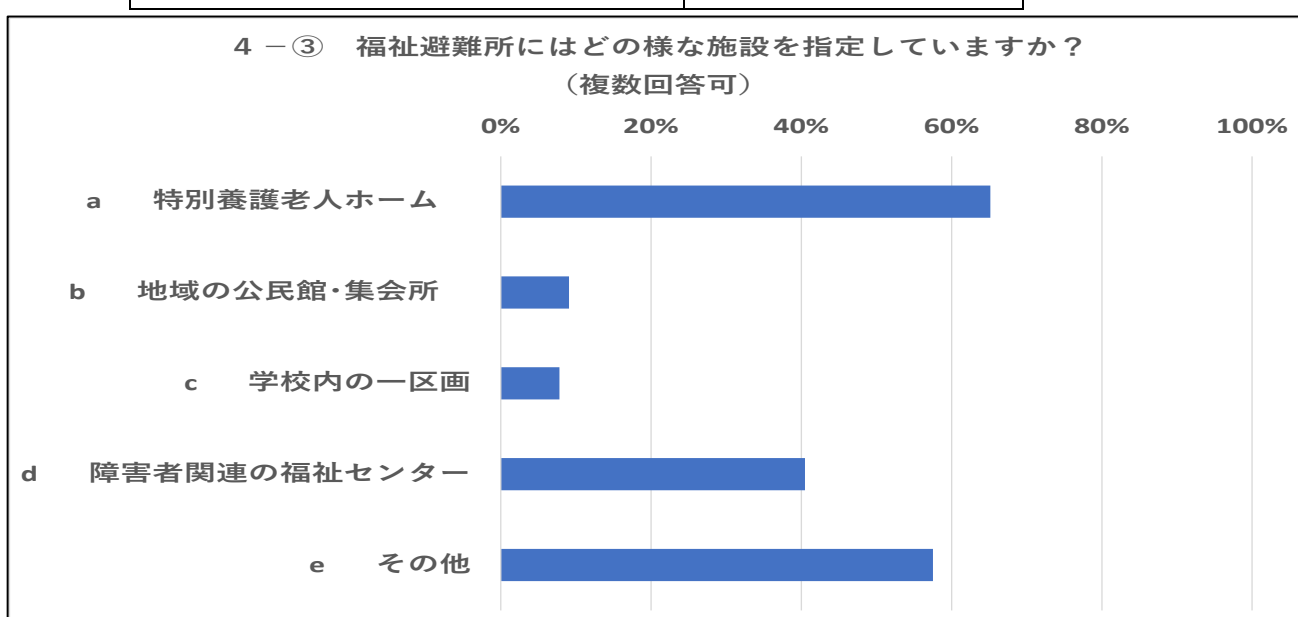
その他は、「地域防災計画」や「防災マップ」等に明記しているとの回答が続いている。

また、公表はしているが災害発生時に「誰が」「どこに避難するかは個別に調整が必要」と回答した自治体があったが、具体的な避難行動に繋げていく検討、調整は今後の課題となっていると思われる。

◎平常時からの公表はしていない自治体では、「協定による福祉避難所であり、公表について同意を得ていない」との回答が目立った。自治体直営の福祉避難所がなく、協定締結により確保している状況が見える。

4-③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？（複数回答可）

	回答数	比率
a 特別養護老人ホーム	359	65.2%
b 地域の公民館・集会所	50	9.1%
c 学校内の一区画	43	7.8%
d 障害者関連の福祉センター	223	40.5%
e その他	317	57.5%
合計	992	180.0%
無回答	2	
回答数	551	



〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	特別養護老人ホーム以外の高齢者向けと思われる老人施設	118
2	福祉センター等の施設	70
3	障害者支援のためと思われる施設	53
4	大学、特別支援学校、保育園等	52
5	診療所等医療機関(保健センター含む)	30
6	宿泊施設	17
7	スポーツ文化施設	12
8	福祉避難所はない、協定避難所を検討中	11

◎多くの施設は本来業務があり、災害時に福祉避難所として稼働できるのかどうかは疑問である。

福祉避難所が未指定の自治体が存在する。

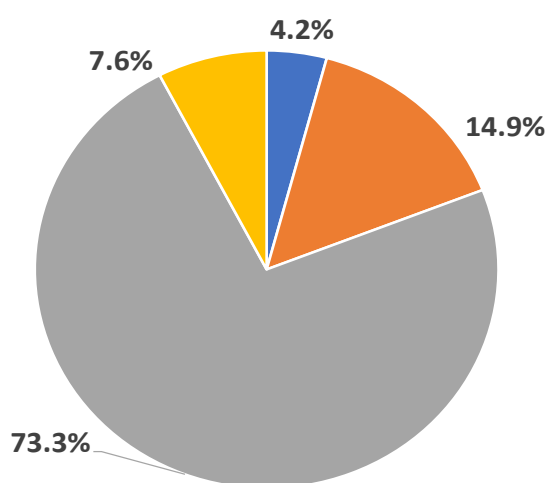
医療機関を挙げた自治体があることは評価できる。

被災時の対応人員をどう確保できるかが一番重要な課題ではないか。

4-④ 災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？

	回答数	比率
a すでに設置している	23	4.2%
b 現在設置に向けて検討中	82	14.9%
c 今後検討するかもしれないが、今は考えていない。	403	73.3%
d その他	42	7.6%
合計（回答数）	550	100.0%
無回答	3	

4-④ 難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？



- a すでに設置している
- b 現在設置に向けて検討中
- c 今後検討するかもしれないが、今は考えていない。
- d その他

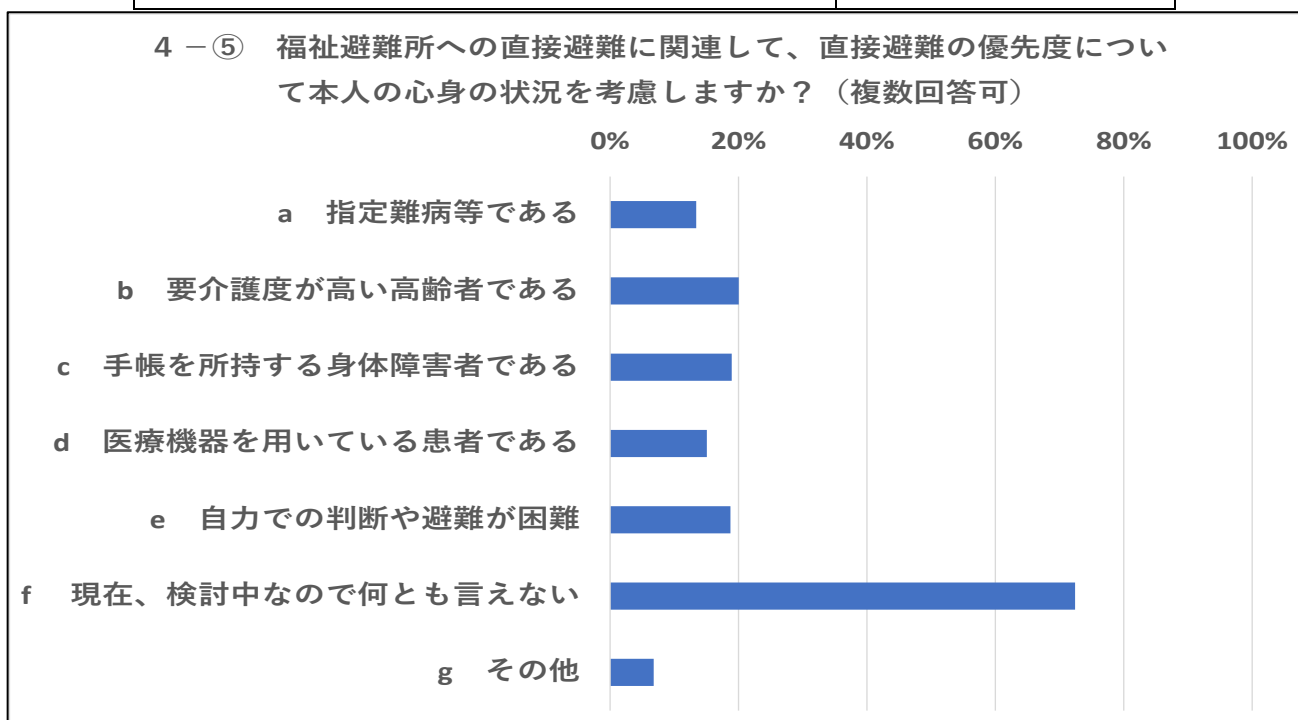
〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	一次避難所から、状況により福祉避難所へ移動	19
2	直接避難を実施検討	13
3	優先度の高い要支援者、発災の状況により直接避難	8
4	受け入れ実施	4

◎直接避難については、実施している自治体は4.2%と少ない。福祉避難所への直接避難については、現時点では考えていない自治体が73.3%を占める。現在、大半の自治体が実施していると思われる一次避難所から、状況による福祉避難所への移動については、災害の規模により混乱が生じたり、福祉避難所に指定されている避難所へが、通常の利用者が入所していたりすることで難しいという問題がある。直接避難できる福祉避難所の設置が求められる。

4-⑤ 福祉避難所への直接避難に関連して、直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）

	回答数	比率
a 指定難病等である	73	13.4%
b 要介護度が高い高齢者である	109	20.0%
c 手帳を所持する身体障害者である	103	18.9%
d 医療機器を用いている患者である	82	15.1%
e 自力での判断や避難が困難	102	18.8%
f 現在、検討中なので何とも言えない	394	72.4%
g その他	37	6.8%
合計	900	165.4%
無回答	9	
回答数	544	



〔その他の回答について〕

NO	項目	件数
1	避難所で生活を送ることが困難な支援者を検討している	10
2	考えていない	6
3	避難所で生活を送ることが困難な支援者	9

◎判断対象として、保健師によるスクリーニングで対応し判断した人、非常用電源が必要な人、コロナ感染者、医療の対応の必要がない人、個別に対応する、危険地域に住んでいる生活困難な人という自治体もあった。

◎「現在、検討中なので何とも言えない」 72.4% が非常に多い。

第2章 クロス集計（市町村の人口別）

	回答数	比率
A 1万人未満	139	25.1%
B 1万人以上～5万人未満	220	39.8%
C 5万人以上～20万人未満	128	23.1%
D 20万人以上～100万人未満	24	4.3%
E 保健所政令市	42	7.6%
合計（回答数）	553	100.0%

1-① ご所属の自治体をご記入ください。

1-② ご所属の部署・部課をご記入ください。

	市町村 全体数	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
北海道	179	66	48	14	2	0	2
青森県	40	12	4	4	2	0	2
岩手県	33	18	5	9	3	0	1
宮城県	35	7	2	3	2	0	0
秋田県	25	6	1	5	0	0	0
山形県	35	9	1	5	2	0	1
福島県	59	14	7	5	2	0	0
茨城県	44	18	0	9	8	1	0
栃木県	25	7	0	3	4	0	0
群馬県	35	10	2	4	1	2	1
埼玉県	63	22	1	6	12	1	2
千葉県	54	17	2	6	5	2	2
東京都	62	22	3	1	7	11	0
神奈川県	33	7	0	3	2	1	1
新潟県	30	12	3	6	2	1	0
富山県	15	5	0	5	0	0	0
石川県	19	8	0	4	3	0	1
福井県	17	8	1	4	3	0	0
山梨県	27	6	2	3	1	0	0

	市町村 全体数	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
長野県	77	14	5	6	2	0	1
岐阜県	42	12	3	7	1	0	1
静岡県	35	11	1	3	5	0	2
愛知県	54	15	0	6	7	0	2
三重県	29	6	1	3	1	1	0
滋賀県	19	4	0	0	3	0	1
京都府	26	6	1	2	2	0	1
大阪府	43	16	0	3	8	0	5
兵庫県	41	17	0	10	4	0	3
奈良県	39	8	3	4	1	0	0
和歌山県	30	10	3	4	2	0	1
鳥取県	19	6	2	4	0	0	0
島根県	19	4	2	2	0	0	0
岡山県	27	8	1	3	2	0	2
広島県	23	14	3	7	3	0	1
山口県	19	6	1	3	1	0	1
徳島県	24	8	4	2	1	1	0
香川県	17	3	0	2	0	0	1
愛媛県	20	6	1	3	1	0	1
高知県	34	1	0	1	0	0	0
福岡県	60	17	3	10	3	0	1
佐賀県	20	4	1	3	0	0	0
長崎県	21	4	0	3	1	0	0
熊本県	45	9	4	4	0	0	1
大分県	18	4	0	1	2	0	1
宮崎県	26	11	3	7	0	0	1
鹿児島県	43	18	5	8	4	0	1
沖縄県	41	9	2	3	3	0	1
その他		28	8	7	10	3	0
合計	1741	553	139	220	128	24	42

〔人口別の回答団体数の割合〕

	市町村 全体数	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
北海道	179	66	72.7%	21.2%	3.0%	0.0%	3.0%
青森県	40	12	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%	16.7%
岩手県	33	18	27.8%	50.0%	16.7%	0.0%	5.6%
宮城県	35	7	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%
秋田県	25	6	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%
山形県	35	9	11.1%	55.6%	22.2%	0.0%	11.1%
福島県	59	14	50.0%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%
茨城県	44	18	0.0%	50.0%	44.4%	5.6%	0.0%
栃木県	25	7	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%
群馬県	35	10	20.0%	40.0%	10.0%	20.0%	10.0%
埼玉県	63	22	4.5%	27.3%	54.5%	4.5%	9.1%
千葉県	54	17	11.8%	35.3%	29.4%	11.8%	11.8%
東京都	62	22	13.6%	4.5%	31.8%	50.0%	0.0%
神奈川県	33	7	0.0%	42.9%	28.6%	14.3%	14.3%
新潟県	30	12	25.0%	50.0%	16.7%	8.3%	0.0%
富山県	15	5	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石川県	19	8	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%
福井県	17	8	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%
山梨県	27	6	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%
長野県	77	14	35.7%	42.9%	14.3%	0.0%	7.1%
岐阜県	42	12	25.0%	58.3%	8.3%	0.0%	8.3%
静岡県	35	11	9.1%	27.3%	45.5%	0.0%	18.2%
愛知県	54	15	0.0%	40.0%	46.7%	0.0%	13.3%
三重県	29	6	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%
滋賀県	19	4	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
京都府	26	6	16.7%	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%
大阪府	43	16	0.0%	18.8%	50.0%	0.0%	31.3%
兵庫県	41	17	0.0%	58.8%	23.5%	0.0%	17.6%
奈良県	39	8	37.5%	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%
和歌山県	30	10	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%	10.0%

	市町村 全体数	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
鳥取県	19	6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
島根県	19	4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岡山県	27	8	12.5%	37.5%	25.0%	0.0%	25.0%
広島県	23	14	21.4%	50.0%	21.4%	0.0%	7.1%
山口県	19	6	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%
徳島県	24	8	50.0%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%
香川県	17	3	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
愛媛県	20	6	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%
高知県	34	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福岡県	60	17	17.6%	58.8%	17.6%	0.0%	5.9%
佐賀県	20	4	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長崎県	21	4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
熊本県	45	9	44.4%	44.4%	0.0%	0.0%	11.1%
大分県	18	4	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%
宮崎県	26	11	27.3%	63.6%	0.0%	0.0%	9.1%
鹿児島県	43	18	27.8%	44.4%	22.2%	0.0%	5.6%
沖縄県	41	9	22.2%	33.3%	33.3%	0.0%	11.1%
その他		28	28.6%	25.0%	35.7%	10.7%	0.0%
合計	1741	553	25.1%	39.8%	23.1%	4.3%	7.6%

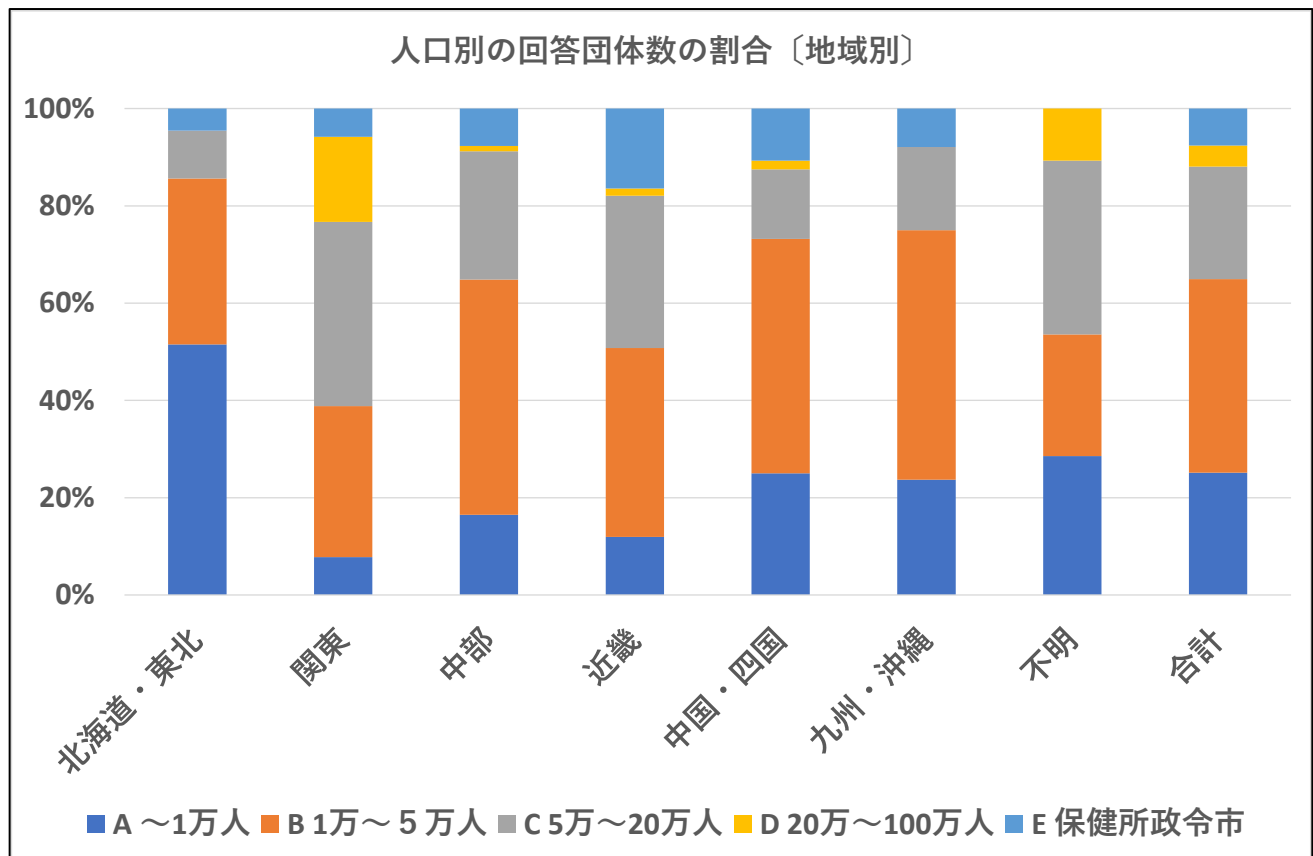
〔地域別〕

	市町村 全体数	回答 団体数	A	B	C	D	E
北海道・東北	406	132	68	45	13	0	6
関東	316	103	8	32	39	18	6
中部	316	91	15	44	24	1	7
近畿	227	67	8	26	21	1	11
中国・四国	202	56	14	27	8	1	6
九州・沖縄	274	76	18	39	13	0	6
不明	0	28	8	7	10	3	0
合計	1741	553	139	220	128	24	42

〔地域別割合〕

	市町村 全体数	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
北海道・東北	406	132	51.5%	34.1%	9.8%	0.0%	4.5%
関東	316	103	7.8%	31.1%	37.9%	17.5%	5.8%
中部	316	91	16.5%	48.4%	26.4%	1.1%	7.7%
近畿	227	67	11.9%	38.8%	31.3%	1.5%	16.4%
中国・四国	202	56	25.0%	48.2%	14.3%	1.8%	10.7%
九州・沖縄	274	76	23.7%	51.3%	17.1%	0.0%	7.9%
不明	0	28	28.6%	25.0%	35.7%	10.7%	0.0%
合計	1741	553	25.1%	39.8%	23.1%	4.3%	7.6%

人口別の回答団体数の割合〔地域別〕



2-① 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は、都道府県から受け取っていますか？

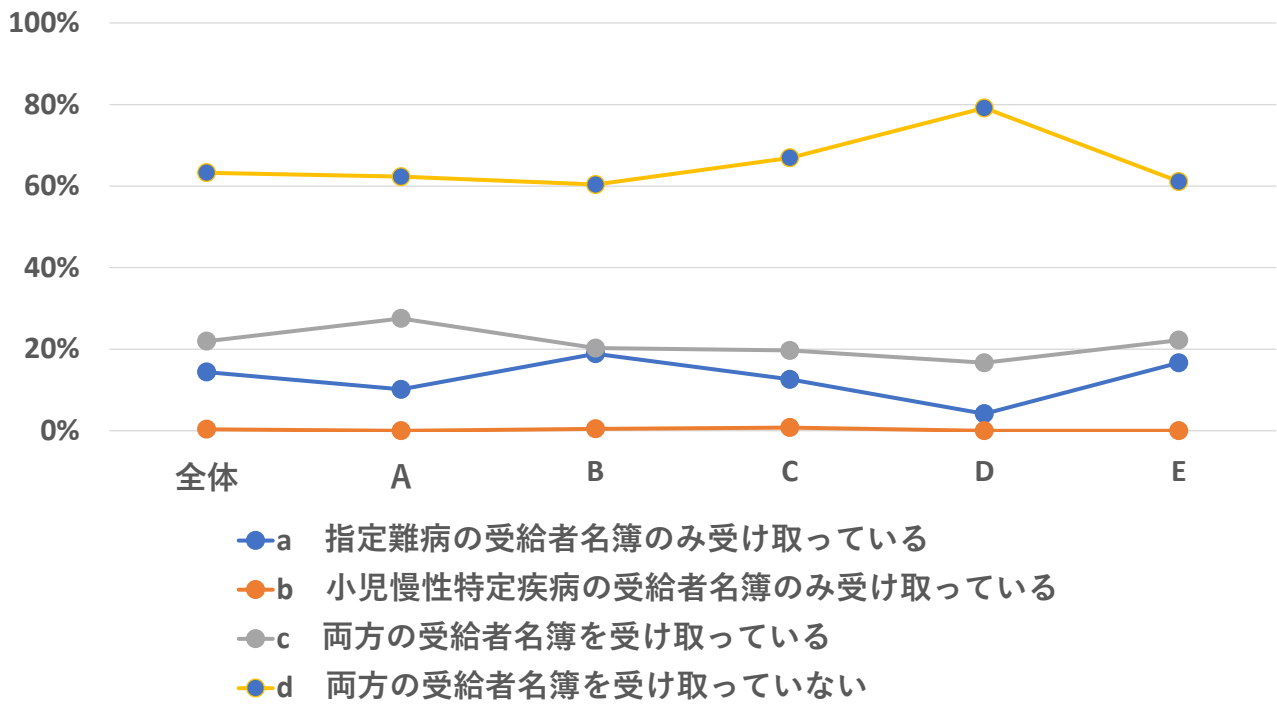
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病の受給者名簿のみ 受け取っている	78	14	41	16	1	6
b 小児慢性特定疾病の受給者 名簿のみ受け取っている	2	0	1	1	0	0
c 両方の受給者名簿を 受け取っている	119	38	44	25	4	8
d 両方の受給者名簿を 受け取っていない	343	86	131	85	19	22
合計（回答数）	542	138	217	127	24	36
無回答	11	1	3	1	0	6

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病の受給者名簿のみ 受け取っている	14.4%	10.1%	18.9%	12.6%	4.2%	16.7%
b 小児慢性特定疾病の受給者 名簿のみ受け取っている	0.4%	0.0%	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%
c 両方の受給者名簿を 受け取っている	22.0%	27.5%	20.3%	19.7%	16.7%	22.2%
d 両方の受給者名簿を 受け取っていない	63.3%	62.3%	60.4%	66.9%	79.2%	61.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
a + b + c (受給者名簿を受け取っている)	36.7%	37.7%	39.6%	33.1%	20.8%	38.9%

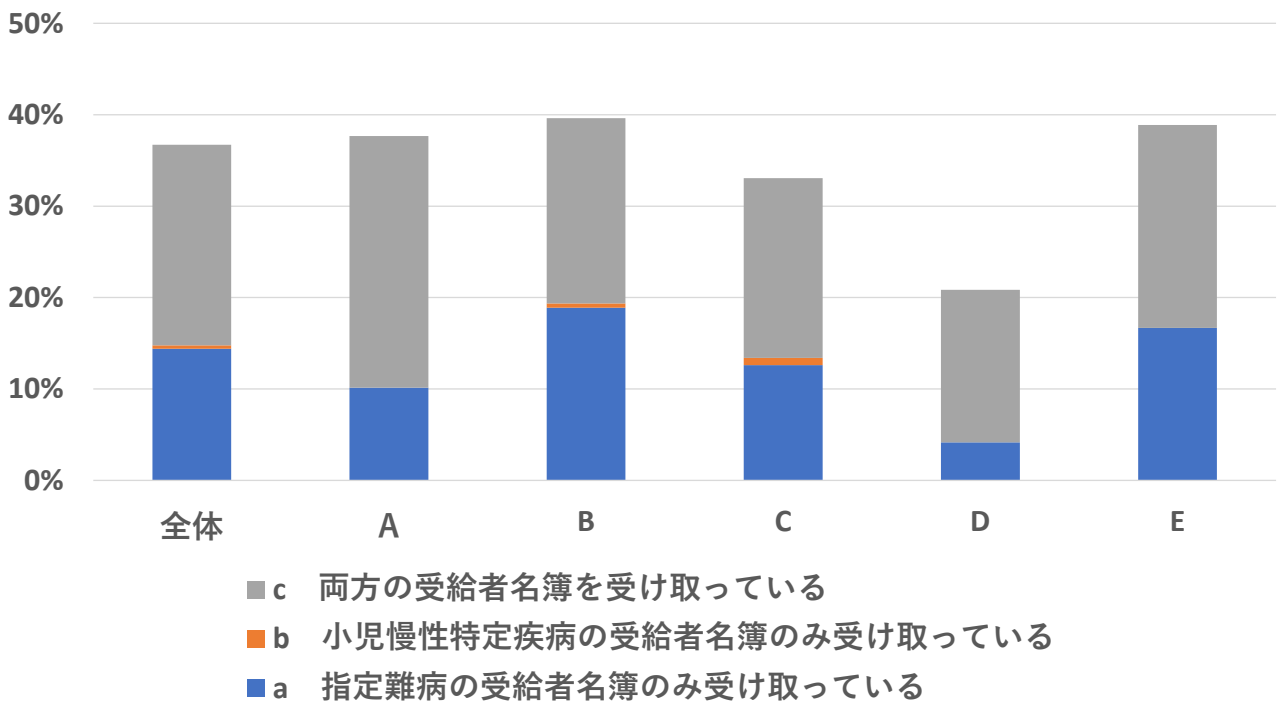
◎「受給者名簿を受け取っている」割合が、全体 36.7%に対して区分Dでは 20.8%と低い。

…保健所政令市では自ら受給者証を把握しやすいが、人口の多い区分Dは都道府県に受給者名簿を
お願いする必要があり、受給者も多いことが予測されるので対策が進みにくいのではないかと。

2-① 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は、
都道府県から受け取っていますか？



2-① 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者名簿は、
都道府県から受け取っていますか？



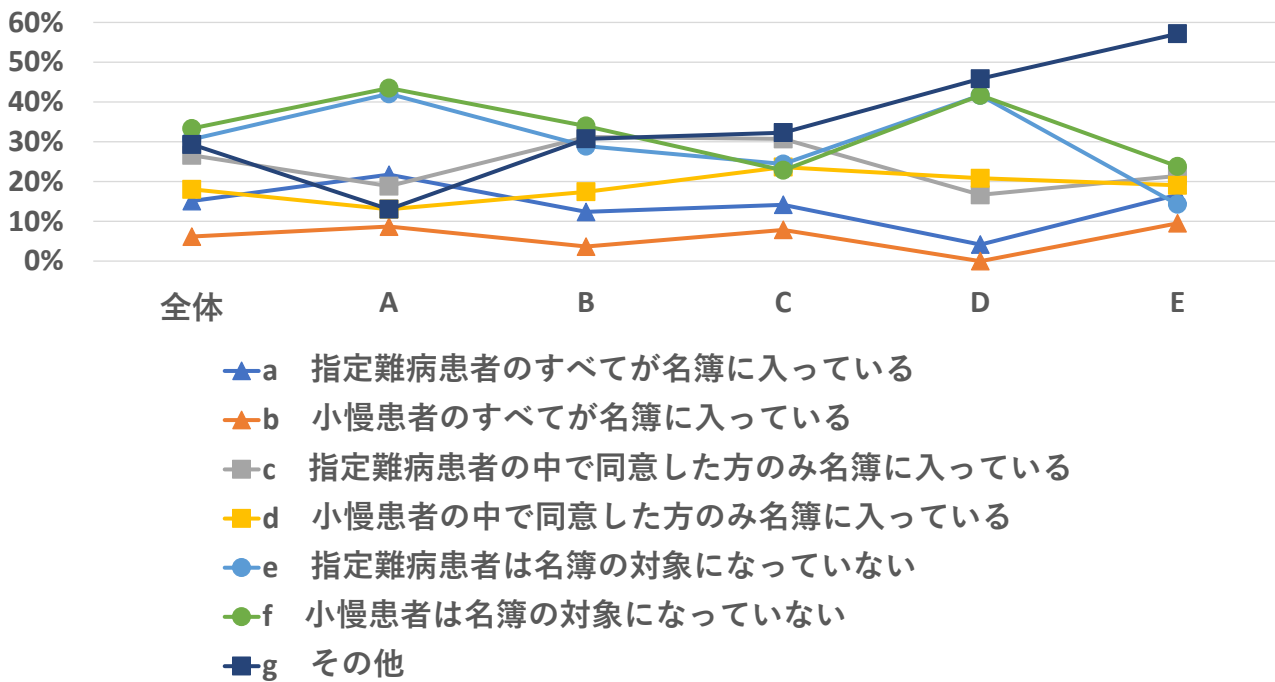
2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、避難行動要支援者名簿に入っていますか？

(複数回答可)

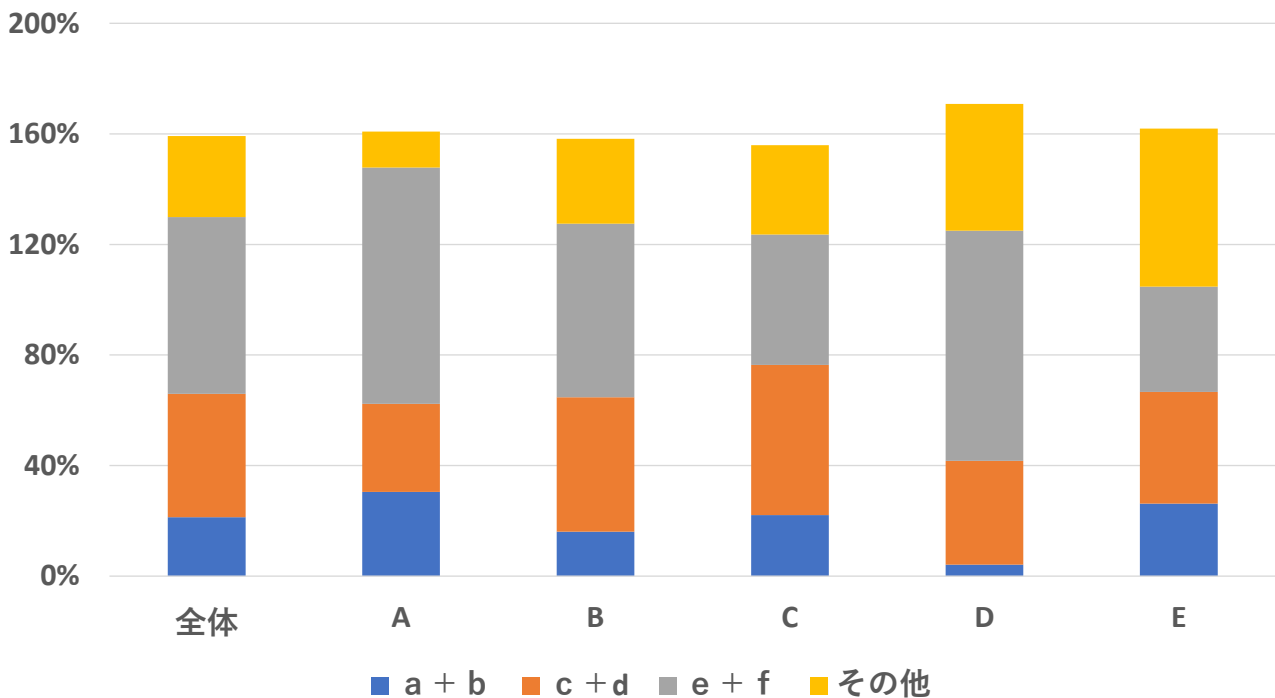
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病患者のすべてが 名簿に入っている	83	30	27	18	1	7
b 小慢患者のすべてが 名簿に入っている	34	12	8	10	0	4
c 指定難病患者の中で同意した 方のみ名簿に入っている	146	26	68	39	4	9
d 小慢患者の中で同意した方 のみ名簿に入っている	99	18	38	30	5	8
e 指定難病患者は名簿の対象 になっていない	168	58	63	31	10	6
f 小慢患者は名簿の対象 になっていない	183	60	74	29	10	10
g その他	161	18	67	41	11	24
合計	874	222	345	198	41	68
無回答	4	1	2	1	0	0
回答数	549	138	218	127	24	42

	全体	A	B	C	D	E
a	15.1%	21.7%	12.4%	14.2%	4.2%	16.7%
b	6.2%	8.7%	3.7%	7.9%	0.0%	9.5%
c	26.6%	18.8%	31.2%	30.7%	16.7%	21.4%
d	18.0%	13.0%	17.4%	23.6%	20.8%	19.0%
e	30.6%	42.0%	28.9%	24.4%	41.7%	14.3%
f	33.3%	43.5%	33.9%	22.8%	41.7%	23.8%
g	29.3%	13.0%	30.7%	32.3%	45.8%	57.1%
合計	159.2%	160.9%	158.3%	155.9%	170.8%	161.9%
a + b	21.3%	30.4%	16.1%	22.0%	4.2%	26.2%
c + d	44.6%	31.9%	48.6%	54.3%	37.5%	40.5%
e + f	63.9%	85.5%	62.8%	47.2%	83.3%	38.1%

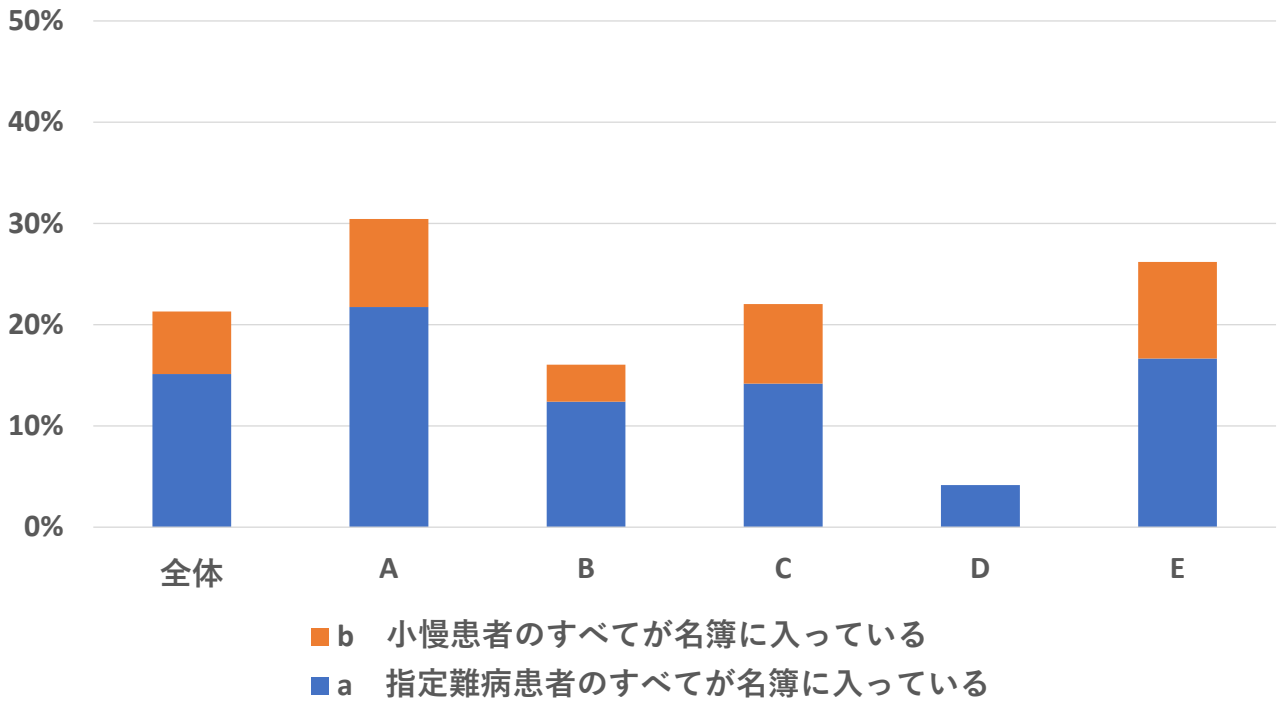
2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、
避難行動要支援者名簿に入っていますか？（複数回答可）



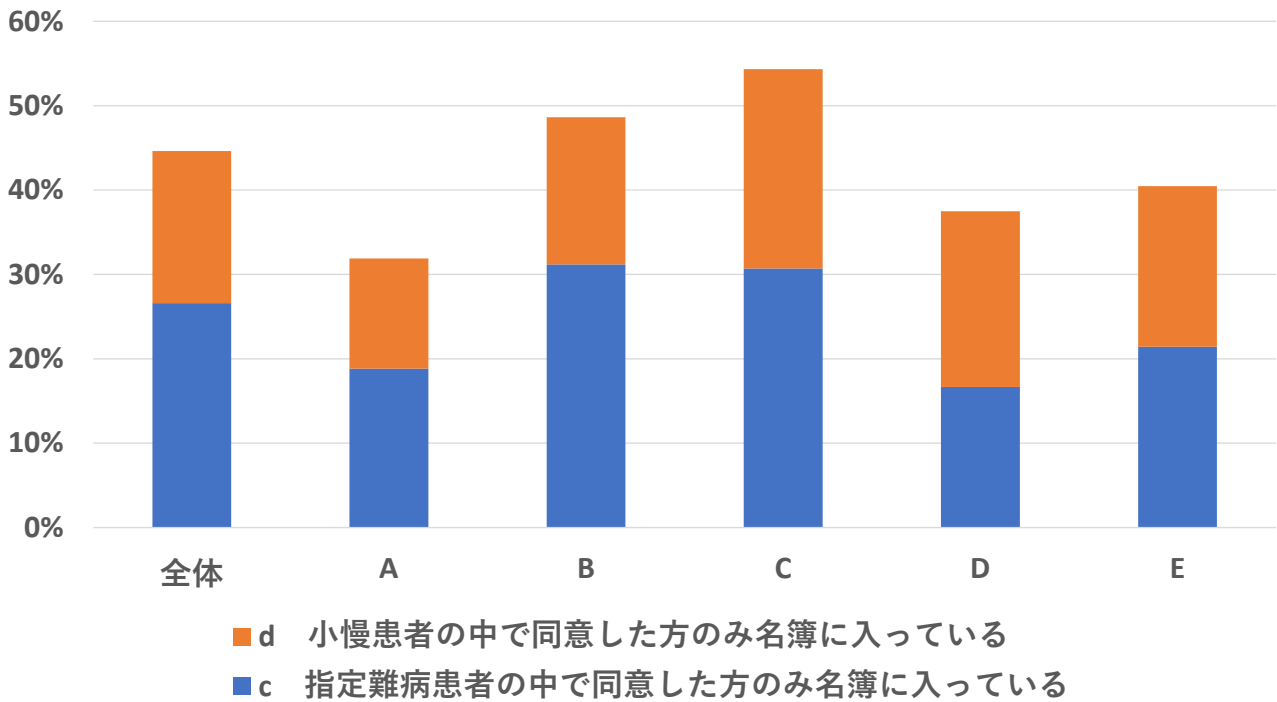
2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、
避難行動要支援者名簿に入っていますか？（複数回答可）



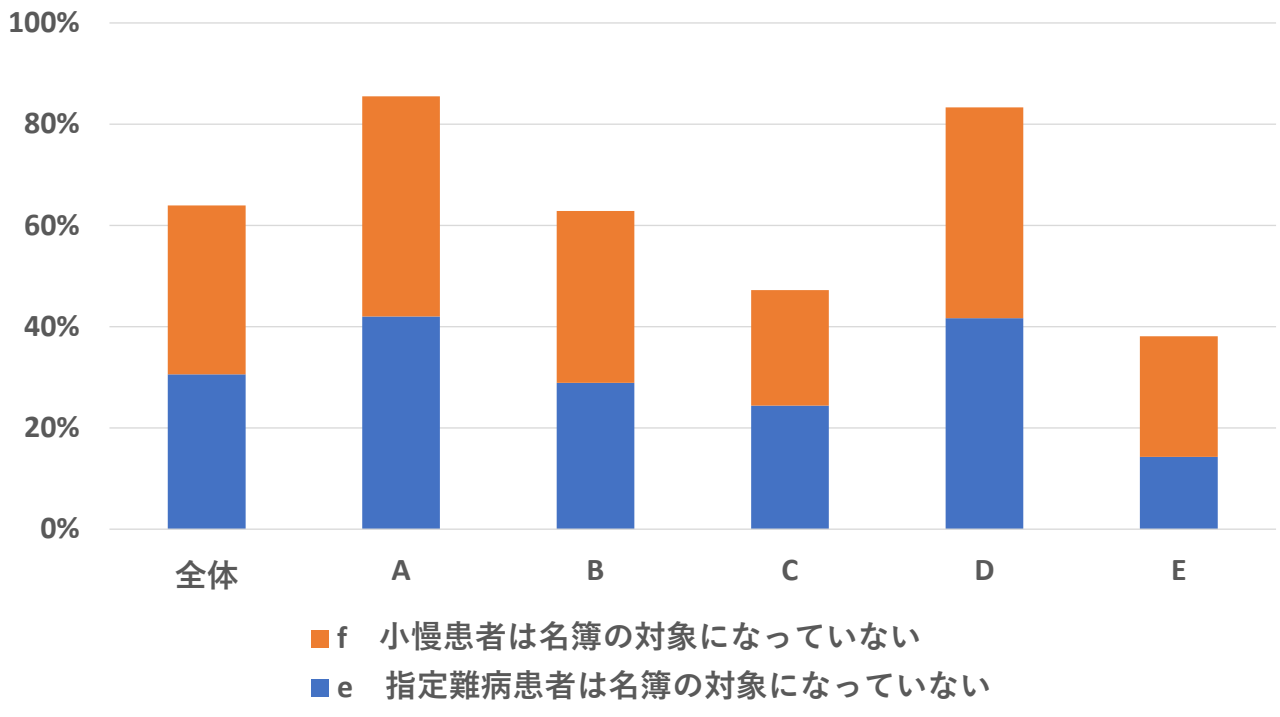
2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、
避難行動要支援者名簿に入っていますか？（複数回答可）



2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、
避難行動要支援者名簿に入っていますか？（複数回答可）



2-② 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者は、
避難行動要支援者名簿に入っていますか？（複数回答可）



◎全体と比較して区分Aと区分Dで、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者が避難行動要支援者名簿の対象になっていない割合が高い。

…人口の少ない区分Aと人口の多い区分Dで、対策が進みにくい可能性があるため、進捗を注意深くみていく必要がある。

2-③ 指定難病等の患者が避難行動要支援者名簿の対象となっている市町村にお聞きします。

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、平常時において避難支援等関係者（名簿情報を提供する先）に提供されていますか？

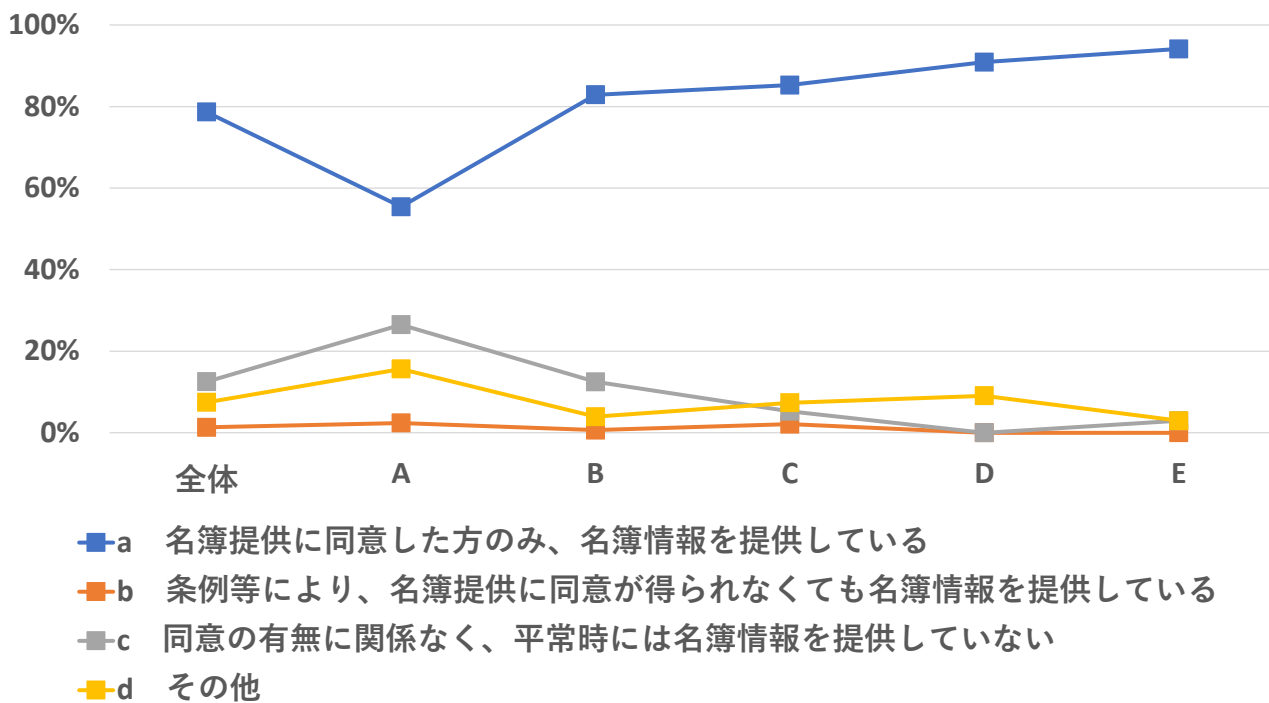
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿提供に同意した方のみ、名簿情報を提供している	295	46	126	81	10	32
b 条例等により、名簿提供に同意が得られなくても名簿情報を提供している	5	2	1	2	0	0
c 同意の有無に関係なく、平常時には名簿情報を提供していない	47	22	19	5	0	1
d その他	28	13	6	7	1	1
合計（回答数）	375	83	152	95	11	34
無回答	178	56	68	33	13	8

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿提供に同意した方のみ、名簿情報を提供している	78.7%	55.4%	82.9%	85.3%	90.9%	94.1%
b 条例等により、名簿提供に同意が得られなくても名簿情報を提供している	1.3%	2.4%	0.7%	2.1%	0.0%	0.0%
c 同意の有無に関係なく、平常時には名簿情報を提供していない	12.5%	26.5%	12.5%	5.3%	0.0%	2.9%
d その他	7.5%	15.7%	3.9%	7.4%	9.1%	2.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

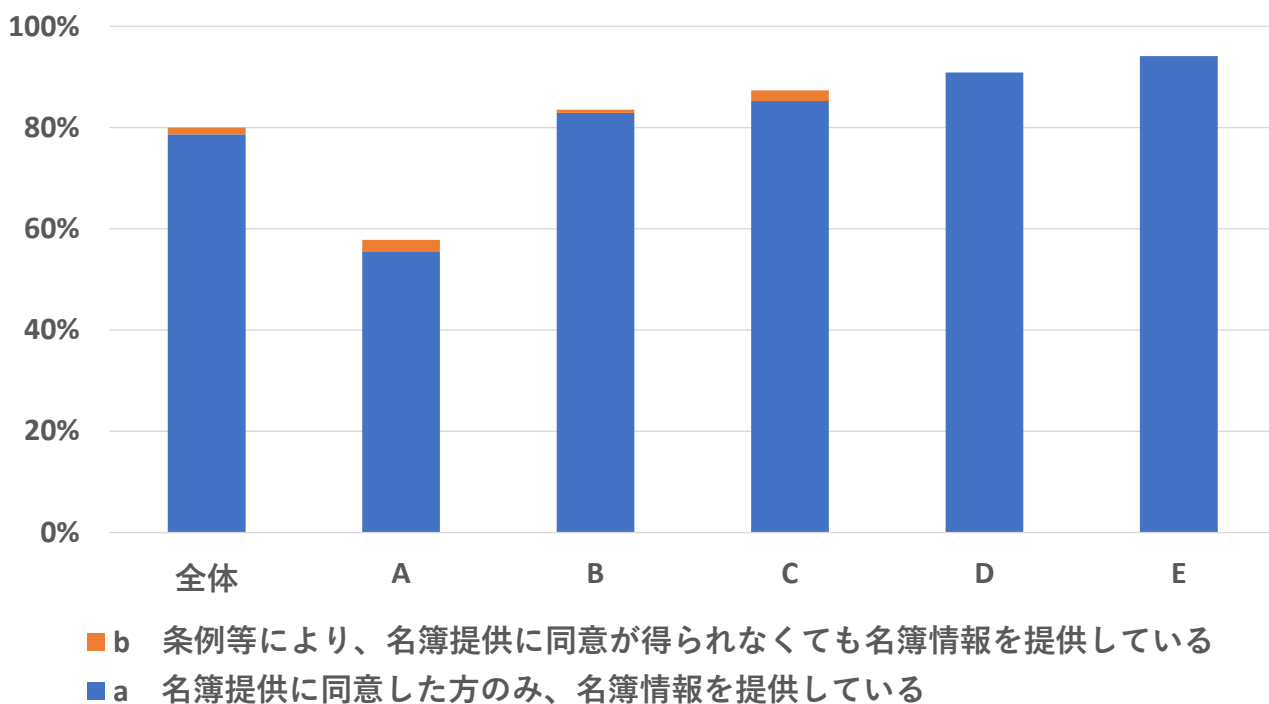
◎人口規模が多くなるにしたがって「名簿提供に同意した方のみ名簿情報を提供している」自治体の割合が増え、「同意の有無に関係なく平常時には名簿情報を提供していない」自治体の割合が減る。

…同意した方のみ名簿情報を提供している自治体の割合：全体 78.7%、区分A 55.4%、区分E 94.1%

2-③ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、
平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？

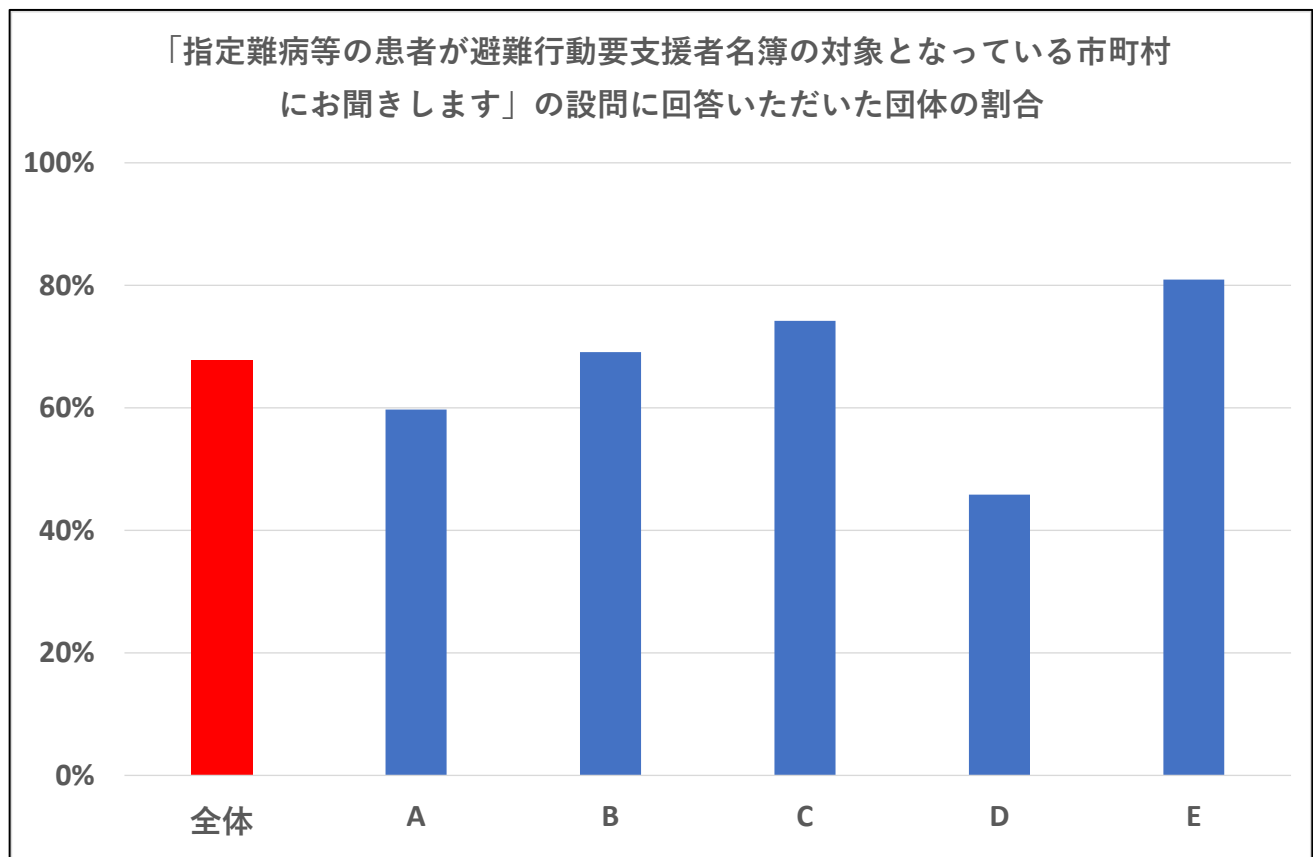


2-③ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の名簿情報は、
平常時において避難支援等関係者に提供されていますか？



〔「指定難病等の患者が避難行動要支援者名簿の対象となっている市町村にお聞きします」の設問にご回答いただいた自治体数等について〕

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
回答数	375	83	152	95	11	34
割合	67.8%	59.7%	69.1%	74.2%	45.8%	81.0%



◎やはり区分Aと区分D（特に区分D）で、指定難病等の患者が避難行動要支援者名簿の対象となっていない自治体が多いことが分かる。

…対象となっていない自治体の割合：全体 32.2%、区分A 40.3%、区分D 54.2%

2-④ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数が分かれば教えてください。

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
不明	14	4	4	3	3	0
0名	48	18	21	5	3	1
1～10名	62	16	28	16	2	0
11～50名	59	14	25	11	1	8
51～100名	18	3	6	4	0	5
101～500名	36	2	23	8	0	3
501～1000名	8	0	0	7	0	1
1001～5000名	6	0	0	1	0	5
5001名以上	3	0	0	0	0	3
合計（回答数）	254	57	107	55	9	26
無回答	299	82	113	73	15	16

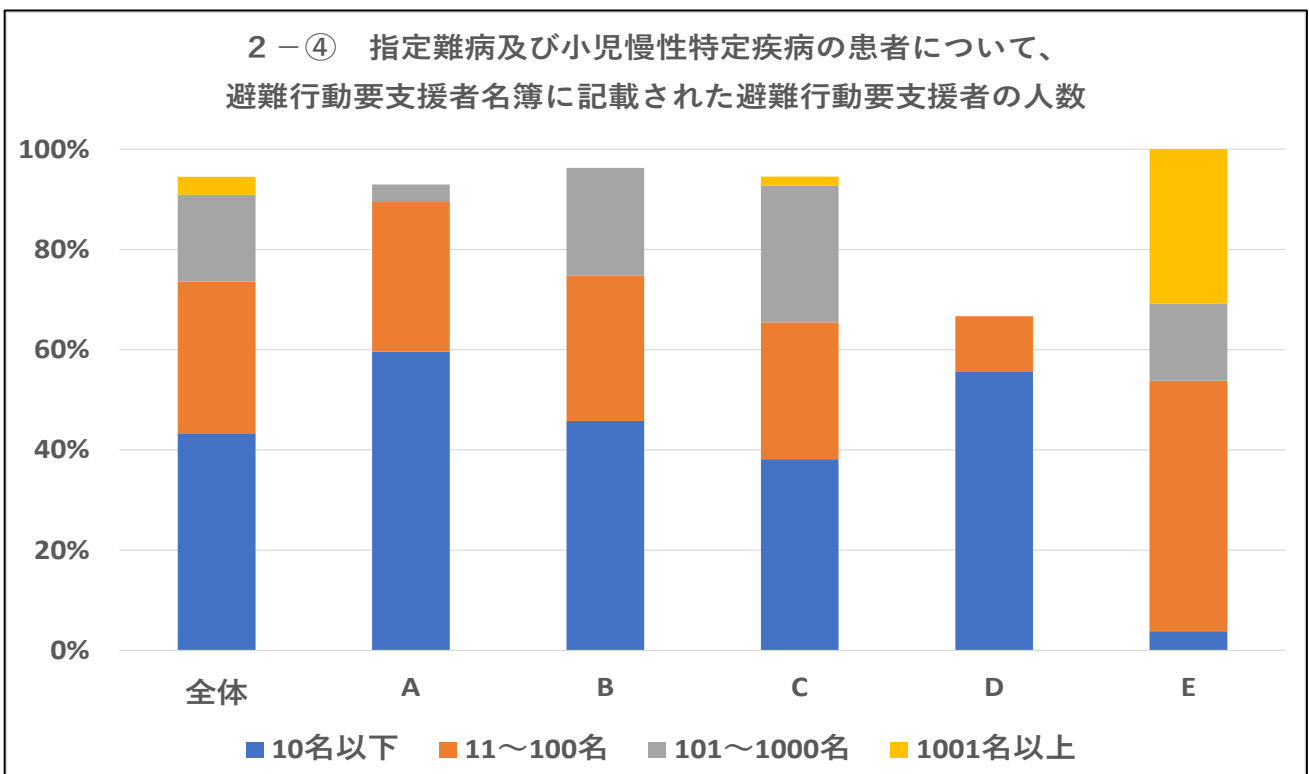
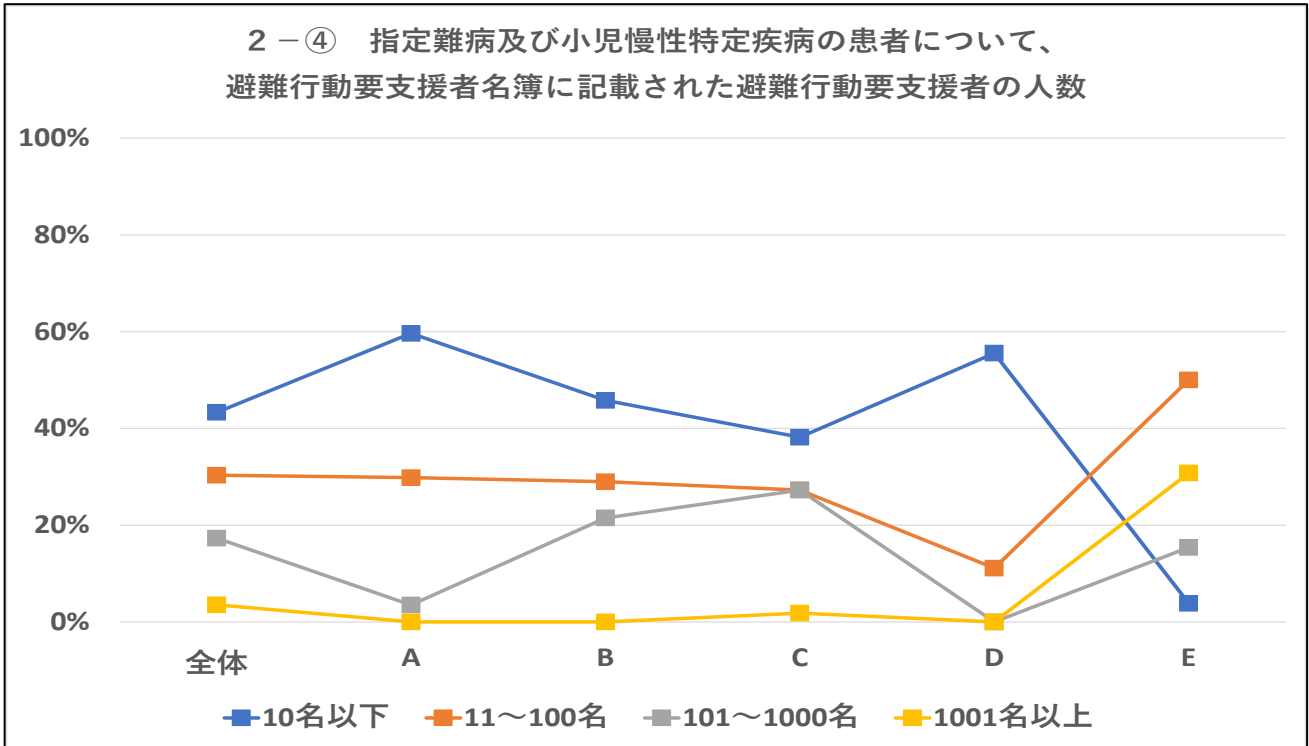
	全体	A	B	C	D	E
不明	5.5%	7.0%	3.7%	5.5%	33.3%	0.0%
0名	18.9%	31.6%	19.6%	9.1%	33.3%	3.8%
1～10名	24.4%	28.1%	26.2%	29.1%	22.2%	0.0%
11～50名	23.2%	24.6%	23.4%	20.0%	11.1%	30.8%
51～100名	7.1%	5.3%	5.6%	7.3%	0.0%	19.2%
101～500名	14.2%	3.5%	21.5%	14.5%	0.0%	11.5%
501～1000名	3.1%	0.0%	0.0%	12.7%	0.0%	3.8%
1001～5000名	2.4%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	19.2%
5001名以上	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10名以下	43.3%	59.6%	45.8%	38.2%	55.6%	3.8%
11～100名	30.3%	29.8%	29.0%	27.3%	11.1%	50.0%
101～1000名	17.3%	3.5%	21.5%	27.3%	0.0%	15.4%
1001名以上	3.5%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	30.8%

◎区分Dで不明が多く（33.3%（全体は5.5%））、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数も少ない（10名以下が55.6%（全体は43.3%））。

…この結果が正しければ、区分Dの対策が進みにくい可能性が高いと思われる。

※特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は令和2年度末現在で1,033,770人
（およそ人口の0.82%に相当）

区分Dは20万人以上～100万人未満のため、受給者証所持者数は1600人～8200人程度おられると予想され、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の人数は非常に少ないと考えてよい。



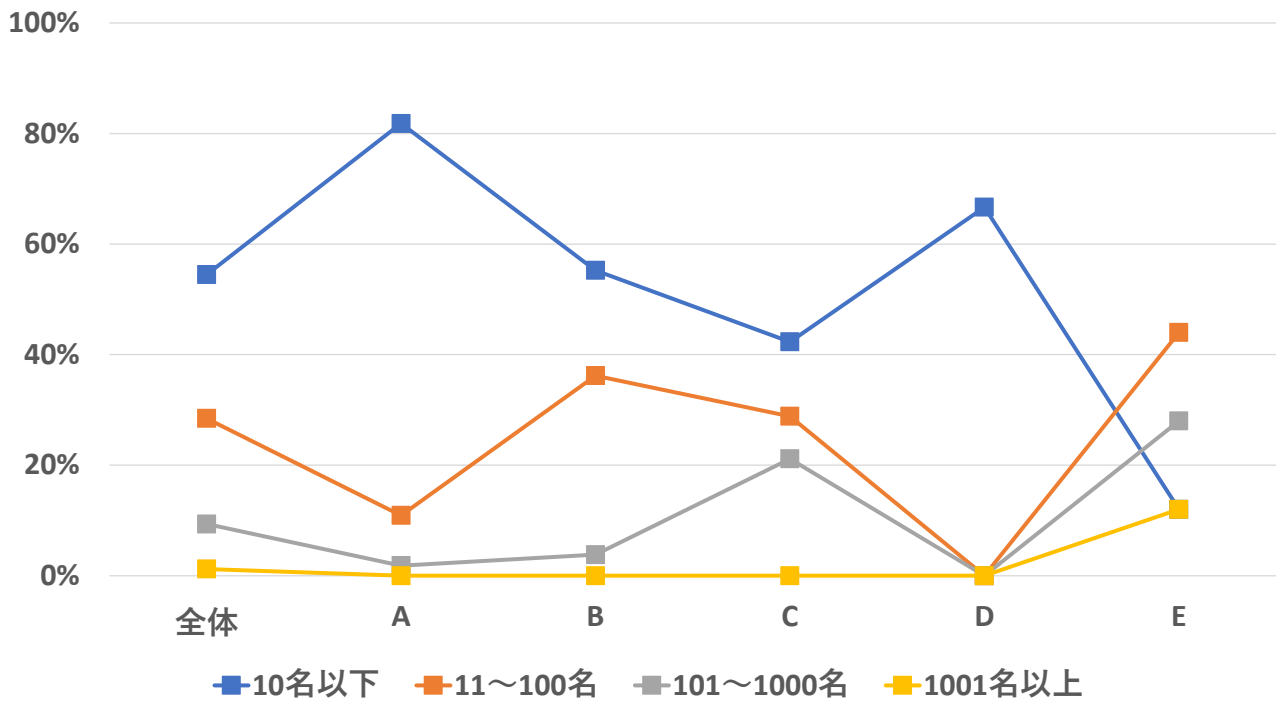
2-⑤ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数が分かれば教えてください。

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
不明	16	3	5	4	3	1
0名	75	31	34	6	3	1
1～10名	59	14	24	16	3	2
11～50名	56	6	31	11	0	8
51～100名	14	0	7	4	0	3
101～500名	22	1	4	11	0	6
501～1000名	1	0	0	0	0	1
1001～5000名	3	0	0	0	0	3
5001名以上	0	0	0	0	0	0
合計（回答数）	246	55	105	52	9	25
無回答	307	84	115	76	15	17

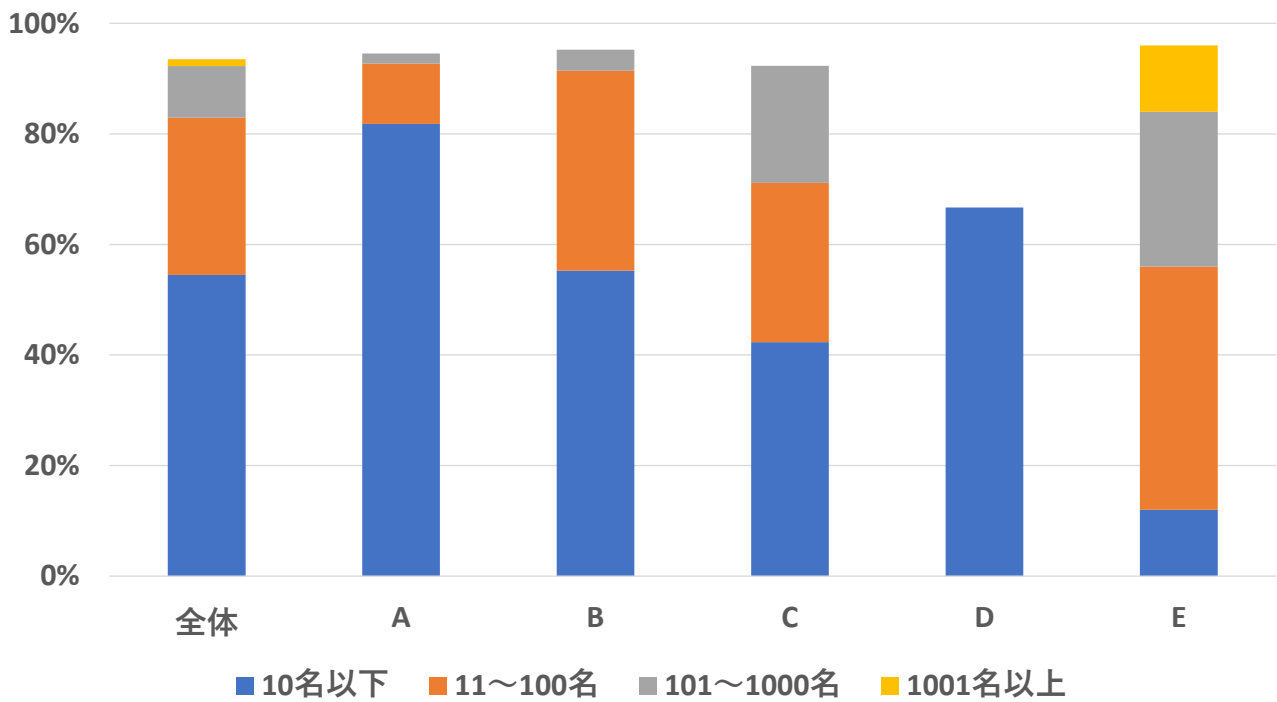
	全体	A	B	C	D	E
不明	6.5%	5.5%	4.8%	7.7%	33.3%	4.0%
0名	30.5%	56.4%	32.4%	11.5%	33.3%	4.0%
1～10名	24.0%	25.5%	22.9%	30.8%	33.3%	8.0%
11～50名	22.8%	10.9%	29.5%	21.2%	0.0%	32.0%
51～100名	5.7%	0.0%	6.7%	7.7%	0.0%	12.0%
101～500名	8.9%	1.8%	3.8%	21.2%	0.0%	24.0%
501～1000名	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%
1001～5000名	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%
5001名以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10名以下	54.5%	81.8%	55.2%	42.3%	66.7%	12.0%
11～100名	28.5%	10.9%	36.2%	28.8%	0.0%	44.0%
101～1000名	9.3%	1.8%	3.8%	21.2%	0.0%	28.0%
1001名以上	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%

◎2-④の設問と同様に、区分Dの平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数は少ない（全体としても非常に少ない）。

2-⑤ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数



2-⑤ 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、前問④のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の人数



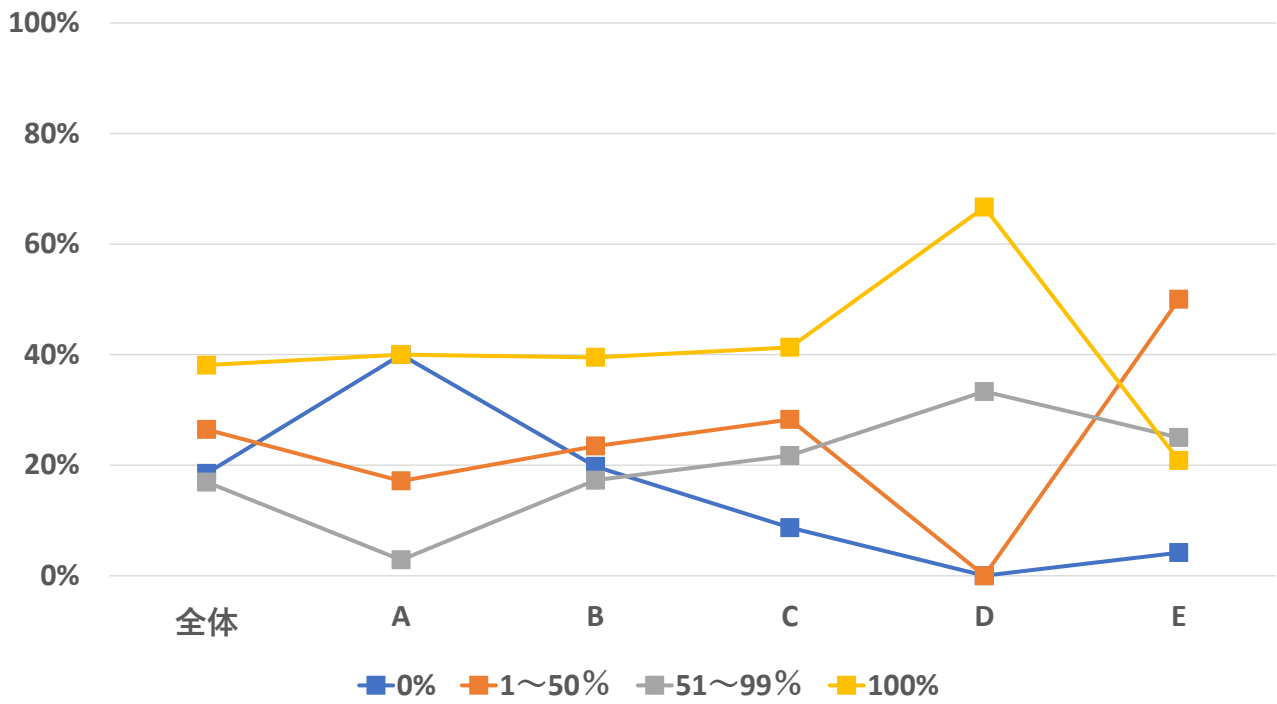
〔2-⑤/2-④〕

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者について、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の割合

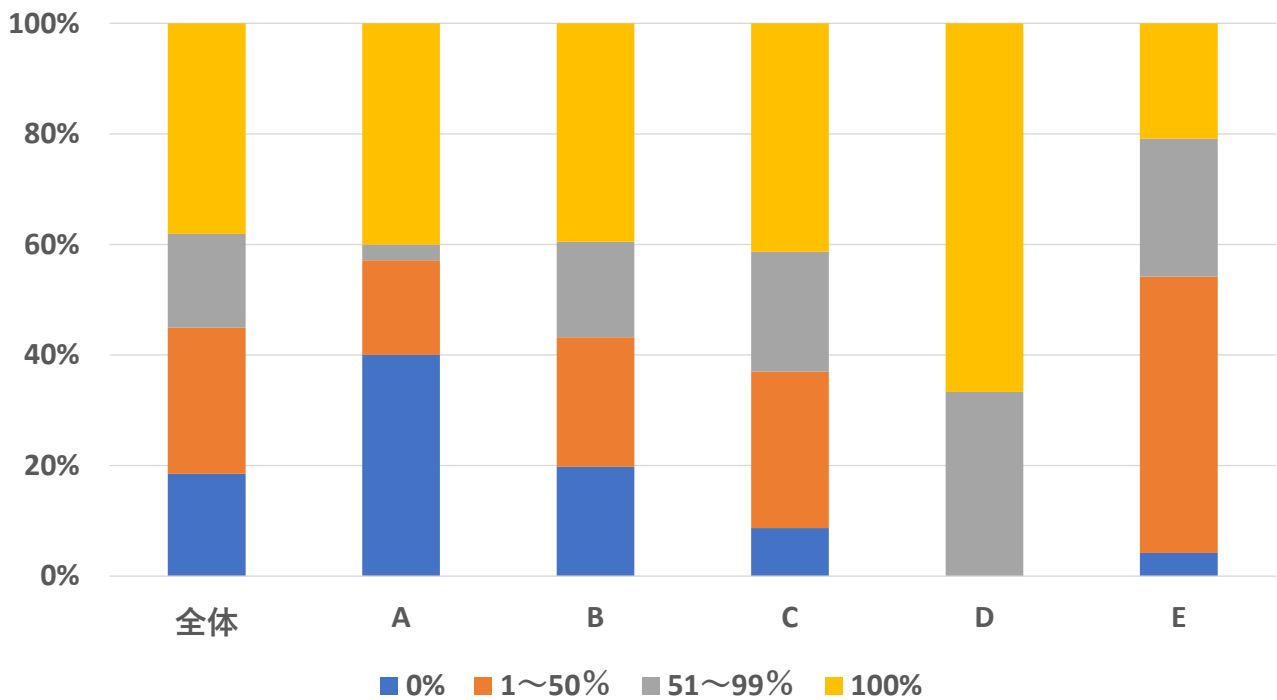
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
0%	35	14	16	4	0	1
1～25%	28	4	11	5	0	8
26～50%	22	2	8	8	0	4
51～75%	21	1	9	6	1	4
76～99%	11	0	5	4	0	2
100%	72	14	32	19	2	5
合計（回答数）	189	35	81	46	3	24
無回答	364	104	139	82	21	18

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
0%	18.5%	40.0%	19.8%	8.7%	0.0%	4.2%
1～25%	14.8%	11.4%	13.6%	10.9%	0.0%	33.3%
26～50%	11.6%	5.7%	9.9%	17.4%	0.0%	16.7%
51～75%	11.1%	2.9%	11.1%	13.0%	33.3%	16.7%
76～99%	5.8%	0.0%	6.2%	8.7%	0.0%	8.3%
100%	38.1%	40.0%	39.5%	41.3%	66.7%	20.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0%	18.5%	40.0%	19.8%	8.7%	0.0%	4.2%
1～50%	26.5%	17.1%	23.5%	28.3%	0.0%	50.0%
51～99%	16.9%	2.9%	17.3%	21.7%	33.3%	25.0%
100%	38.1%	40.0%	39.5%	41.3%	66.7%	20.8%

指定難病等の患者について、名簿に記載された避難行動要支援者の中で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の割合



指定難病等の患者について、名簿に記載された避難行動要支援者の中で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している方の割合

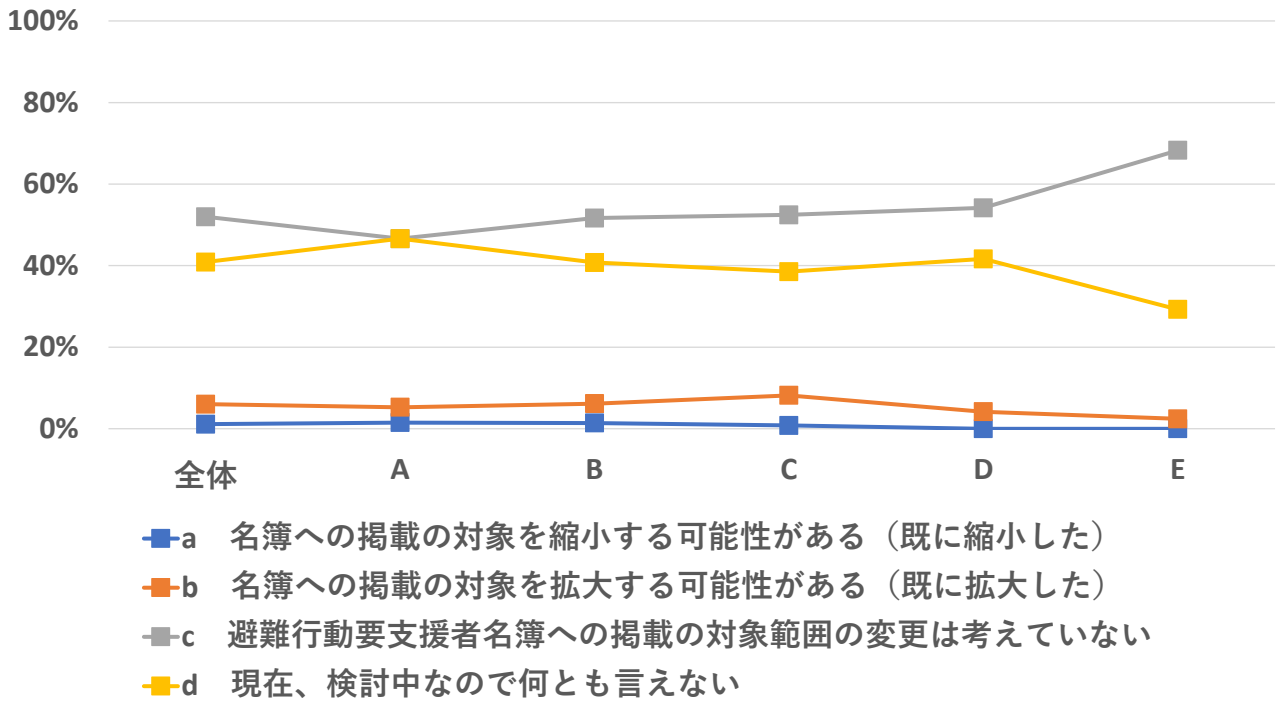


2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？

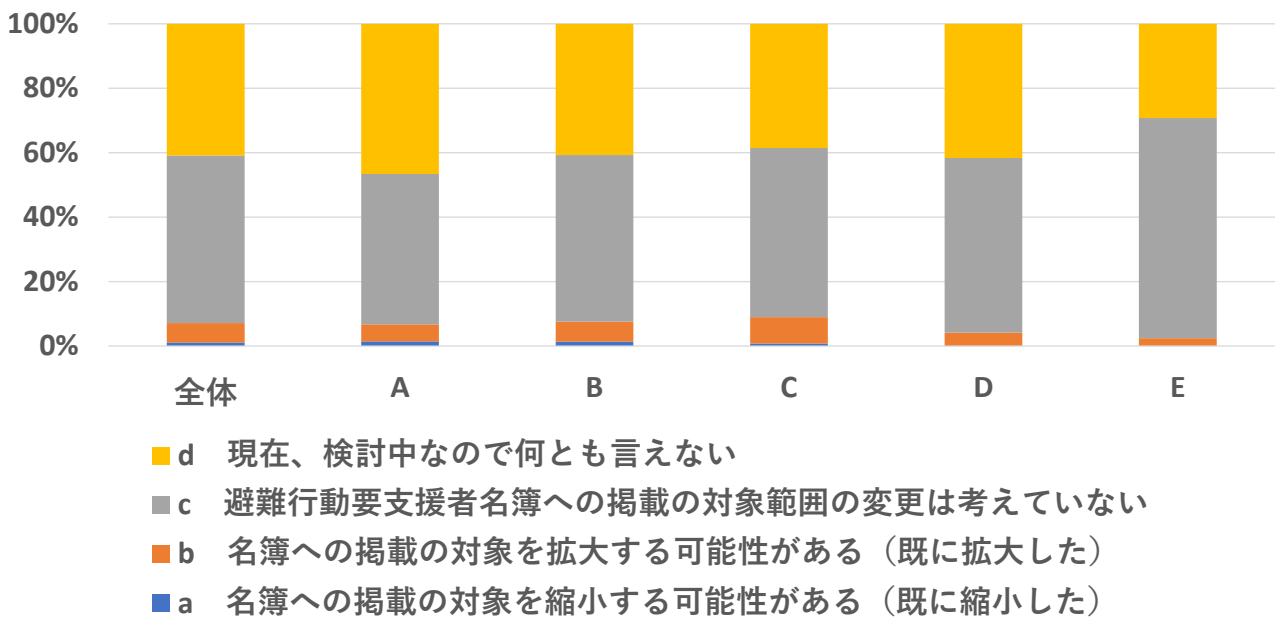
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿への掲載の対象を縮小する可能性がある（既に縮小した）	6	2	3	1	0	0
b 名簿への掲載の対象を拡大する可能性がある（既に拡大した）	32	7	13	10	1	1
c 避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない	276	62	109	64	13	28
d 現在、検討中なので何とも言えない	217	62	86	47	10	12
合計（回答数）	531	133	211	122	24	41
無回答	22	6	9	6	0	1

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿への掲載の対象を縮小する可能性がある（既に縮小した）	1.1%	1.5%	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%
b 名簿への掲載の対象を拡大する可能性がある（既に拡大した）	6.0%	5.3%	6.2%	8.2%	4.2%	2.4%
c 避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲の変更は考えていない	52.0%	46.6%	51.7%	52.5%	54.2%	68.3%
d 現在、検討中なので何とも v v 言えない	40.9%	46.6%	40.8%	38.5%	41.7%	29.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？



2-⑥ 災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？

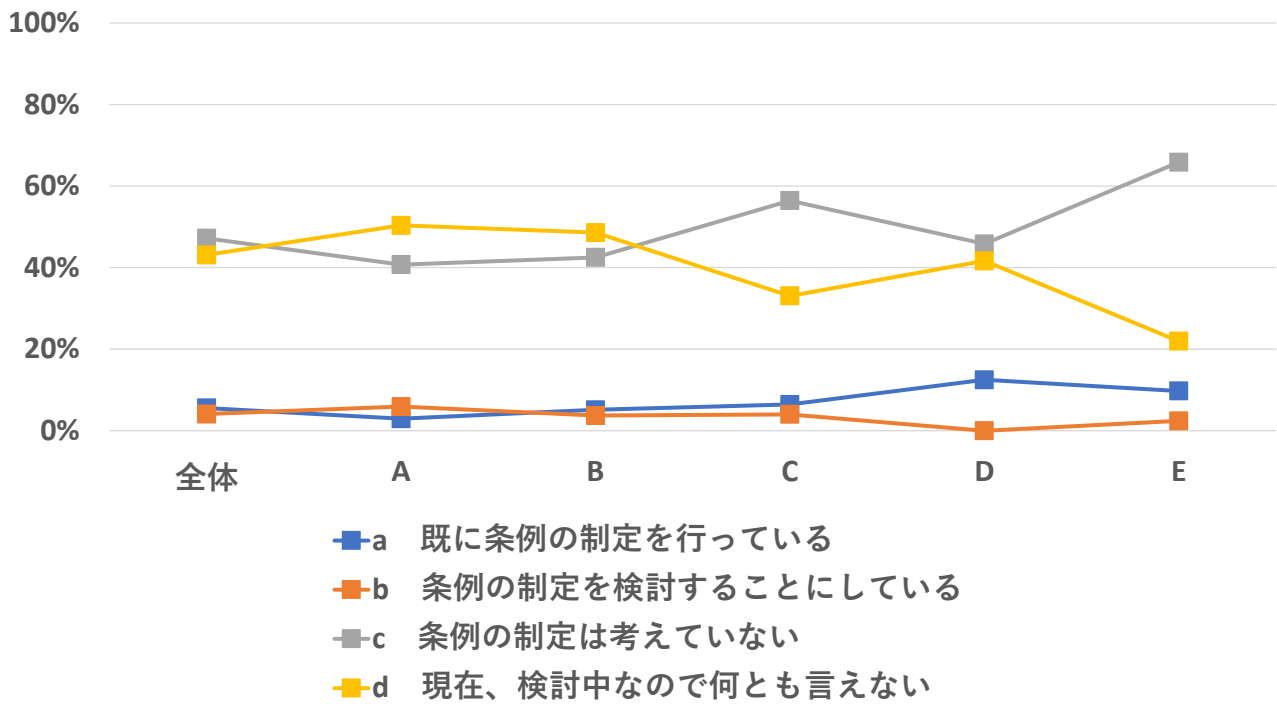


2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。

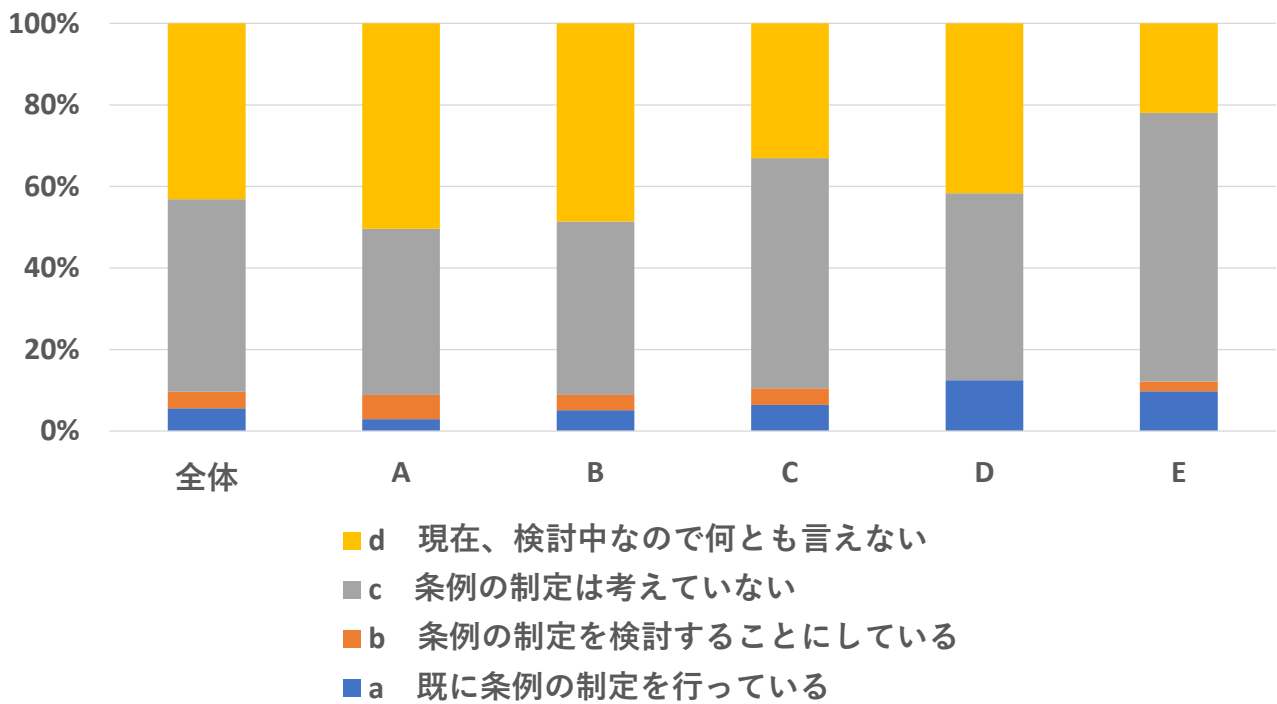
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 既に条例の制定を行っている	30	4	11	8	3	4
b 条例の制定を検討すること にしている	22	8	8	5	0	1
c 条例の制定は考えていない	254	55	91	70	11	27
d 現在、検討中なので何とも 言えない	232	68	104	41	10	9
合計（回答数）	538	135	214	124	24	41
無回答	15	4	6	4	0	1

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 既に条例の制定を行っている	5.6%	3.0%	5.1%	6.5%	12.5%	9.8%
b 条例の制定を検討すること にしている	4.1%	5.9%	3.7%	4.0%	0.0%	2.4%
c 条例の制定は考えていない	47.2%	40.7%	42.5%	56.5%	45.8%	65.9%
d 現在、検討中なので何とも 言えない	43.1%	50.4%	48.6%	33.1%	41.7%	22.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例」への対応について



2-⑦ 「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例」への対応について



2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？

(指定難病及び小児慢性特定疾病の患者以外の避難行動要支援者のみでも結構です)

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 避難訓練をしたことがある	201	40	76	48	15	22
b 避難訓練をしたことはない	314	91	130	71	9	13
c その他	32	6	11	8	0	7
合計(回答数)	547	137	217	127	24	42
無回答	6	2	3	1	0	0

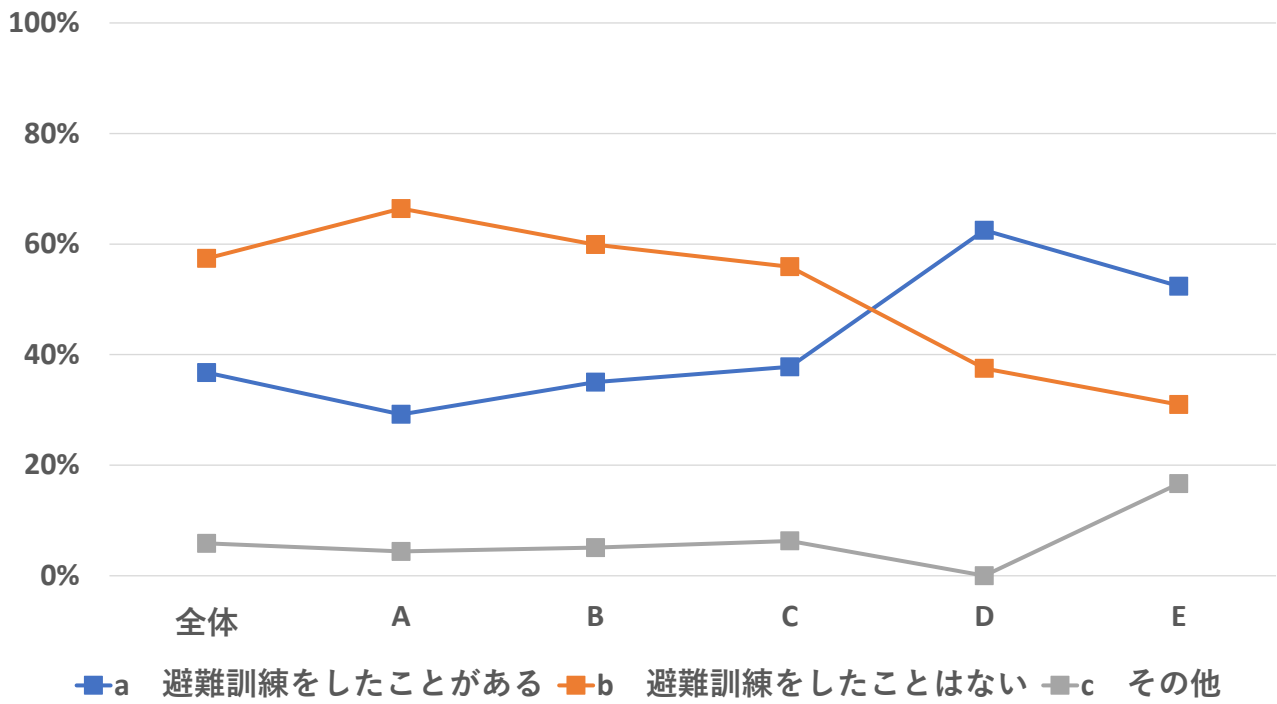
	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 避難訓練をしたことがある	36.7%	29.2%	35.0%	37.8%	62.5%	52.4%
b 避難訓練をしたことはない	57.4%	66.4%	59.9%	55.9%	37.5%	31.0%
c その他	5.9%	4.4%	5.1%	6.3%	0.0%	16.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎人口規模が多くなるにしたがって、避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがある割合が増える傾向にある。

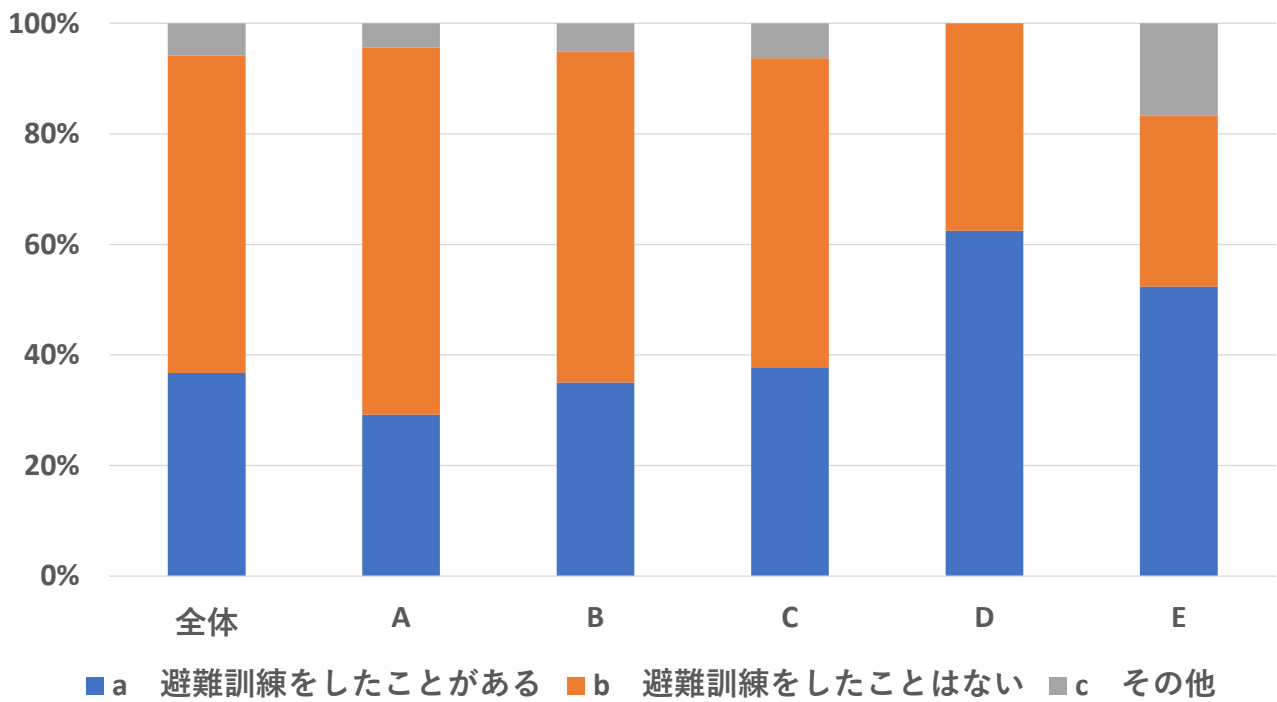
…「避難訓練をしたことがある割合」:

全体 36.7%、区分A 29.2%、区分B 35.0%、区分C 37.8%、区分D 62.5%、区分E 52.4%

2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？
 (指定難病等の患者以外の避難行動要支援者のみでも結構です)



2-⑧ 避難行動要支援者を含めた避難訓練はしたことがありますか？
 (指定難病等の患者以外の避難行動要支援者のみでも結構です)



3-① 災害対策基本法の改正により「個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲」が、地域防災計画において定める必須事項になりました。個別避難計画作成の優先度について、避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）

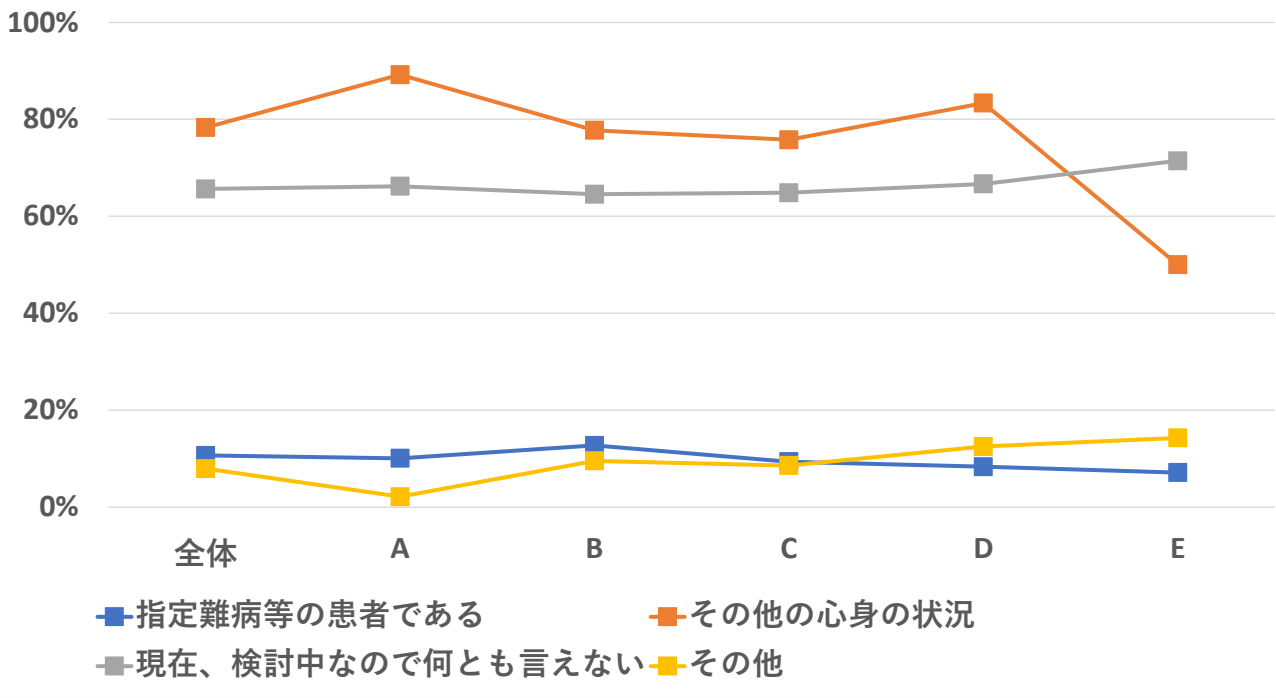
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病等の患者である	59	14	28	12	2	3
b 要介護度が高い高齢者である	116	34	44	25	6	7
c 手帳を所持する身体障害者である	109	34	40	23	6	6
d 医療機器を用いている患者である	72	21	28	15	4	4
e 自力での判断や避難が困難なこと	136	35	59	34	4	4
f 現在、検討中なので何とも言えない	363	92	142	83	16	30
g その他	44	3	21	11	3	6
合計	899	233	362	203	41	60
無回答	0	0	0	0	0	0
回答数	553	139	220	128	24	42

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病等の患者である	10.7%	10.1%	12.7%	9.4%	8.3%	7.1%
b 要介護度が高い高齢者である	21.0%	24.5%	20.0%	19.5%	25.0%	16.7%
c 手帳を所持する身体障害者である	19.7%	24.5%	18.2%	18.0%	25.0%	14.3%
d 医療機器を用いている患者である	13.0%	15.1%	12.7%	11.7%	16.7%	9.5%
e 自力での判断や避難が困難なこと	24.6%	25.2%	26.8%	26.6%	16.7%	9.5%
f 現在、検討中なので何とも言えない	65.6%	66.2%	64.5%	64.8%	66.7%	71.4%
g その他	8.0%	2.2%	9.5%	8.6%	12.5%	14.3%
合計	162.6%	167.6%	164.5%	158.6%	170.8%	142.9%

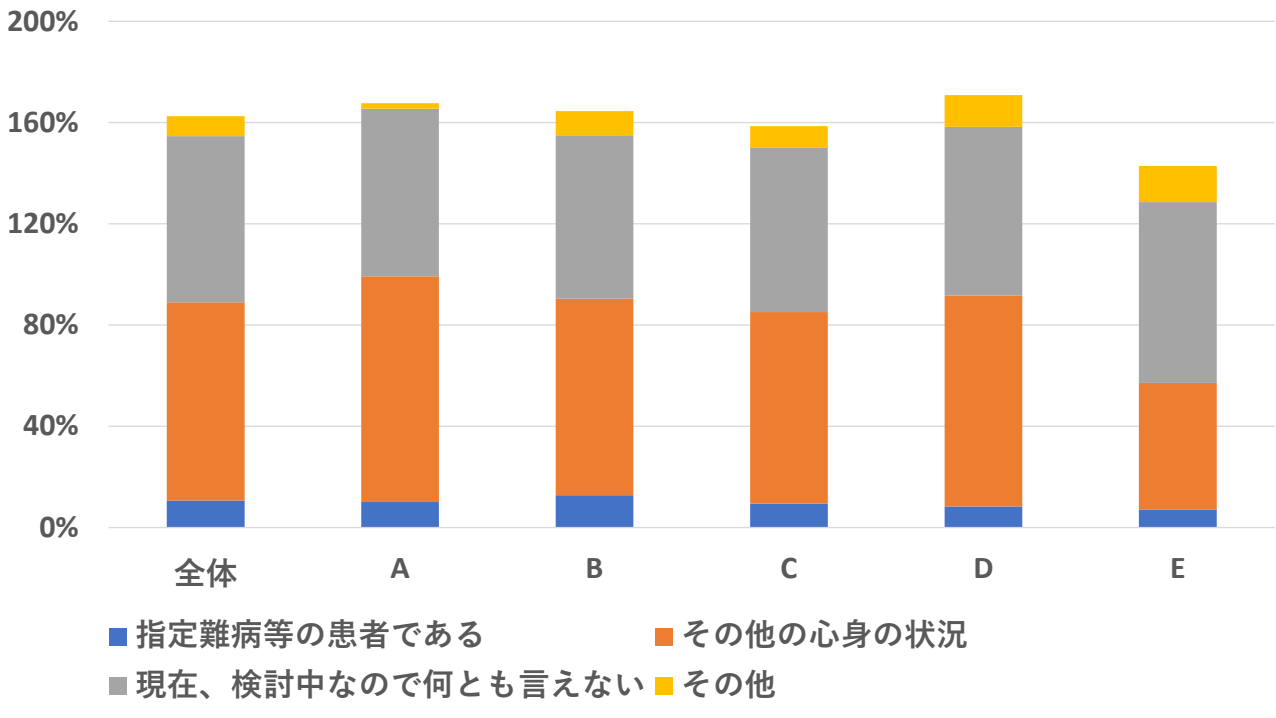
◎ 「指定難病等の患者である」と回答した割合：

全体 10.7%、区分A 10.1%、区分B 12.7%、区分C 9.4%、区分D 8.3%、区分E 7.1%
と人口が増えるにつれて、やや「指定難病等の患者」の優先度が低くなる傾向にある。

3-① 個別避難計画作成の優先度について、避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）



3-① 個別避難計画作成の優先度について、避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）

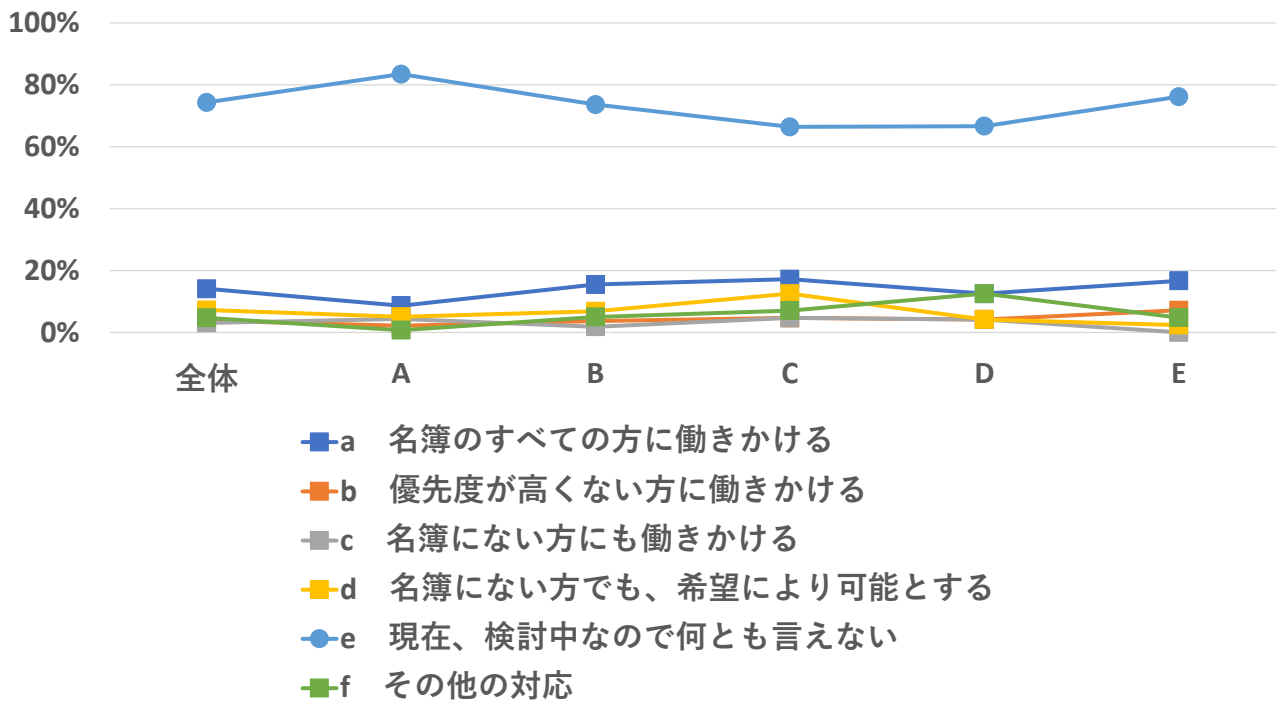


3-② 災害対策基本法の改正により、個別避難計画作成の優先度が低い方は「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを進めていくことになっています。「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？（複数回答あり）

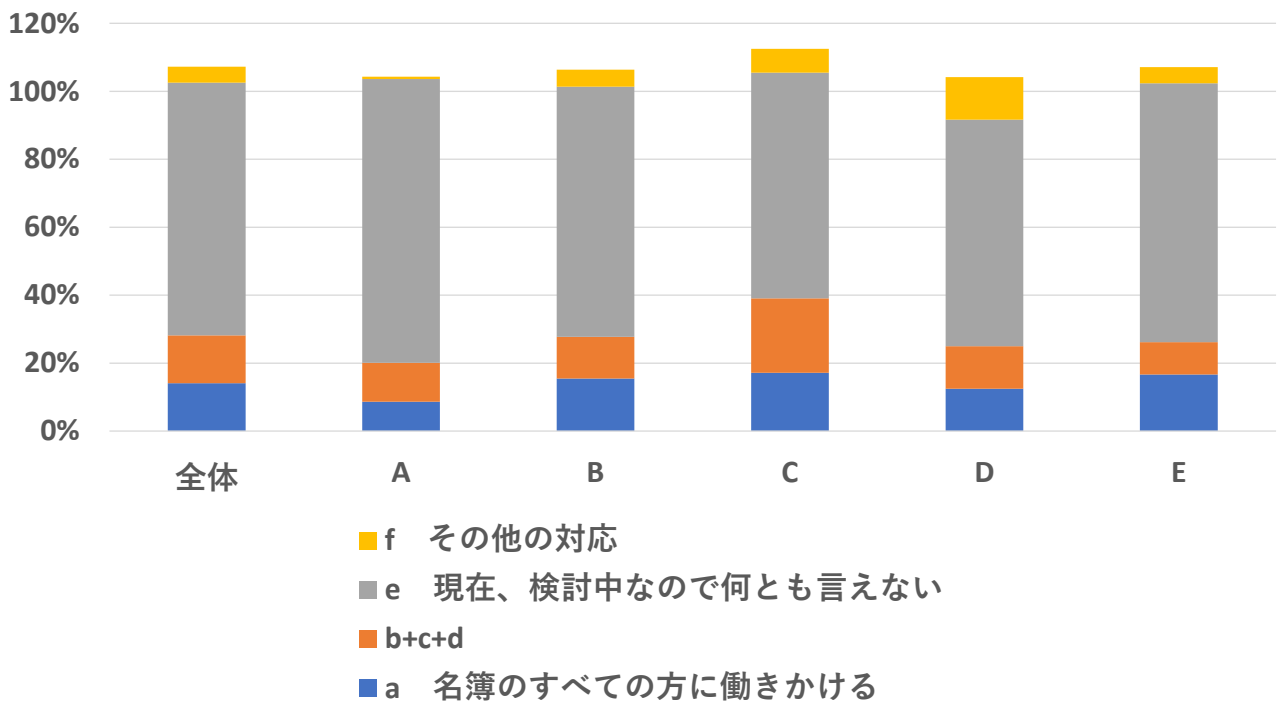
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿のすべての方に働きかける	78	12	34	22	3	7
b 優先度が低い方に働きかける	21	3	8	6	1	3
c 名簿にない方にも働きかける	17	6	4	6	1	0
d 名簿にない方でも、希望により 可能とする	40	7	15	16	1	1
e 現在、検討中なので何とも言えない	411	116	162	85	16	32
f その他の対応	26	1	11	9	3	2
合計	593	145	234	144	25	45
無回答	0	0	0	0	0	0
回答数	553	139	220	128	24	42

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 名簿のすべての方に働きかける	14.1%	8.6%	15.5%	17.2%	12.5%	16.7%
b 優先度が低い方に働きかける	3.8%	2.2%	3.6%	4.7%	4.2%	7.1%
c 名簿にない方にも働きかける	3.1%	4.3%	1.8%	4.7%	4.2%	0.0%
d 名簿にない方でも、希望により 可能とする	7.2%	5.0%	6.8%	12.5%	4.2%	2.4%
e 現在、検討中なので何とも言えない	74.3%	83.5%	73.6%	66.4%	66.7%	76.2%
f その他の対応	4.7%	0.7%	5.0%	7.0%	12.5%	4.8%
合計	107.2%	104.3%	106.4%	112.5%	104.2%	107.1%

3-② 「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？（複数回答あり）



3-② 「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？（複数回答あり）



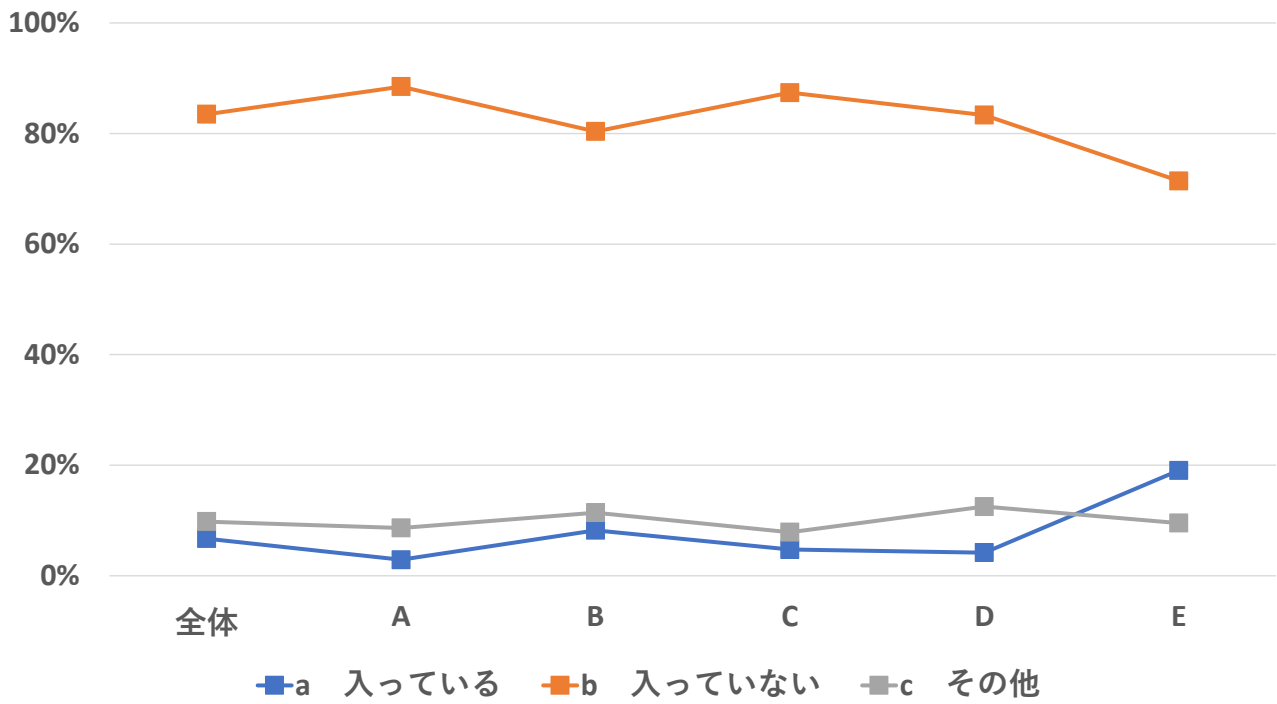
4-① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 入っている	37	4	18	6	1	8
b 入っていない	460	123	176	111	20	30
c その他	54	12	25	10	3	4
合計（回答数）	551	139	219	127	24	42
無回答	2	0	1	1	0	0

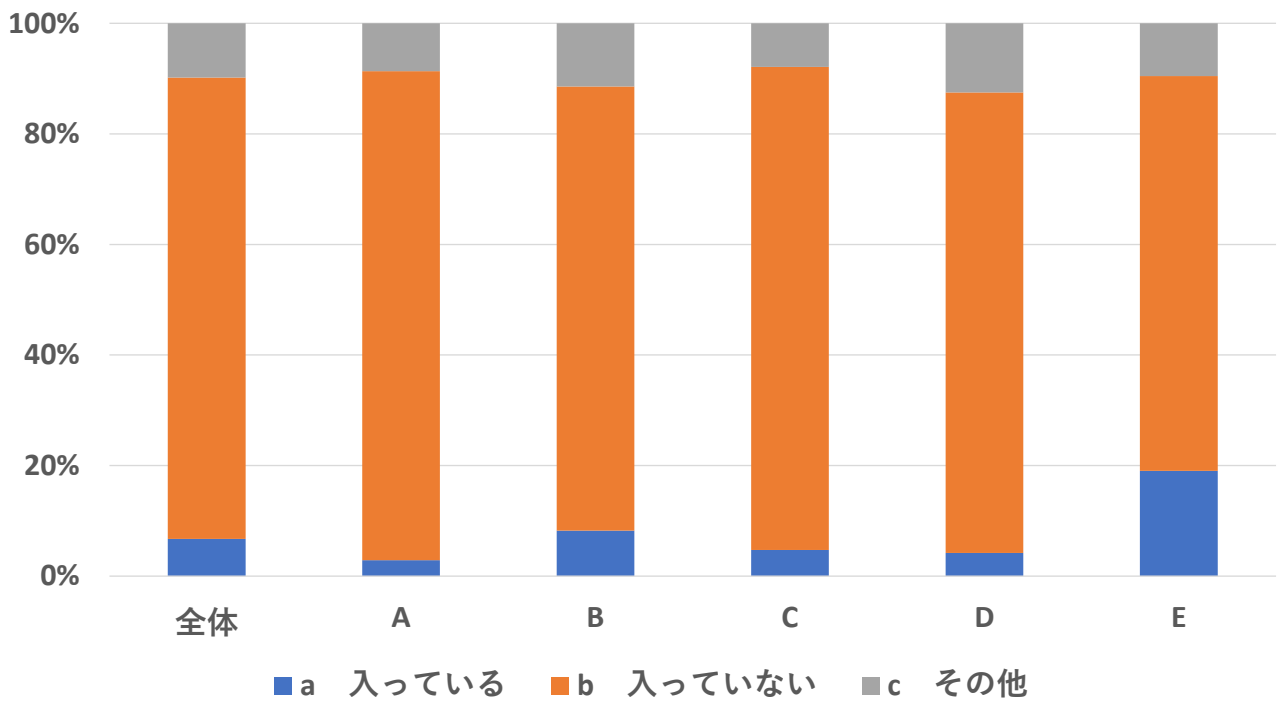
	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 入っている	6.7%	2.9%	8.2%	4.7%	4.2%	19.0%
b 入っていない	83.5%	88.5%	80.4%	87.4%	83.3%	71.4%
c その他	9.8%	8.6%	11.4%	7.9%	12.5%	9.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎区分Eが、避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っている割合が比較的多い（19.0%（全体6.7%））が、いずれにしてもマニュアルに入っている割合は少ない。

4 - ① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？



4 - ① 避難所の運用マニュアルに指定難病及び小児慢性特定疾病が入っていますか？



4-② 福祉避難所は公表していますか？

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 福祉避難所開設の予定はない	9	5	3	1	0	0
b 福祉避難所は開設するが平常 時からの公表はしていない	133	39	65	20	3	6
c 発災のときから公表している	76	41	24	10	0	1
d その他	333	53	128	96	21	35
合計（回答数）	551	138	220	127	24	42
無回答	2	1	0	1	0	0

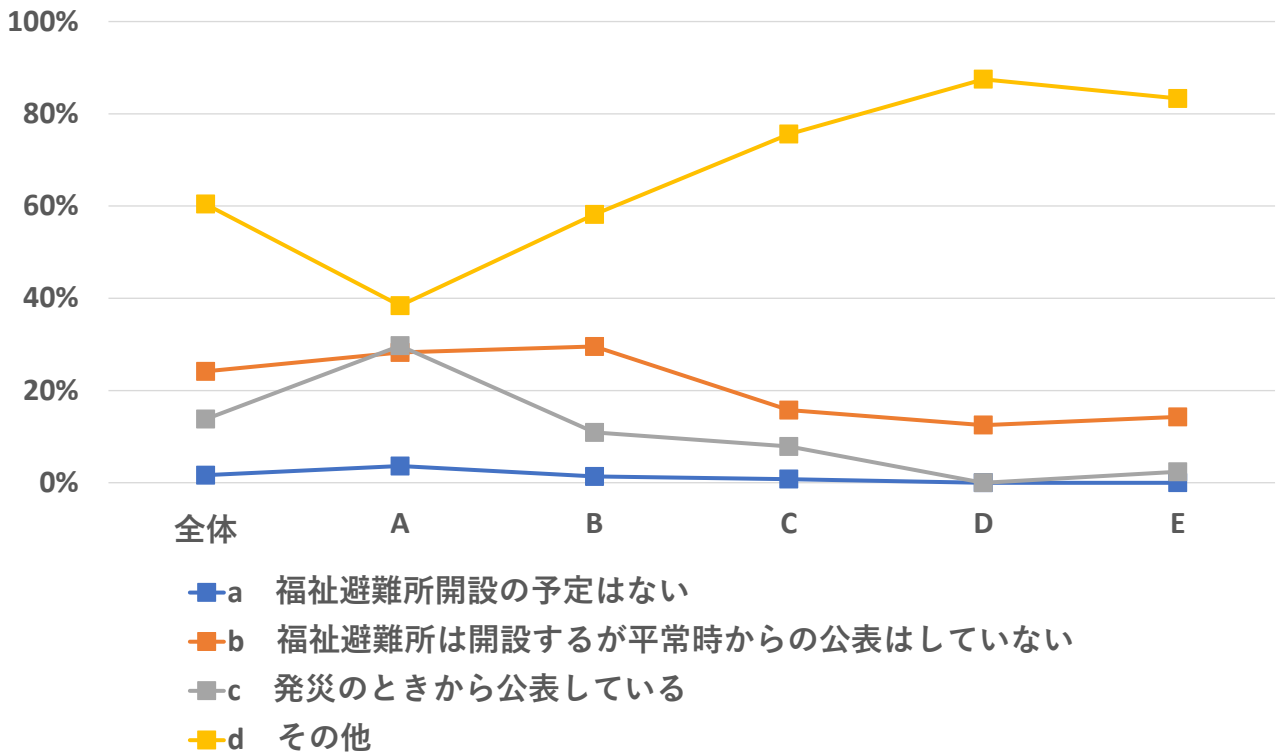
	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 福祉避難所開設の予定はない	1.6%	3.6%	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%
b 福祉避難所は開設するが平常 時からの公表はしていない	24.1%	28.3%	29.5%	15.7%	12.5%	14.3%
c 発災のときから公表している	13.8%	29.7%	10.9%	7.9%	0.0%	2.4%
d その他	60.4%	38.4%	58.2%	75.6%	87.5%	83.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
a + b + c	39.6%	61.6%	41.8%	24.4%	12.5%	16.7%

◎人口規模が多くなるにつれて、「その他」が多くなり、平常時から福祉避難所を公表している割合が多くなる傾向にある。逆に人口規模の少ない自治体では、「福祉避難所開設の予定はない」「平常時には公表していない」割合が多くなる傾向にある。

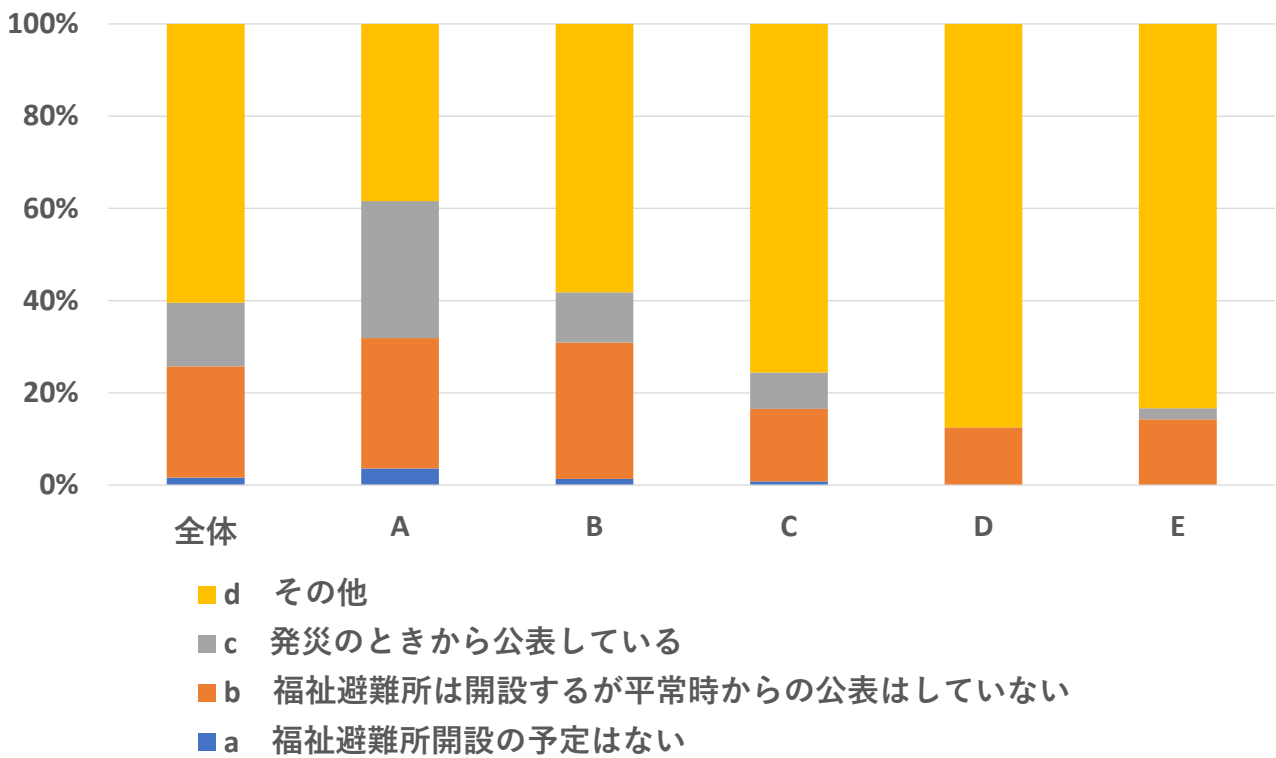
… a + b + c の割合：

全体 39.6%、区分A 61.6%、区分B 41.8%、区分C 24.4%、区分D 12.5%、区分E 16.7%

4 - ② 福祉避難所は公表していますか？



4 - ② 福祉避難所は公表していますか？



4-③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？（複数回答可）

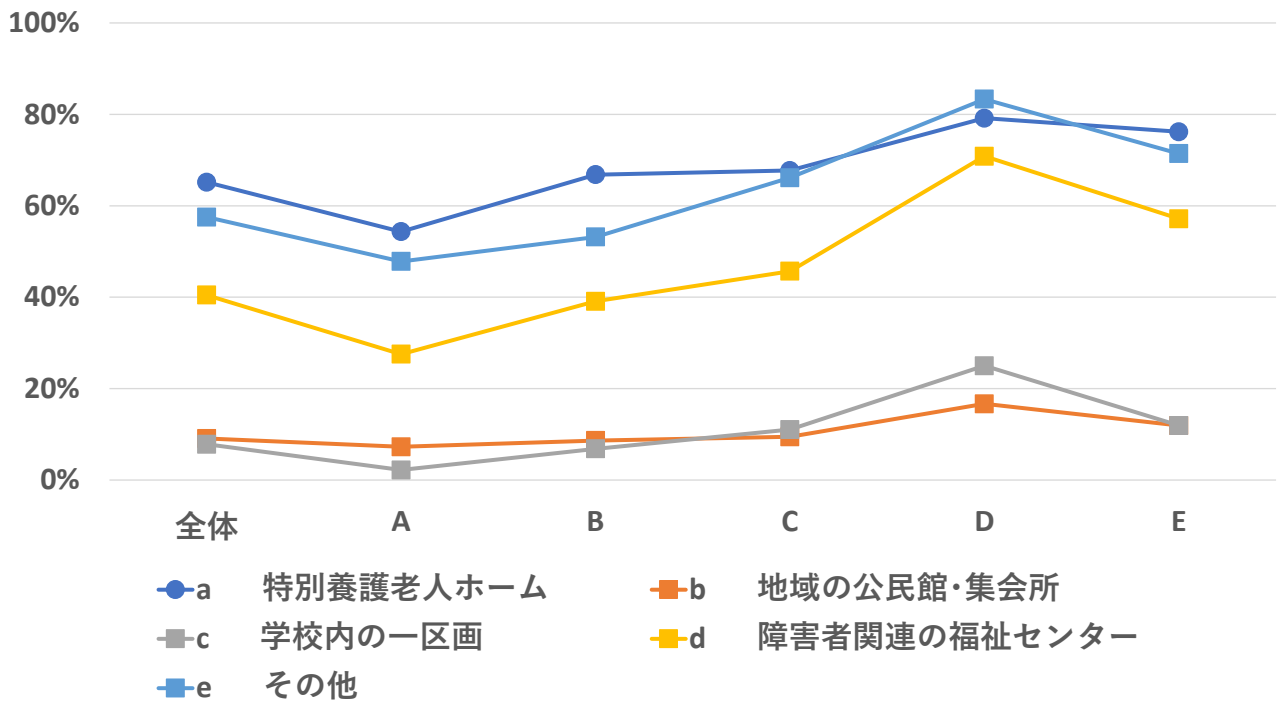
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 特別養護老人ホーム	359	75	147	86	19	32
b 地域の公民館・集会所	50	10	19	12	4	5
c 学校内の一区画	43	3	15	14	6	5
d 障害者関連の福祉センター	223	38	86	58	17	24
e その他	317	66	117	84	20	30
合計	992	192	384	254	66	96
無回答	2	1	0	1	0	0
回答数	551	138	220	127	24	42

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 特別養護老人ホーム	65.2%	54.3%	66.8%	67.7%	79.2%	76.2%
b 地域の公民館・集会所	9.1%	7.2%	8.6%	9.4%	16.7%	11.9%
c 学校内の一区画	7.8%	2.2%	6.8%	11.0%	25.0%	11.9%
d 障害者関連の福祉センター	40.5%	27.5%	39.1%	45.7%	70.8%	57.1%
e その他	57.5%	47.8%	53.2%	66.1%	83.3%	71.4%
合計	180.0%	139.1%	174.5%	200.0%	275.0%	228.6%

◎人口規模が多くなるにつれて、福祉避難所の施設の種類が多くなる傾向にある。

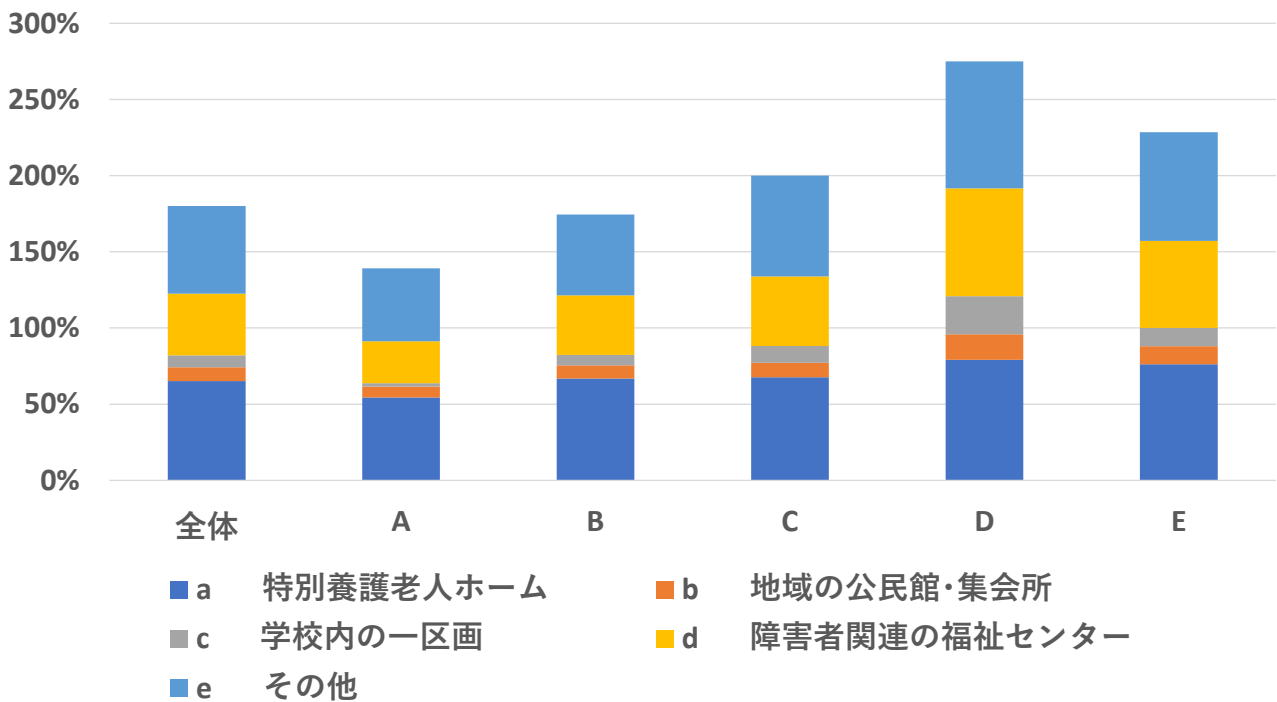
4 - ③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？

(複数回答可)



4 - ③ 福祉避難所にはどのような施設を指定していますか？

(複数回答可)

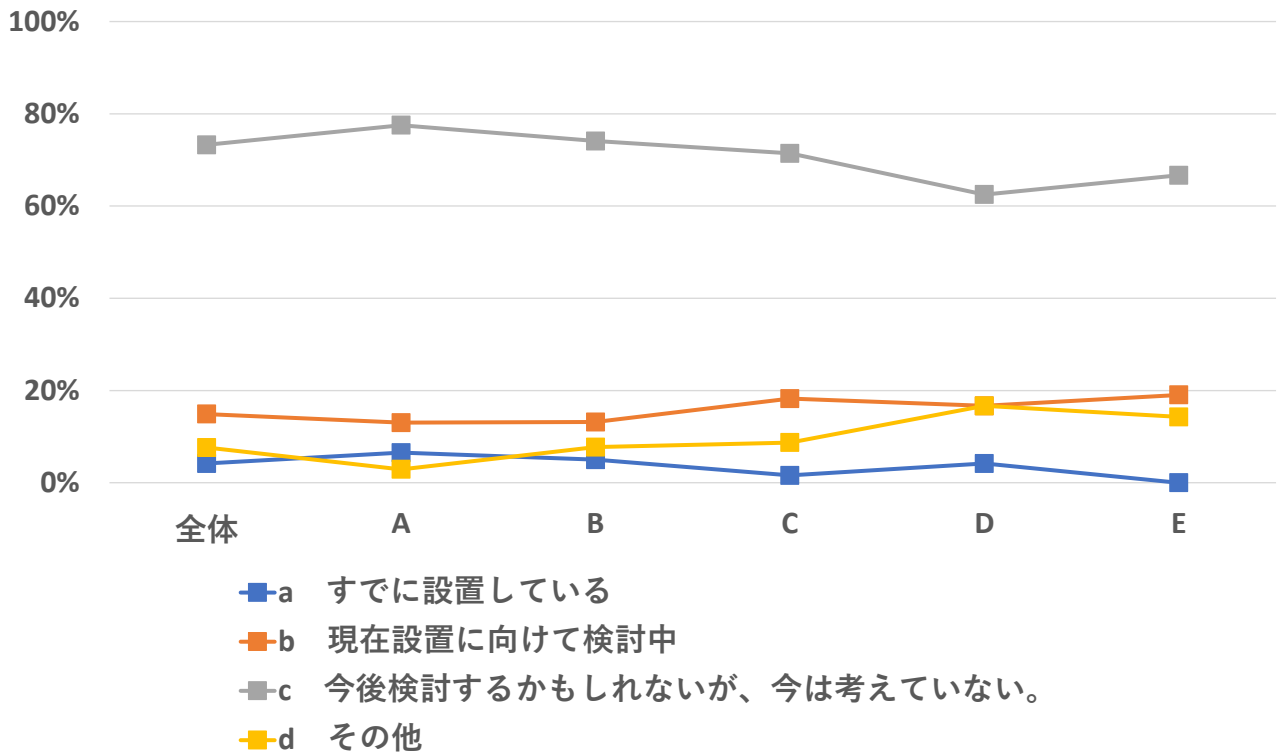


4-④ 災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、
難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？

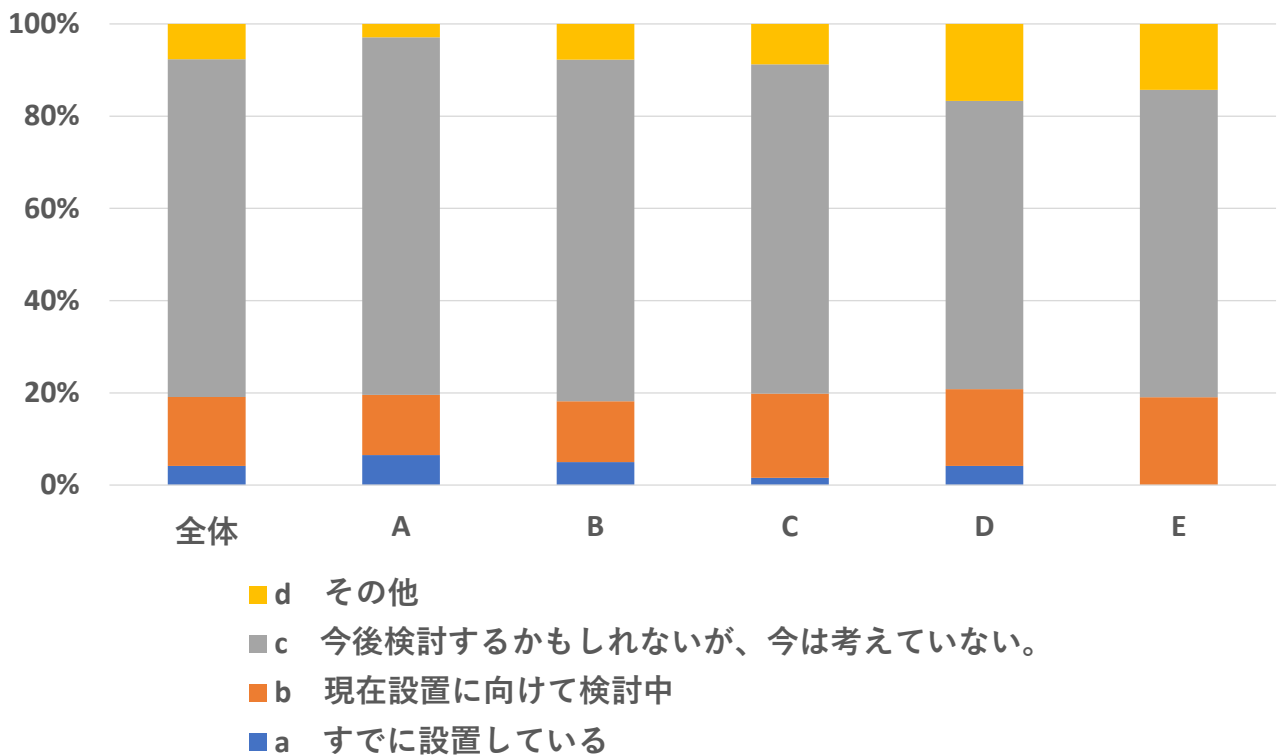
	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a すでに設置している	23	9	11	2	1	0
b 現在設置に向けて検討中	82	18	29	23	4	8
c 今後検討するかもしれないが、今は考えていない。	403	107	163	90	15	28
d その他	42	4	17	11	4	6
合計（回答数）	550	138	220	126	24	42
無回答	3	1	0	2	0	0

	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a すでに設置している	4.2%	6.5%	5.0%	1.6%	4.2%	0.0%
b 現在設置に向けて検討中	14.9%	13.0%	13.2%	18.3%	16.7%	19.0%
c 今後検討するかもしれないが、今は考えていない。	73.3%	77.5%	74.1%	71.4%	62.5%	66.7%
d その他	7.6%	2.9%	7.7%	8.7%	16.7%	14.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 - ④ 難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？



4 - ④ 難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？



4-⑤ 福祉避難所への直接避難に関連して、直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）

	回答 団体数	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病等である	73	20	36	12	2	3
b 要介護度が高い高齢者である	109	38	47	17	4	3
c 手帳を所持する身体障害者である	103	34	46	16	4	3
d 医療機器を用いている患者である	82	27	36	13	3	3
e 自力での判断や避難が困難	102	32	48	15	5	2
f 現在、検討中なので何とも言えない	394	91	154	100	15	34
g その他	37	4	18	9	4	2
合計	900	246	385	182	37	50
無回答	9	1	2	3	0	3
回答数	544	138	218	125	24	39

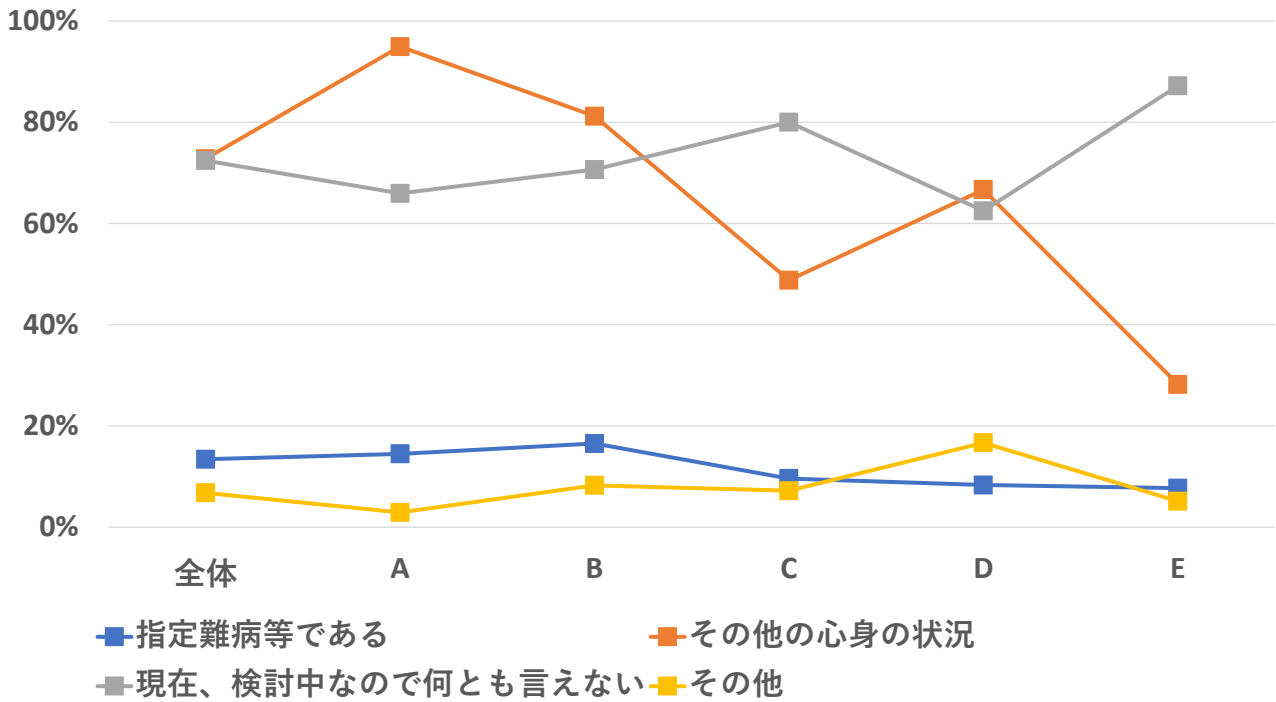
	全体	A 1万人 未満	B 1万人 以上 5万人 未満	C 5万人 以上 20万人 未満	D 20万人 以上 100万人 未満	E 保健所 政令市
a 指定難病等である	13.4%	14.5%	16.5%	9.6%	8.3%	7.7%
b 要介護度が高い高齢者である	20.0%	27.5%	21.6%	13.6%	16.7%	7.7%
c 手帳を所持する身体障害者である	18.9%	24.6%	21.1%	12.8%	16.7%	7.7%
d 医療機器を用いている患者である	15.1%	19.6%	16.5%	10.4%	12.5%	7.7%
e 自力での判断や避難が困難	18.8%	23.2%	22.0%	12.0%	20.8%	5.1%
f 現在、検討中なので何とも言えない	72.4%	65.9%	70.6%	80.0%	62.5%	87.2%
g その他	6.8%	2.9%	8.3%	7.2%	16.7%	5.1%
合計	165.4%	178.3%	176.6%	145.6%	154.2%	128.2%

◎「指定難病等である」と回答した割合：

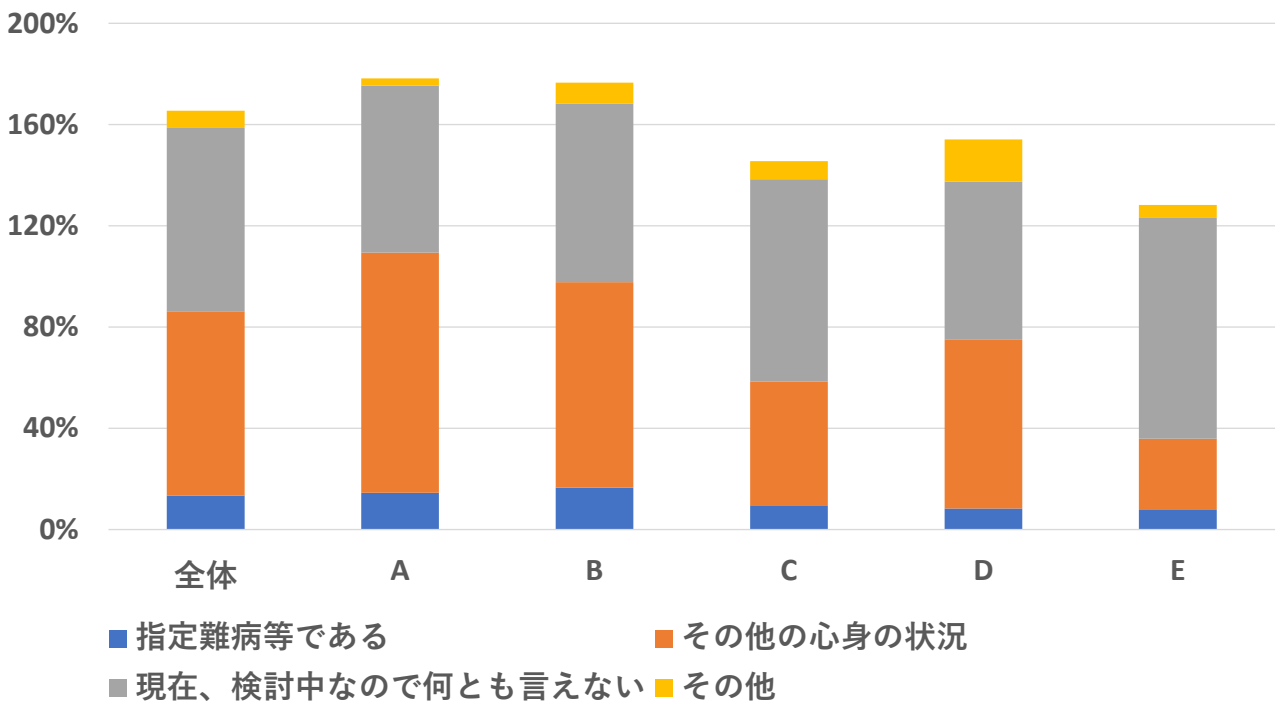
全体 13.4%、区分A 14.5%、区分B 16.5%、区分C 9.6%、区分D 8.3%、区分E 7.7%

と人口が増えるにつれて、やや「指定難病等の患者」の優先度が低くなる傾向にある。

4 - ⑤ 福祉避難所への直接避難に関連して、直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）



4 - ⑤ 福祉避難所への直接避難に関連して、直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？（複数回答可）



【参考資料】

参考① 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果

参考② 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について

参考③ 難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

〔参考① 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果〕

消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況について調査を実施し、令和2年10月1日現在の状況が取りまとめられました（令和3年3月30日公表）。

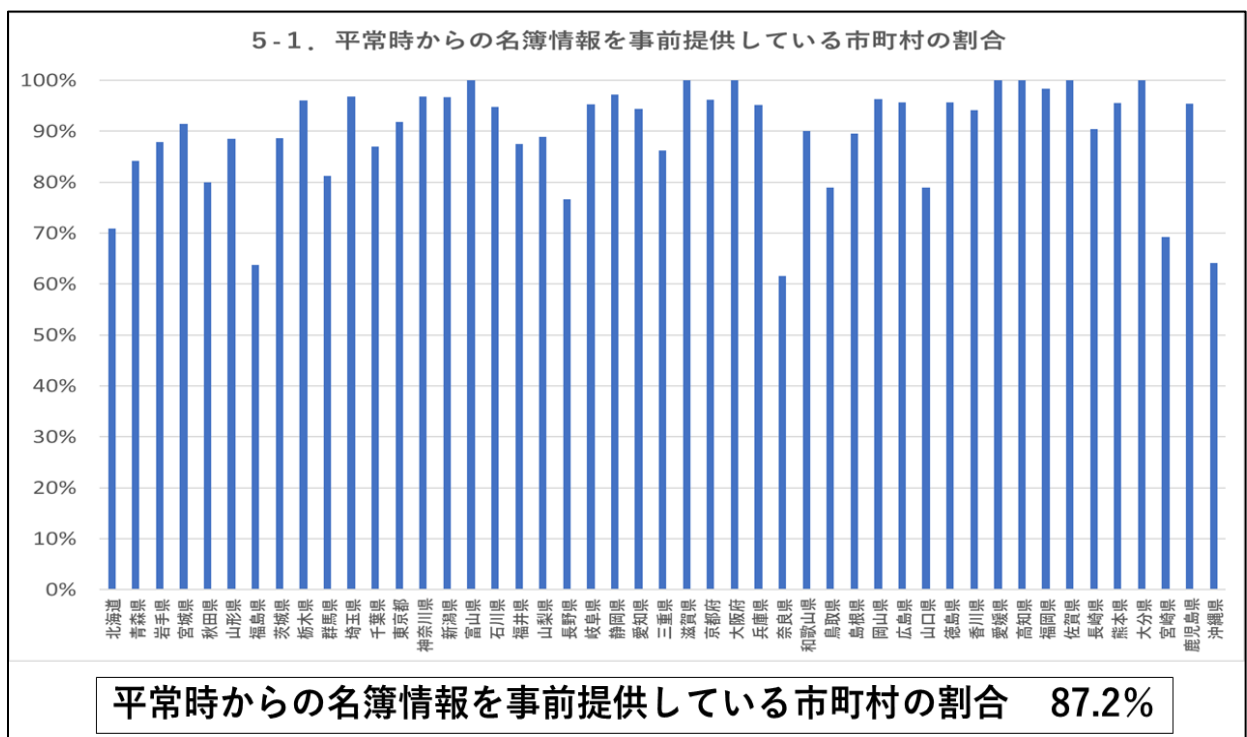
今回のアンケートの内容と関連が深いので、概要を掲載いたします。

1. 市町村における避難行動要支援者名簿の作成状況

…作成済自治体は、昨年度から7自治体増加し1,727自治体となり、作成率が初めて99%を超えた。
[作成率 99.2%]

2. 平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供状況

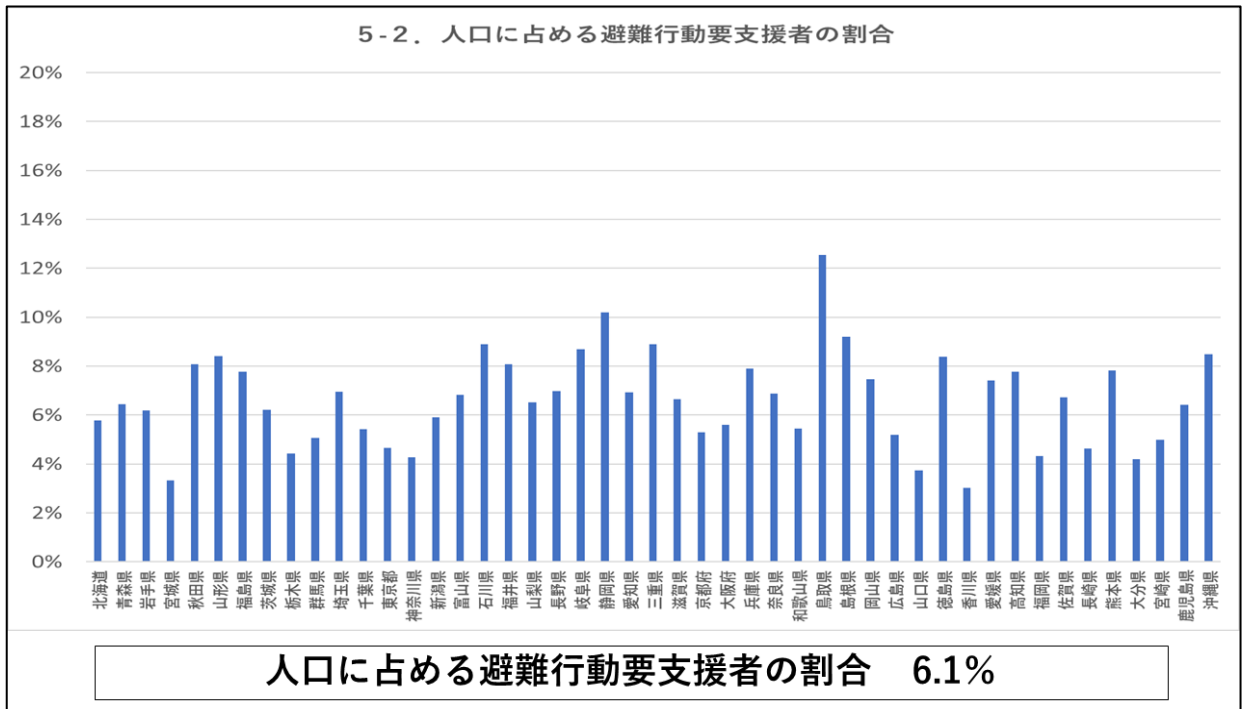
①作成済自治体のうち、平常時からの名簿情報提供自治体は、昨年度から58増加し1,506自治体となった。[提供率 87.2%]



※平常時からの名簿情報の事前提供の際に本人の同意を取っているかどうかは分かりませんが、多くの場合は同意を取ってからの提供と思われます。

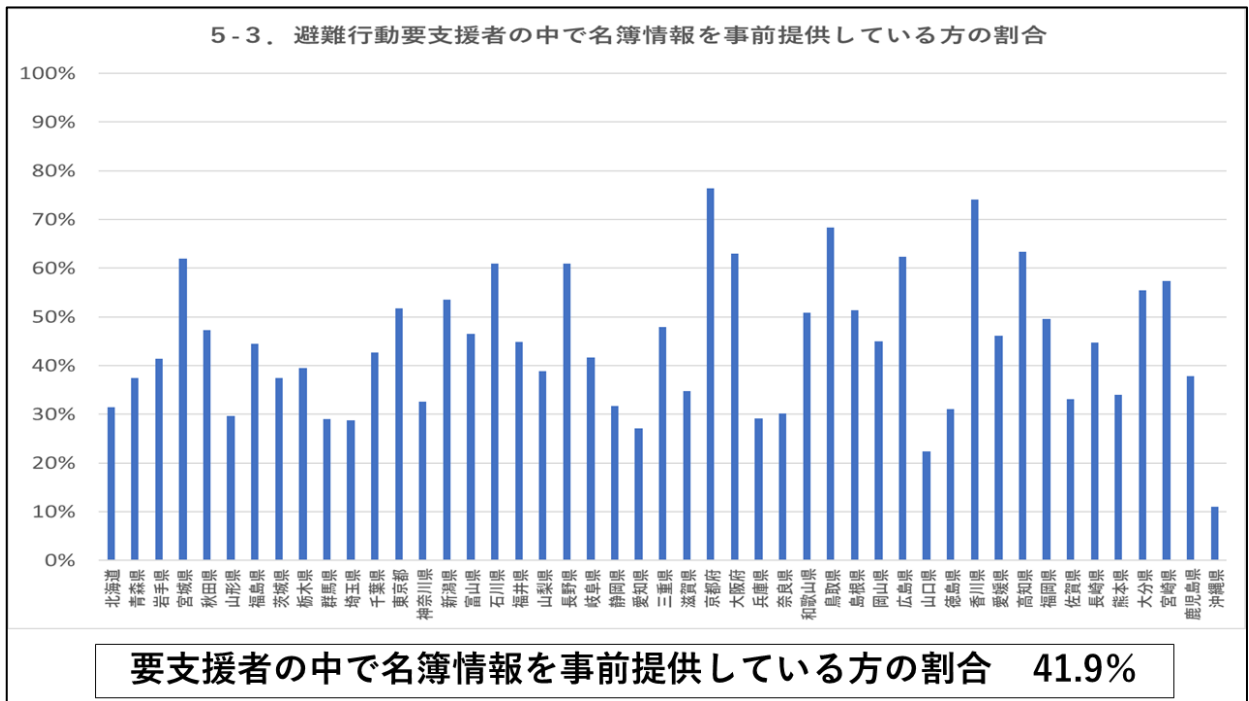
(名簿の全部または一部を提供した自治体数の割合)

②人口に占める避難行動要支援者の割合：6.1%



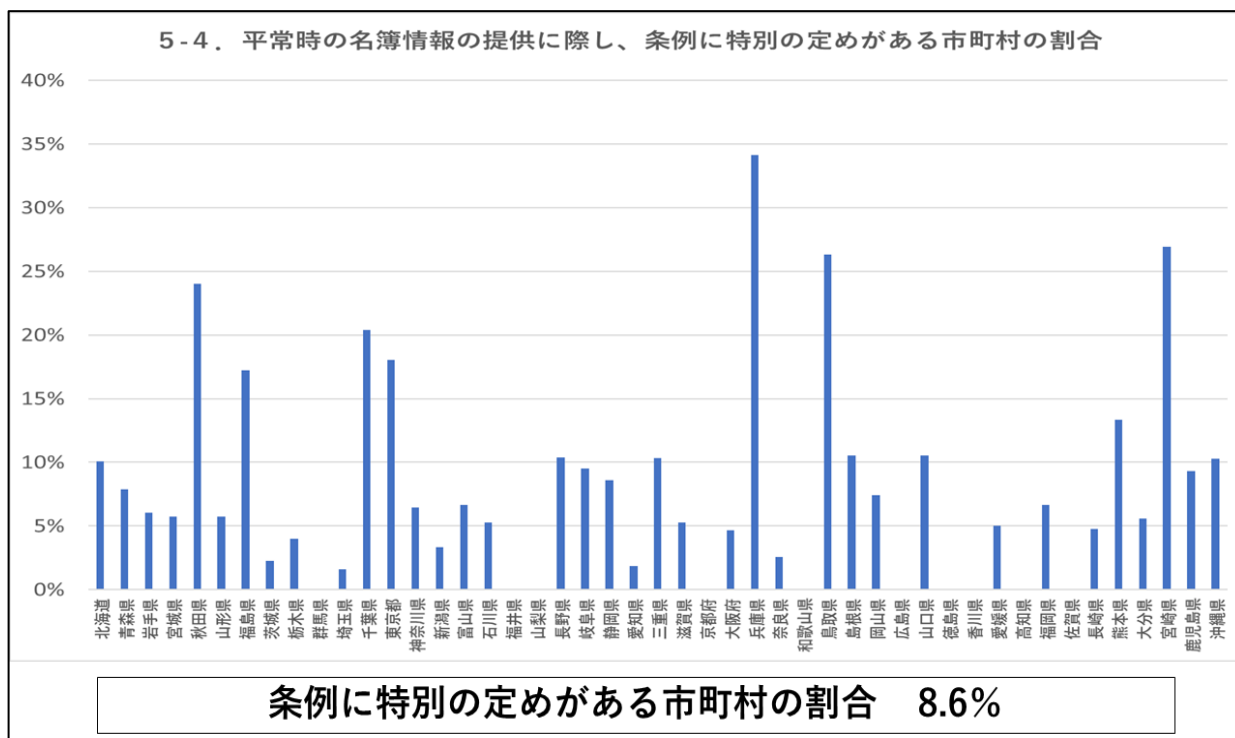
※避難行動要支援者の割合が低い地域は、対象者をしぼって登録している可能性もある。

③名簿掲載者に占める、平常時からの名簿情報提供者の割合は、昨年度から0.8ポイント増加し41.9%となった。



※例えば、宮城県、京都府、香川県は人口に占める避難行動要支援者の割合が低いのに、平常時から名簿情報を事前提供している方の割合が高いのは、同意している方を中心に名簿を作成しているためと考えられる

④条例に特別の定めがある市町村の割合：8.6%



※市町村の条例に「特別の定め」がある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られなくても、「避難支援等関係者」に対し名簿情報を提供できるようになります。

…「特別の定め」の内容について

ア：本人同意がなくても名簿情報を提供（7市町村）

イ：条例により、名簿情報の提供に拒否を申し出た者を除き名簿情報を提供（50市町村）

ウ：特定の避難支援等関係者（提供先）に対しては、本人の同意がなくても名簿情報を提供（9市町村）

エ：個人情報保護条例上の規定を根拠として、名簿情報を提供（85市町村）

オ：ア～エ以外に該当する場合（10市町村）

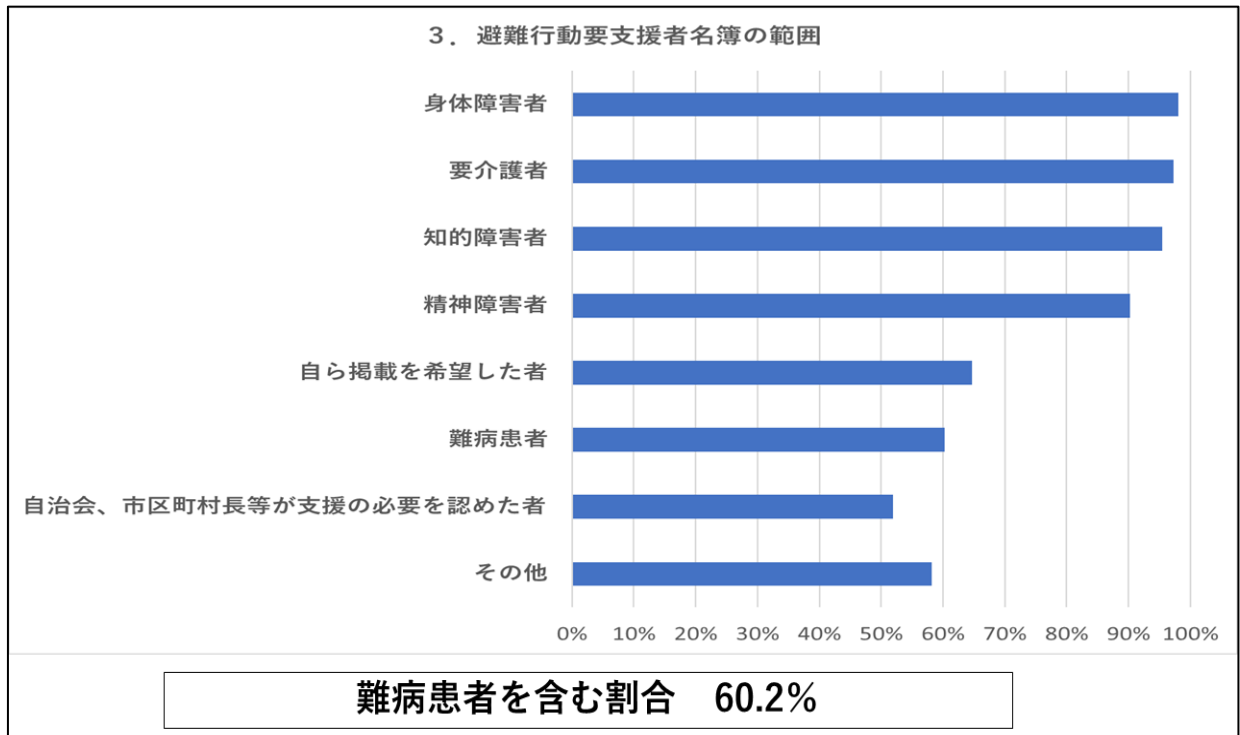
※なお地方公共団体に対し、「市町村の実情に応じ、同意の有無によらず提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府・消防庁から発出されています。

…災害時に備えて、平常時から「避難支援等関係者」に名簿情報を提供しておくことは意味のあることだと思いますが、本人の同意がなくても民生委員さん等に名簿情報が伝えられることについては慎重に行うべき内容と考えられます。

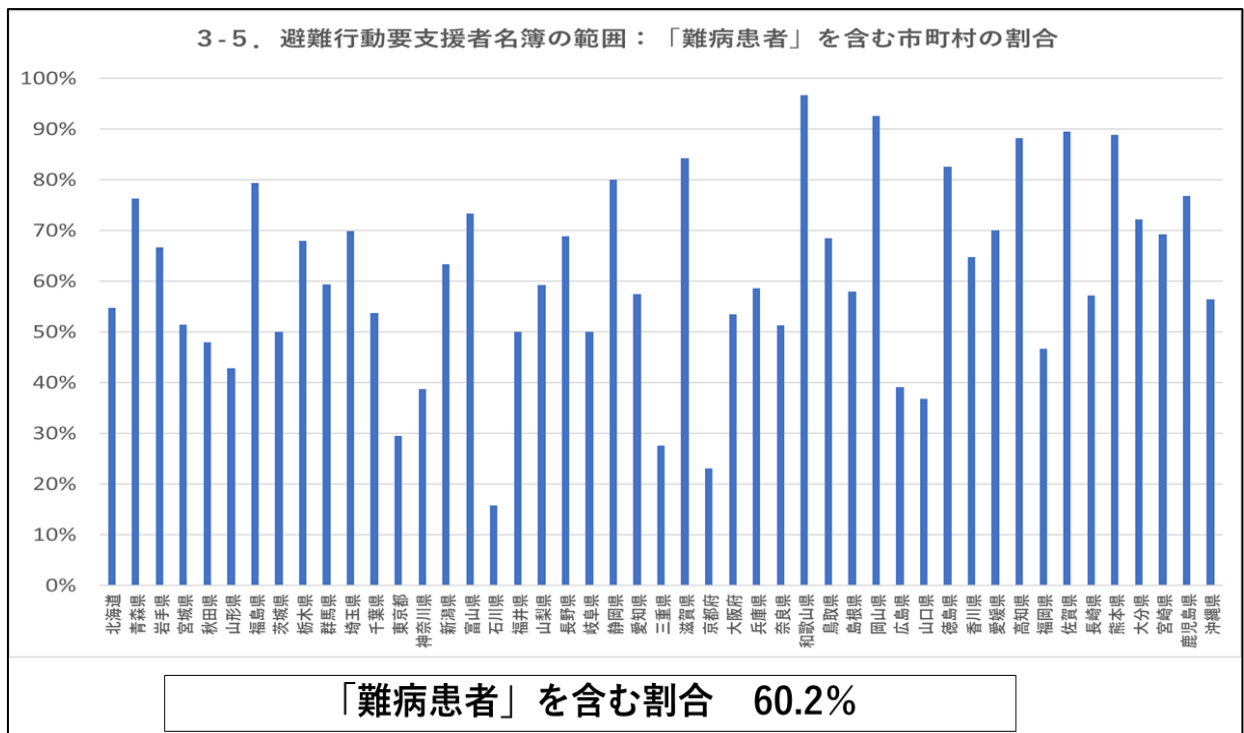
…本アンケートの2-⑦にも「同意の有無によらず名簿の情報を提供できる根拠となる条例の制定を積極的に検討すること」という通知が内閣府等から発出されていますが、対応について教えてください。」という設問があり、今後も進捗を確認する必要があると考えます。

3. 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

①避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲（まとめ）

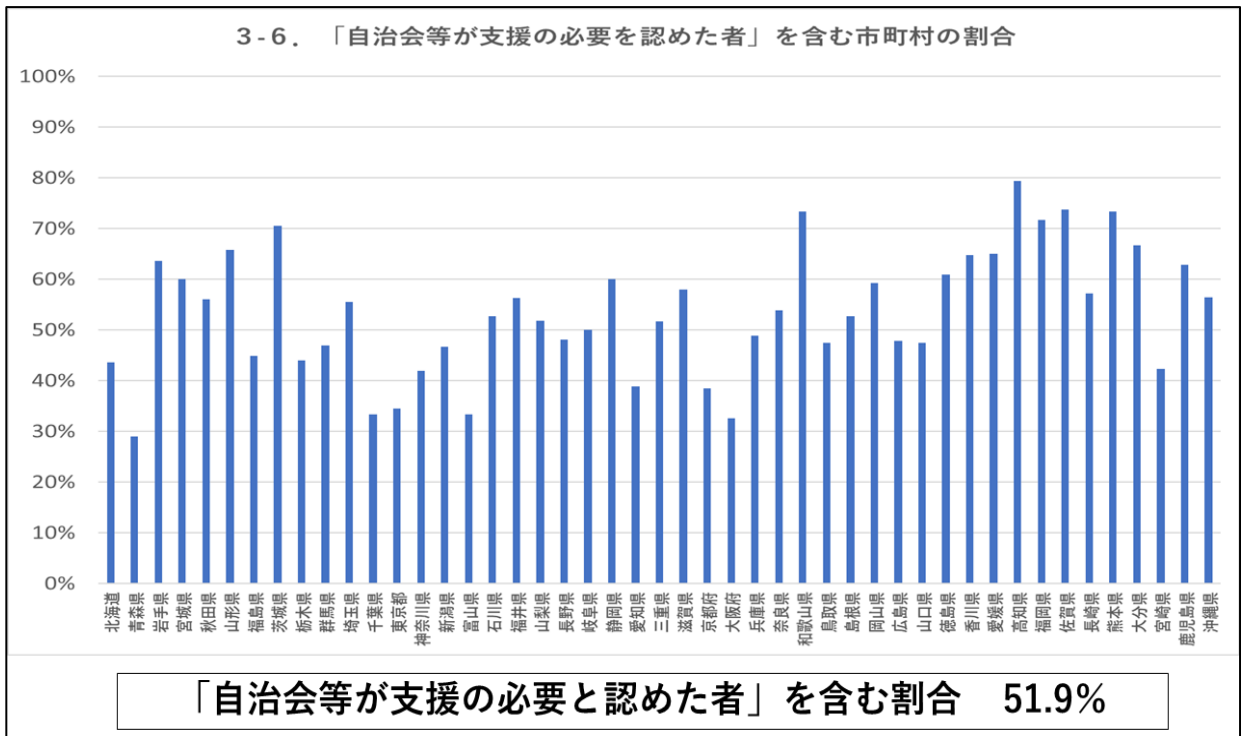


②名簿に「難病患者」を含む市町村の割合



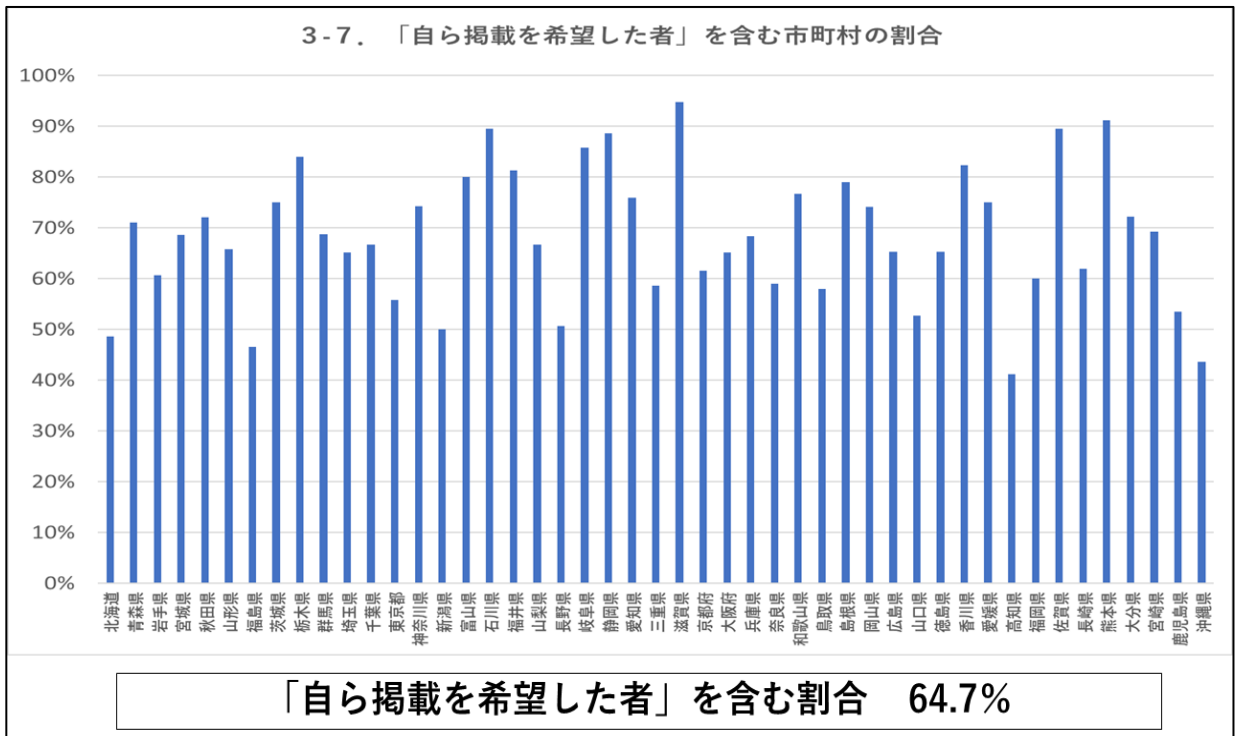
※「難病患者」が避難行動要支援者名簿に含まれるとしても、難病患者の全数が掲載されているところから、同意した方のみが掲載されているところまで様々であると考えられる
…グラフから地域格差が大きいことが分かる

◎名簿に「自治会、市区町村長等が支援の必要を認めた者」を含む市町村の割合

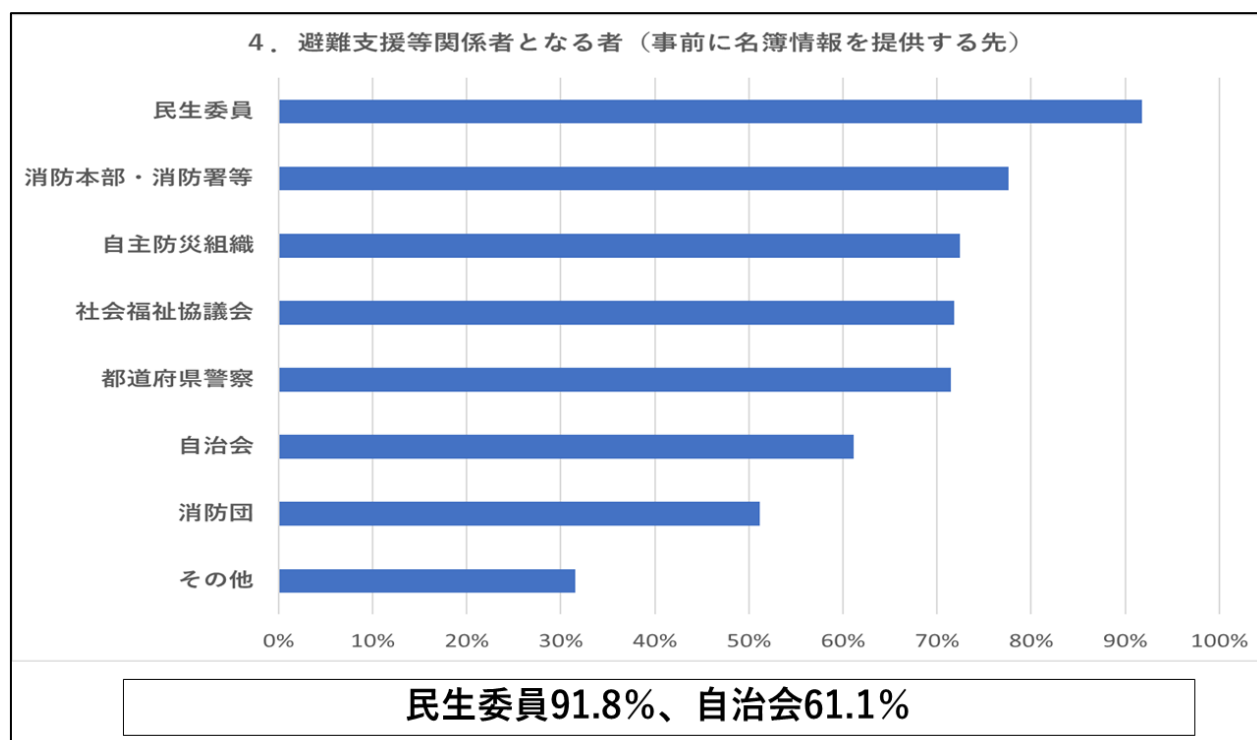


※（日中）独居高齢者、妊産婦、医療依存度が高い者（人工透析や在宅酸素等）、歩行困難者、日本語に不慣れな外国人、特別児童手当、特別障害者手当受給者、移動に時間を要する者、乳幼児、認知症の方など

◎名簿に「自ら掲載を希望した者」を含む市町村の割合



4. 避難支援等関係者となる者（事前に名簿情報を提供する先）について



◎避難支援等関係者について

- ・災害対策基本法 49 条の 11 第 2 項（抜粋）
 - …避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、「**消防機関、都道府県警察、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者**」（「避難支援等関係者」という）に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当）
 - …市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、**「消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等」**の避難支援等関係者に名簿情報を提供する
 - …必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。
 - …市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障害者団体、**難病・小児慢性特定疾病患者団体**、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある
 - ※事前の名簿提供先の中に**難病・小児慢性特定疾病患者団体**も例示されている。

◎避難行動要支援者名簿に関連して、**地域防災計画において定める必須事項**について

- ・ **避難支援等関係者となる者（名簿の提供先）の範囲**
（改正災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項）
- ・ **避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲**（改正災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）
- ・ **名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法**（改正災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）
- ・ **名簿の更新に関する事項**（改正災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）
- ・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（改正災害対策基本法第 49 条の 12）
- ・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（改正災害対策基本法第 56 条）
- ・ 避難支援等関係者の安全確保（改正災害対策基本法第 50 条第 2 項）
- …上記の内容について、今後の地域防災計画において定める必要があるので、
地域防災計画に注目していく必要がある

☆「個別避難計画等に関する調査結果」については、

次項の〔参考② 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について〕に掲載いたします。

〔参考② 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について〕

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正されました。

（公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日）

改正内容のひとつとして、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化しました。

今回のアンケートの内容は災害対策基本法の一部改正とも関連が深いので、特に「個別避難計画」について確認していきます。

1. 個別避難計画について

◎個別避難計画とは

…避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画

◎課題

…避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題

※近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合

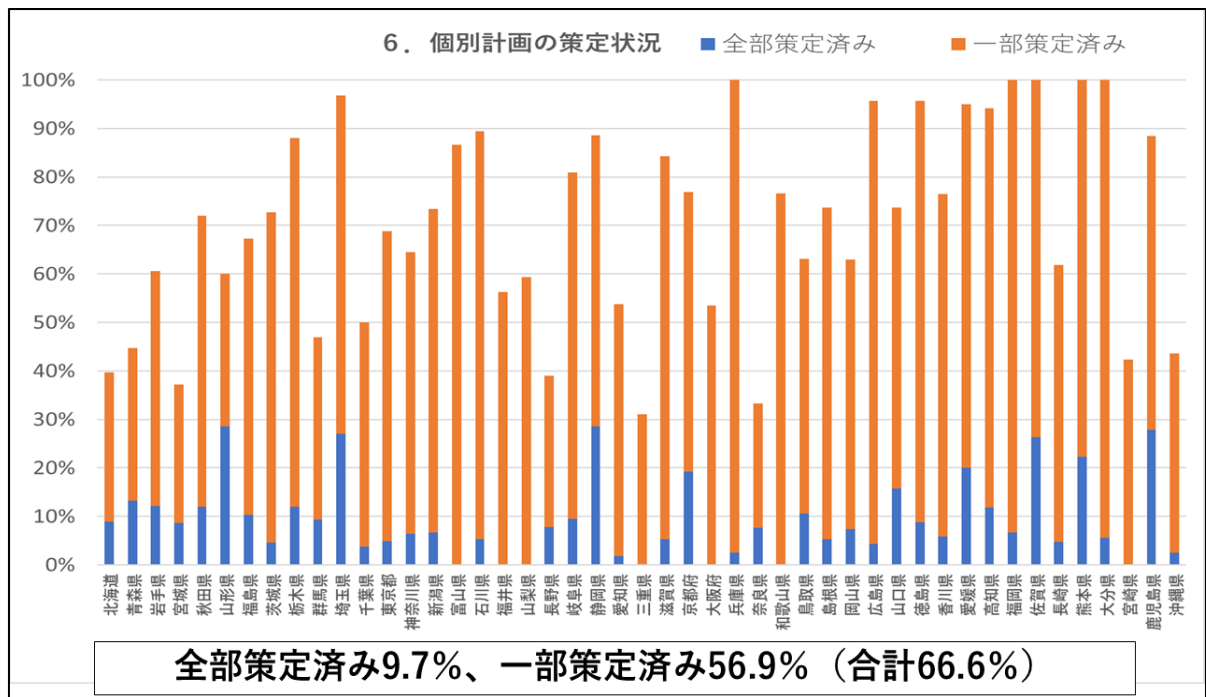
- ・令和元年東日本台風：約65%
- ・令和2年7月豪雨：約79%

◎対応（改正災害対策基本法：令和3年5月20日施行）

…避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化（改正災害対策基本法第49条の14）

※任意の取組として計画の作成が完了している市町村：9.7%

任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村：56.9%



◎個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）としています。

◎避難行動要支援者名簿に掲載された方全員に「個別避難計画」を作成するために

①避難行動要支援者名簿へ掲載する対象者を絞り込む

…現状では避難能力や支援の要否について災害対策基本法で規定する避難行動要支援者の要件に該当しないものも名簿に記載されていることが考えられる。

⇒真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、避難行動要支援者名簿を精査し、個別避難計画の作成に取り組んでいくことが適当である、としている。

※個別避難計画の作成が努力義務化されたことにより、名簿に掲載される範囲が見直され、避難行動要支援者の規模が縮小される危険性がある。

…本アンケートの2-⑥には「災害対策基本法の改正による、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者の避難行動要支援者名簿への掲載の影響はありますか？」という設問があり、名簿に掲載される範囲が見直され、避難行動要支援者の規模が縮小されないか、今後も進捗を確認する必要があります。

②優先度が高い方から「個別避難計画」作成する

…地域防災計画において、「個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標期間、作成の進め方」が必須事項になった

〔優先度の考え方：考慮すべきポイント〕

ア. 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

イ. 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

ウ. 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※避難行動要支援者本人の心身の状況に、どのような状態が優先度に反映されるか？

…本アンケートの3-①には「災害対策基本法の改正により「個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲」が、地域防災計画において定める必須事項になりました。個別避難計画作成の優先度について、避難行動要支援者本人の心身の状況を考慮しますか？」という設問があります。どのような心身の状況が優先度に反映されるか、今後も進捗を確認する必要があります。

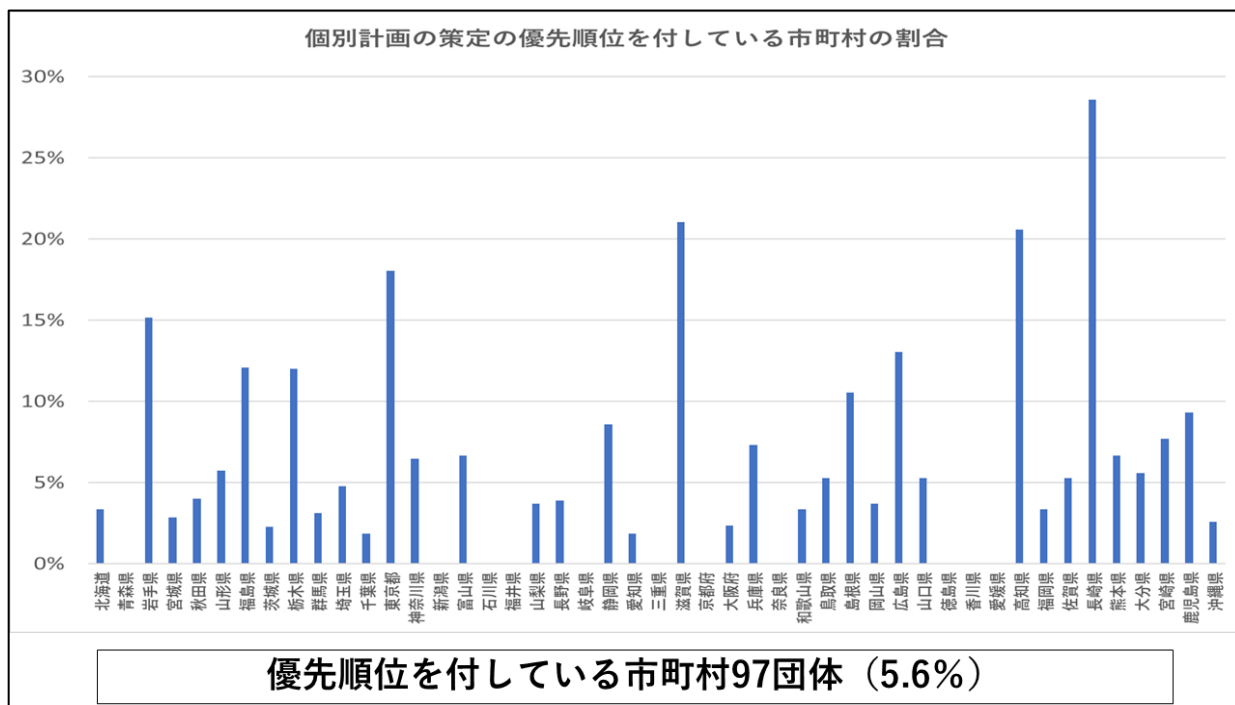
③優先度が低い方は「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを進めていく

…できる限り早期に計画が作成されるように、市町村が優先的に支援する計画と並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが適当である、としている。

…本アンケートの3-②には「災害対策基本法の改正により、個別避難計画作成の優先度が低い方は「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを進めていくことになっています。「本人・地域記入の個別避難計画」をどのように推進していきますか？」という設問があります。

「本人・地域記入の個別避難計画」づくりについても、今後も進捗を確認する必要があると考えます。

◎個別避難計画の策定に対して優先順位を付している市町村の割合について



※現状で個別計画の策定に対して優先順位を付している市町村はとて少ないが、改正災害対策基本法では、個別避難計画の作成が努力義務化されたことにより、優先度が設定されると考えられる。

◎個別避難計画に関連して、地域防災計画において定める必須事項について

- ・ 個別避難計画作成の**優先度の高い避難行動要支援者の範囲**及び作成目標期間、作成の進め方
…**優先度の高い避難行動要支援者の範囲**も地域防災計画に定める必須事項になっている
- ・ **避難支援等関係者となる者（名簿の提供先）の範囲**
（改正災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項）
- ・ **個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法**
（改正災害対策基本法第 49 条の 14 第 1 項）
- ・ 個別避難計画の更新に関する事項
- ・ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（改正災害対策基本法第 49 条の 16）
- ・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
（改正災害対策基本法第 56 条第 2 項）
- ・ 避難支援等関係者の安全確保（災害対策基本法第 50 第 2 項）
…上記の内容について、今後の地域防災計画において定める必要があるので、地域防災計画に注目していく必要がある

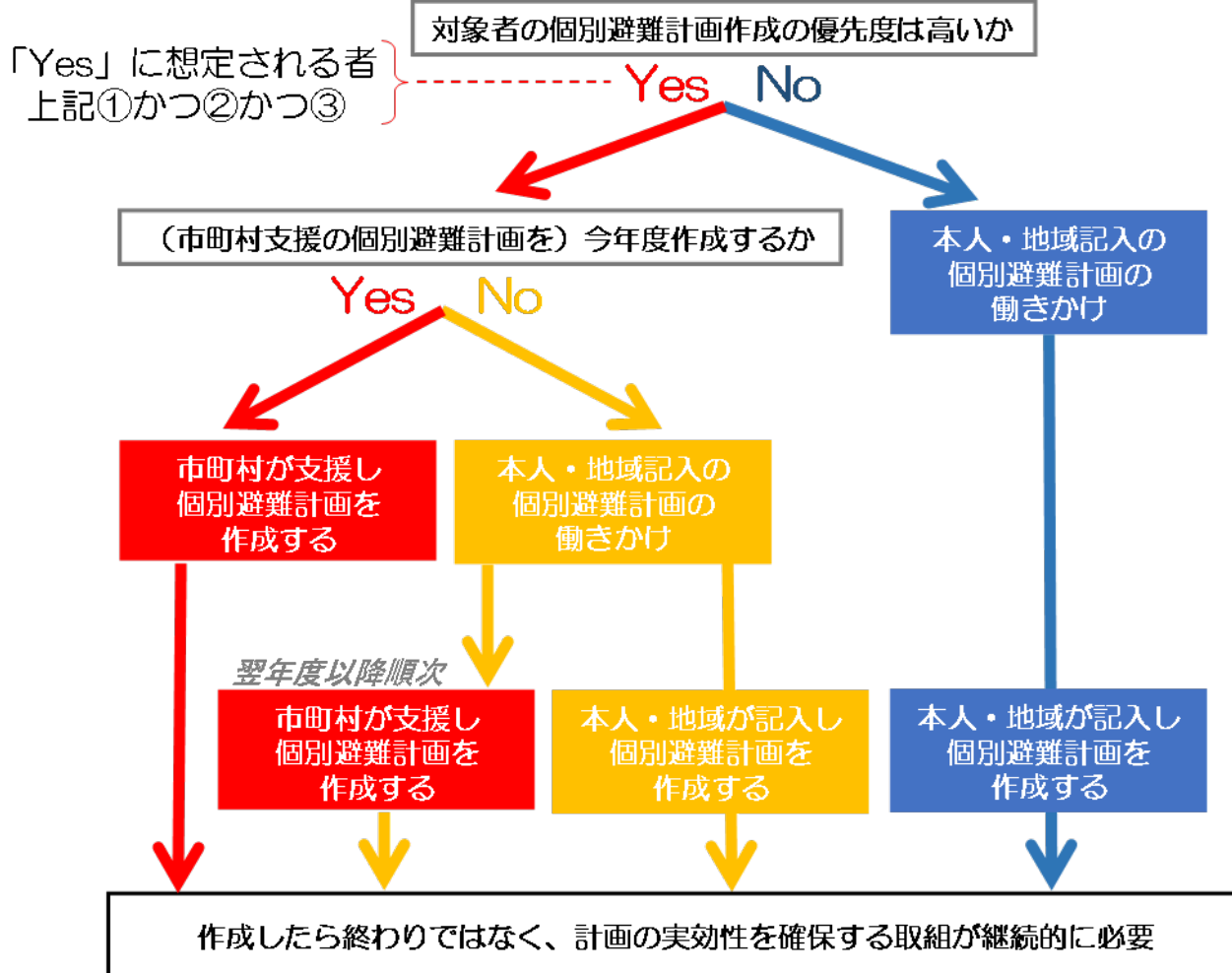
優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ（例）

計画作成の優先度に関する考え方

個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当
＜考慮すべきポイント＞

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように、本年度から作成を始める



- ※更新に当たっては、次のような方法も考えられる
- ・【市町村支援による個別避難計画】を本人・地域が更新する方法
 - ・【本人・地域記入の個別避難計画】を市町村支援によって更新する方法

【市町村が支援】 【本人・地域が記入】の個別避難計画

- 市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、
 - ①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、
 - ②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織が記入する計画（本人・地域記入の個別避難計画）づくりを進めることが適当である。
- 本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町村支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことに留意。

2. 福祉避難所について

①福祉避難所について

◎福祉避難所の対象者

…福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

◎福祉避難所への避難の流れ（現状の例）

…福祉避難所は、**災害時にすぐに開設するものではなく**、指定避難所での避難者の状況によって開設し、専門家の判断に基づいて、配慮が必要な方（必要な場合は介助者も）が移っていただくこととなります。よって、まずは指定避難所への避難となります。

①災害発生時、身の安全を最優先とし、**指定避難所**（津波の場合は浸水想定区域外や津波避難ビルへ）に避難します。

②指定避難所で、保健師などが避難した要配慮者の身体状態や介護などの状況を考慮し、**福祉避難所への避難対象者を決定**します。

③福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置、ベッド、毛布などの資機材や食料、水などの**受け入れ態勢が整った段階で開設**し、決定された避難対象者を受け入れます。

④福祉避難所への移送は、避難対象者の家族や地域の支援者などにより行うことを原則とします。ただし、家族の方などで移送が困難な場合は、状況に応じて福祉車両などでの移送を行います。

⑤要配慮者の身体状態などに応じて、自宅や指定避難所に戻ったり、介護保険施設や医療機関等に緊急入所したりするなどの移動があります。

※福祉避難所の公表について

…福祉避難所を事前に公表している自治体もあるが、受入れを想定していない避難者により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念があることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。

…今後、指定福祉避難所を指定するときに、受入対象者を特定して公示することによって受入対象者とその家族のみ避難する施設であることを明確化できる制度を創設したことから、本制度も活用し、避難行動要支援者の避難先の確保を進めること。

（災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年5月10日付内閣府令第30号））

[災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令：指定避難所の公示の内容について]

・市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならないとされているところ、その公示内容を明確化するため、

①指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難所を除くもの。）の場合はその名称及び所在地
その他市町村長が必要と認める事項、

②指定福祉避難所の場合は①の内容のほか、受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、を公示するものとする改正を行う

②福祉避難所への直接の避難について

◎個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入れ者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当である。

…移動により心身の状態の悪化を招く、特別な設備が必要であるなど、福祉避難所等に直接の避難が必要な場合、**個別避難計画作成の過程において**、事前に避難先との調整を行い、具体的な手順等を定めておくことが適当である。

…今後、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先ごとに、受け入れる避難者の人数や状況等を把握することが可能となる場合には、避難先における事前の準備を進めること。

※個別避難計画から漏れると、福祉避難所に行きにくくなる可能性があるのでは？

…**本アンケートの4-④には「災害対策基本法の改正に伴い「福祉避難所への直接避難」について検討されていますが、難病患者の直接避難について、どのように考えていますか？」**、

4-⑤には「福祉避難所への直接避難に関連して、直接避難の優先度について本人の心身の状況を考慮しますか？」という設問があります。難病患者の福祉避難所への直接避難がどのように進むのか、どのような心身の状況が優先度に反映されるか、今後も進捗を確認する必要があると考えます。

〔参考③ 難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）〕

事務連絡

令和3年12月14日

各都道府県 難病対策担当課御中
各指定都市 難病対策担当課御中
各都道府県 小児慢性特定疾病対策担当課御中
各指定都市 小児慢性特定疾病対策担当課御中
各中核市 小児慢性特定疾病対策担当課御中
各児童相談所設置市 小児慢性特定疾病対策担当課御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

難病及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に関する避難支援等体制の整備については、平成31年4月22日付け事務連絡においてお知らせしておりますが、本年5月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14に基づき、市町村長に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。

また、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（令和3年7月厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会）においても、災害対応等における自治体間等の情報共有の重要性が指摘されています。

これらの点に関して、下記のとおりお示いたしますので、引き続き、貴団体内の保健所等の関係部署や管内市町村との情報共有等の仕組みの構築など体制整備の参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること、また、内閣府から、各都道府県避難行動要支援者名簿・個別避難計画担当部局に対して、市町村へ本事務連絡の情報提供をお願いすることを申し添えます。

記

- 1 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について個別避難計画を作成するよう努めることとされており（法第 49 条の 14 第 1 項）、市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携をするとともに、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組むこと。都道府県の難病対策担当課と小児慢性特定疾病対策担当課におかれてはこの旨を管内の市町村の難病患者等の担当部局に周知するとともに、連携して、個別避難計画の作成について必要な支援を行うこと。
- 2 個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を市町村の内部で利用することができる（法第 49 条 14 第 4 項）。そのため、指定都市の難病対策担当課並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の小児慢性特定疾病対策担当課においては、避難行動要支援者名簿の作成時と同様、市内部での難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。
- 3 また、個別避難計画を作成するにあたって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる（法第 49 条の 14 第 5 項）。そのため、次のとおり避難行動要支援者名簿の作成時と同様、難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。
 - ・ 都道府県の難病対策担当課は指定都市を除く市町村との間で共有
 - ・ 都道府県の小児慢性特定疾病対策担当課は指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村との間で共有
- 4 なお、難病患者等に係る情報は、都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例に基づき、本人同意がある場合を除き、目的外利用や第三者への提供が禁止されているが、法の規定に基づき、市町村内部における情報の利用や都道府県が市町村からの求めに応じて行う情報の提供は、当該都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして許容される。
- 5 以上 1 から 4 までのほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定内閣府（防災担当）））を参考にすること。

以上